

令和 7 年度

福祉部事業計画概要

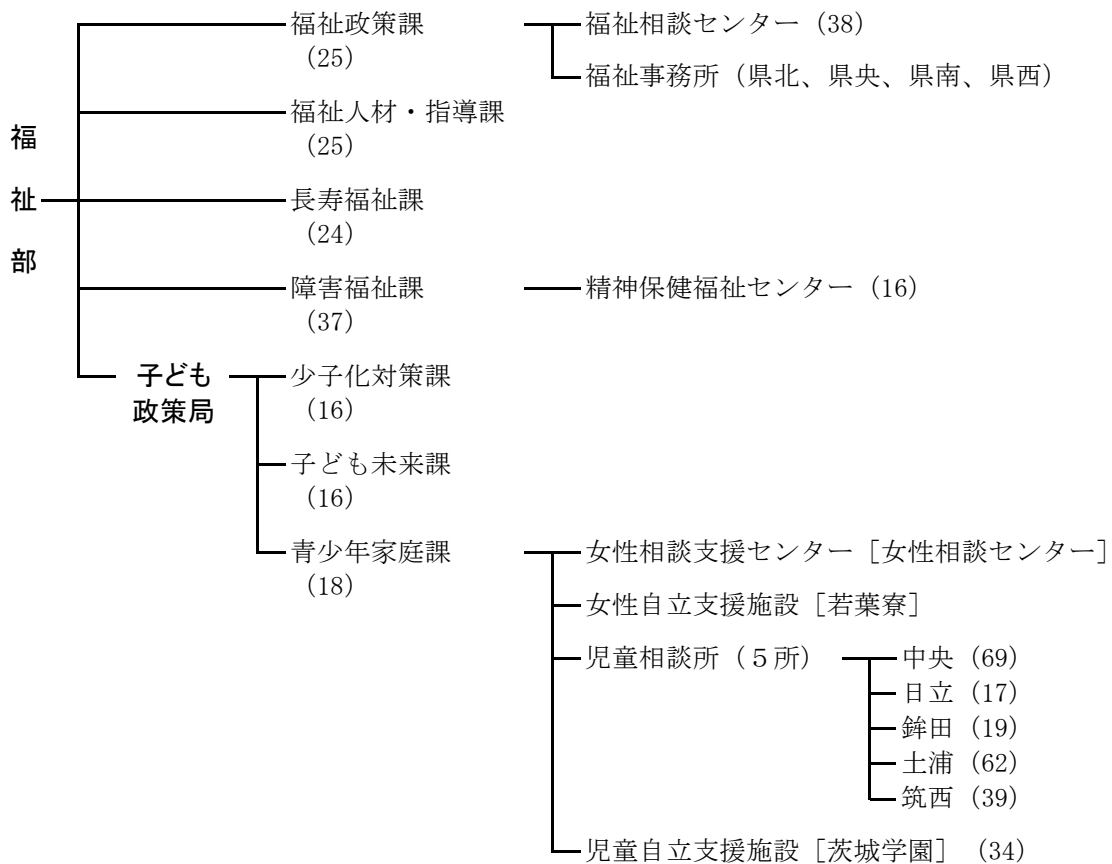
茨城県福祉部

目 次

福祉部の組織・職員数	1
福祉部の分掌事務	2
令和7年度茨城県当初予算（歳入・歳出）	4
福祉部予算各課別内訳	5
令和7年度福祉部施策推進の基本方針	6
令和7年度課別事業計画	
福祉政策課	11
福祉人材・指導課	19
長寿福祉課	26
障害福祉課	38
少子化対策課	56
子ども未来課	64
青少年家庭課	70
福祉部主要プランの概要	82
茨城県保健医療指標・茨城県福祉指標	93
県民センター等の管轄区域	99
二次保健医療圏・高齢者福祉圏・障害福祉圏	102
障害者支援施設等の設置状況	105
出生数及び合計特殊出生率の推移	106
福祉部の附属機関等一覧	107
福祉部関係各種団体一覧	108

福祉部の組織・職員数

(R7. 4. 1)



本庁 (161)
 出先 (294)
 計 (455)
 * 任期付職員含む

福祉部の分掌事務

福祉政策課

- 1 福祉行政の総合調整に関すること。
- 2 社会福祉に関する統計に関すること。
- 3 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）の施行に関すること（福祉人材・指導課、長寿福祉課、障害福祉課、少子化対策課、子ども未来課及び青少年家庭課の所管に係るものを除く。）。
- 4 地域福祉の推進に関すること。
- 5 民生委員に関すること。
- 6 災害ボランティア活動の支援に関すること。
- 7 ケアラーの支援に係る総合調整に関すること。
- 8 福祉相談センターに関すること。
（人権施策推進室）
 - 1 人権の啓発に関すること。
 - 2 人権啓発推進センター事業に関すること。
 - 3 同和問題の連絡調整に関すること。

福祉人材・指導課

- 1 福祉人材の確保に関すること。
- 2 社会福祉事業従事者の研修に関すること。
- 3 社会福祉士及び介護福祉士に関すること。
- 4 生活保護に関すること。
- 5 行旅病人及び行旅死亡人に関すること。
- 6 生活困窮者に関すること。
- 7 社会福祉法の施行に関すること（生活保護及び生活困窮者に係るものに限る。）。
（福祉監査室）
社会福祉法人等の検査に関すること。

長寿福祉課

- 1 高齢化対策の企画、調整及び推進に関すること。
- 2 老人福祉に関すること。
- 3 社会福祉法の施行に関すること（老人福祉に係るものに限る。）。
- 4 介護保険に関すること（介護保険事業所指導に係るものに限る。）。
- 5 戦没者遺族及び戦傷病者の援護に関すること。
- 6 旧軍人軍属等の恩給等に関すること。
- 7 叙位叙勲に関すること（旧軍人軍属等に係るものに限る。）。
- 8 未帰還者及び海外引揚者等の援護に関すること。
- 9 ユニバーサルデザインの推進に関すること。
- 10 茨城県ひとにやさしいまちづくり条例（平成 8 年茨城県条例第 10 号）の施行に関すること（建築指導課の所管に係るものを除く。）。
- 11 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成 13 年法律第 26 号）の施行に関すること（住宅課の所管に係るものを除く。）。

障害福祉課

- 1 身体障害児者福祉に関すること。
- 2 知的障害児者福祉に関すること。
- 3 発達障害児者福祉に関すること。

- 4 精神保健及び精神障害児者の福祉に関すること。
- 5 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）の施行に関すること。
- 6 特別児童扶養手当等に関すること。
- 7 心身障害者扶養共済に関すること。
- 8 社会福祉法の施行に関すること（障害者福祉に係るものに限る。）。
- 9 精神保健福祉センター、障害児入所施設及び障害者支援施設に関すること。
- 10 自殺対策に関すること。
- 11 障害者の権利擁護に関すること。

（子ども政策局）

少子化対策課

- 1 少子化対策の企画、調整及び推進に関すること。
- 2 こども基本法（令和 4 年法律第 77 号）に基づく県こども計画に関すること。
- 3 次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）の施行に関すること。
- 4 児童厚生施設に関すること。
- 5 児童手当に関すること（総務事務センターの所管に係るものを除く。）。
- 6 社会福祉法の施行に関すること（地域子ども・子育て支援事業に係るものに限り、子ども未来課及び青少年家庭課の所管に係るものを除く。）。
- 7 母性及び乳幼児の保健に関すること。
- 8 児童福祉法等に基づく医療給付に関すること（健康推進課の所管に係るものを除く。）。
- 9 母体保護に関すること。

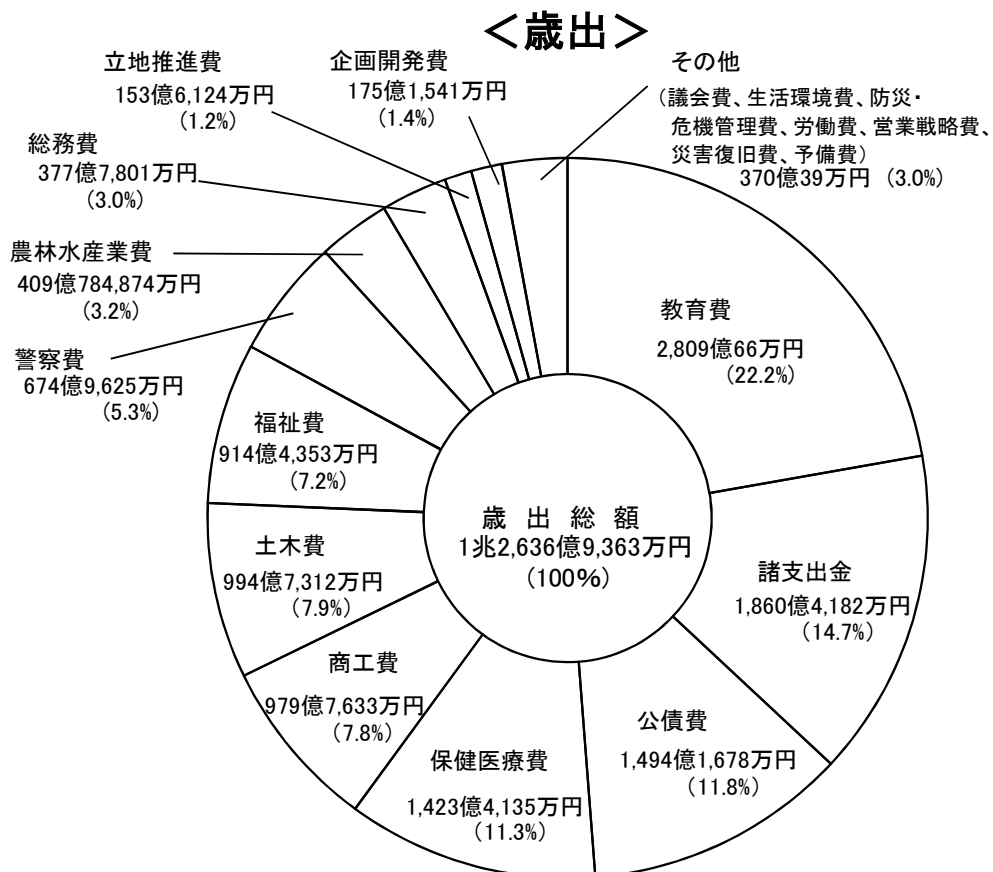
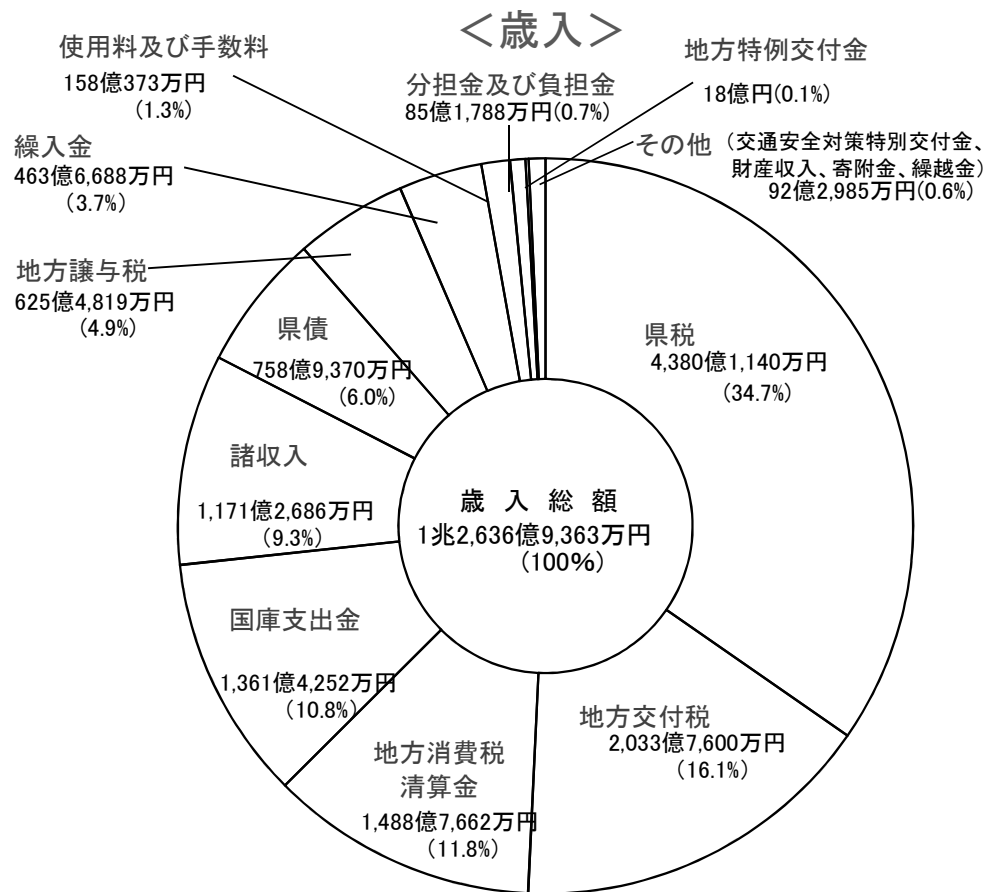
子ども未来課

- 1 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）の施行に関すること。
- 2 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）の施行に関すること。
- 3 社会福祉法の施行に関すること（一時預かり事業その他の保育に関する事業に係るものに限り、少子化対策課及び青少年家庭課の所管に係るものを除く。）
- 4 私立幼稚園及び認定こども園（これらを設置する学校法人を含む。）並びに保育所に関すること。

青少年家庭課

- 1 青少年施策の企画、調整及び推進に関すること。
- 2 青少年の健全育成及び若者の活動支援に関すること。
- 3 児童福祉に関すること（身体障害児、知的障害児、発達障害児及び精神障害児福祉に係るものを除く。）。
- 4 母子及び父子並びに寡婦福祉に関すること。
- 5 児童扶養手当に関すること。
- 6 社会福祉法の施行に関すること（児童福祉に係るものに限り、少子化対策課及び子ども未来課の所管に係るものを除く。）。
- 7 困難な問題を抱える女性の支援に関すること。
- 8 配偶者等からの暴力を受けた者の保護及び支援に関すること。
- 9 女性相談支援センター、女性自立支援施設、児童相談所及び児童自立支援施設に関すること。
- 10 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（平成 25 年法律第 64 号）の施行に関すること。
- 11 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成 28 年法律第 110 号）の施行に関すること。

令和7年度茨城県当初予算



※福祉部予算(925億3,844万7千円)
 =福祉費(914億4,352万9千円)
 +教育費のうち私学振興費ほか(11億121万円)
 -福祉費のうち多様性社会推進課への組替予算(6,292千円)

福 祉 部 予 算 各 課 別 内 訳

(一般会計)

(単位: 千円)

	目	R 6 当初予算額	R 7 当初予算額	財 源 内 訳		増 減	伸率(%)
				特定財源	一般財源		
福祉政策課	福祉政策費	732,143	781,314	215,644	565,670	49,171	6.7
	社会福祉施設整備振興費	6,800	3,200	-	3,200	△ 3,600	△ 52.9
	福祉指導対策費	1,560,303	1,796,219	262,583	1,533,636	235,916	15.1
	計	2,299,246	2,580,733	478,227	2,102,506	281,487	12.2
福祉人材・指導課	福祉政策費	160,899	-	-	-	△ 160,899	△ 100.0
	福祉指導対策費	413,703	610,299	371,672	238,627	196,596	47.5
	生活保護総務費	406,012	547,934	382,945	164,989	141,922	35.0
	扶助費	4,616,978	4,492,541	2,812,556	1,679,985	△ 124,437	△ 2.7
	計	5,597,592	5,650,774	3,567,173	2,083,601	53,182	1.0
長寿福祉課	社会福祉対策費	808	883	-	883	75	9.3
	高齢福祉総務費	169,688	175,368	91	175,277	5,680	3.3
	高齢福祉対策費	154,116	160,002	73,545	86,457	5,886	3.8
	高齢福祉施設費	1,637,187	1,697,569	554,084	1,143,485	60,382	3.7
	介護保険費	1,682,379	1,713,206	1,667,108	46,098	30,827	1.8
	遺家族等援護費	36,412	44,670	32,569	12,101	8,258	22.7
	計	3,680,590	3,791,698	2,327,397	1,464,301	111,108	3.0
障害福祉課	障害福祉総務費	384,782	358,341	19,080	339,261	△ 26,441	△ 6.9
	障害福祉援護費	26,104,847	28,868,820	3,428,266	25,440,554	2,763,973	10.6
	障害福祉対策費	1,683,390	1,720,983	653,453	1,067,530	37,593	2.2
	障害福祉施設費	12,107,893	4,170,447	3,449,390	721,057	△ 7,937,446	△ 65.6
	計	40,280,912	35,118,591	7,550,189	27,568,402	△ 5,162,321	△ 12.8
少子化対策課	児童福祉総務費	111,985	116,123	67	116,056	4,138	3.7
	児童措置費	5,852,631	5,686,098	8,271	5,677,827	△ 166,533	△ 2.8
	児童福祉対策費	4,417,651	5,086,713	286,696	4,800,017	669,062	15.1
	児童福祉施設費	143,938	84,030	67,200	16,830	△ 59,908	△ 41.6
	母子保健費	478,282	315,283	103,626	211,657	△ 162,999	△ 34.1
	計	11,004,487	11,288,247	465,860	10,822,387	283,760	2.6
子ども未来課	児童福祉総務費	99,356	98,415	6,361	92,054	△ 941	△ 0.9
	児童措置費	19,982,300	22,187,279	902,060	21,285,219	2,204,979	11.0
	児童福祉施設費	75,228	124,575	110,010	14,565	49,347	65.6
	事務局職員費	8,149	8,970	-	8,970	821	10.1
	私学振興費	1,283,693	1,092,240	390,642	701,598	△ 191,453	△ 14.9
	計	21,448,726	23,511,479	1,409,073	22,102,406	2,062,753	9.6
青少年家庭課	児童福祉総務費	118,412	122,351	511	121,840	3,939	3.3
	青少年費	75,433	79,631	2,251	77,380	4,198	5.6
	児童措置費	7,228,724	8,037,602	3,776,728	4,260,874	808,878	11.2
	母子福祉費	146,898	169,289	189,804	-20,515	22,391	15.2
	児童相談所費	1,584,759	1,792,803	187,136	1,605,667	208,044	13.1
	児童福祉対策費	121,160	121,482	60,764	60,718	322	0.3
	児童福祉施設費	300,193	143,289	132,690	10,599	△ 156,904	△ 52.3
	女性支援費	121,858	130,478	47,356	83,122	8,620	7.1
	計	9,697,437	10,596,925	4,397,240	6,199,685	899,488	9.3
	福祉部計	94,008,990	92,538,447	20,195,159	72,343,288	△ 1,470,543	△ 1.6

令和 7 年度福祉部施策推進の基本方針

人口減少時代を迎える中でも、県民一人ひとりが本県の輝く未来を信じ、「茨城に住みたい、住み続けたい」人が大いに増えるような、「活力があり、県民が日本一幸せな県」の実現のため、茨城県総合計画では 4 つのチャレンジを推進することとしており、福祉部では、主に以下に掲げるチャレンジに取り組んでいます。

Ⅱ 「新しい安心安全」へのチャレンジ

1 県民の命を守る地域保健・医療・福祉

【福祉人材確保対策】

- ・福祉人材の「参入促進」「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」の 3 つの視点から介護への理解促進や就業・定着などを支援するため、「地域医療介護総合確保基金」などの活用や、介護職員の処遇改善の推進により、福祉人材の確保を図る。特に外国人などの多様な人材を受け入れるための取組を進めていく。
- ・介護職員の定着・離職防止を図るため、見守り機器や I C T 機器の導入促進により業務負担の軽減を図る。
- ・介護事業所での見守り機器や I C T 機器の導入計画策定や、活用する人材の育成を支援する。

【ケアラー・ヤングケアラーへの支援】

- ・ケアラー・ヤングケアラーの認知度向上・理解促進や相談支援体制の強化を図り、課題を抱えるケアラーの早期発見・把握、適切な支援につなげる。

【精神保健対策・自殺対策】

- ・精神障害者が安心して地域生活を送ることができるよう、措置入院医療の 24 時間 365 日体制に加え、精神科一般救急医療相談等による休日及び夜間の精神科一般救急医療体制の整備・拡充を図る。また、家族等からの医療相談の充実や症状悪化に対応する救急医療体制の整備・拡充に努める。
- ・SNS 相談や電話相談の窓口を設置するなど、さまざまな悩みや不安を抱えた方が相談しやすい体制を整備し、自殺の未然防止を図る。

【在宅ケアハラスメント対策】

- ・介護・看護職員が安心して働き続けることができる環境づくりを進めるため、在宅介護・看護の現場における利用者からのハラスメント対策として、相談窓口の設置やガイドラインの策定、「ハラスメント撲滅キャンペーン」などを展開し、在宅介護・看護サービスを安定して提供できる体制の構築に取り組む。

2 健康長寿日本一

【福祉サービスの充実】

- ・高齢者が、適切な介護サービスを利用できるよう、在宅サービスや地域密着型サービスの充実、老人福祉施設等の介護サービス基盤の整備を推進するとともに、介護に関わる専門的な人材の養成・確保のための研修や介護職員の処遇改善等を通じたサービスの質の向上に努める。

【健康づくり】

- ・明るく活力ある健康長寿社会を築くため、高齢者の介護予防と健康づくり、生きがいづくりを推進する。
- ・優れた特技などを地域貢献活動として活かす「元気シニアバンク」活動の支援を行うとともに、全国健康福祉祭への本県選手団の派遣を通じて、高齢者の生きがい・健康づくりを推進する。

3 障害のある人も暮らしやすい社会

【支援体制の充実・社会参加の促進】

○ 障害者福祉の推進

- ・「第3期新しいばらき障害者プラン」に基づき、権利擁護、保健・医療・雇用、生活環境などの各施策の推進と障害福祉サービスの提供体制の整備を総合的に行い、本県における障害者施策の更なる充実を図る。
- ・地域における居住の場の充実を図るため、グループホーム等の整備を計画的に推進する。また、利用者が安心して安全に暮らせるよう、老朽化している障害者支援施設等の改築やグループホームの防火設備について、社会福祉施設整備国庫補助を活用して整備を促進する。
- ・障害者支援施設等における人材の確保や、サービス管理責任者や相談支援従事者等サービスに従事する従業者への研修を充実させるとともに、市町村や事業者に対する実地指導を実施し質の高い障害福祉サービスの安定的な供給に努める。
- ・重症心身障害児や医療的ケア児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の設置促進に努めるとともに、保健、医療、障害福祉等の連携促進に努める。

○ 障害者の自立と参加を促進する社会づくり

- ・障害者の自立と社会参加を促進するため、障害者就業・生活支援センターを中心として関係機関等と連携した就労支援の強化や福祉的就労の充実を図るとともに、スポーツ・レクリエーション活動や文化芸術活動の充実等に努める。
- ・発達障害者支援センターを中心として、障害の専門的相談による早期発見や地域の支援体制の整備を進める。また、茨城県高次脳機能障害支援センターにおいて、専門相談や技術支援を実施するとともに、地域のネットワークづくりを進める。
- ・退院可能な入院患者の退院促進を図り、精神障害者が、地域で安心して生活できるよう、医療機関や市町村の在宅支援担当者、介護・福祉サービス支援事業者で構成する地域支援連絡会議等を通して、関係機関の連絡強化や個別支援体制の整備に努める。

○ 障害者の権利擁護・差別解消の推進

- ・ 障害者虐待防止法に基づき、市町村に障害者虐待防止センター、県に障害者権利擁護センターを設置して、県民に普及啓発し、障害者虐待の防止や早期発見、迅速な対応及びその後の適切な支援等に努める。
- ・ すべての県民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、県に障害者差別相談室を設置し、障害を理由とする差別の解消を推進する。

【就労機会の拡大】

- ・ 障害者の自立と社会参加を促進するため、障害者就業・生活支援センターを中心として関係機関等と連携した就労支援強化や福祉的就労の充実を図る。
- ・ 障害者の福祉施設における工賃向上のため、共同受発注センターの活動強化や、アドバイザーの派遣、農福連携の取組の促進、官公需に係る福祉施設への受注機会の拡大等に取り組んでいく。

4 安心して暮らせる社会

【地域福祉の推進】

- ・ 「茨城県地域福祉支援計画（第4期）」に基づき、「地域に暮らす一人ひとりが地域の担い手として、ともに支え合い助け合い、安心して暮らせる地域社会づくり」を推進する。

【生活の保障と援護の充実】

- ・ 県民が、健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護制度の適正な運営に努めるとともに、生活に困窮している方々が、生活保護に至る前の段階で早期に自立できるよう、生活困窮者自立支援制度の充実を図る。
- ・ 戦傷病者、戦没者遺族、中国残留邦人に対して適切な支援を行う。

【犯罪に強い地域づくり】

- ・ ドメスティック・バイオレンスに対応するため、配偶者等からの暴力被害者への相談や心理的ケアを実施するとともに、警察などの関係機関と連携し、被害者の迅速かつ的確な保護に努める。また、「茨城県困難な問題を抱える女性支援基本計画」に基づき、困難を抱える女性が相談しやすい体制づくり、回復と自立に向けた支援体制の整備を行う。

5 災害・危機に強い県づくり

【危機管理体制の充実強化】

- ・災害時には、被災者に対する精神保健医療への需要が拡大することから、被災地域で活動する災害派遣精神医療チーム（D P A T）の体制整備を推進する。
- ・避難行動要支援者一人ひとりの避難計画である「個別避難計画」の早期の作成や福祉避難所の指定拡大を市町村に対して働きかけるなど、災害時に要支援者をスムーズに避難誘導できる体制整備を推進する。
- ・大規模災害の発生に備えて、高齢者、障害者、乳幼児等の支援が必要な被災者に対し、関係機関が連携して支援を行うためのネットワークを構築するとともに、発災時に速やかに、福祉専門職で構成するチーム（いばらきD W A T）を派遣する体制整備を推進する。
- ・災害時に、被災者である妊産婦等に対し支援を行う助産師の派遣について、協定書に基づき茨城県助産師会に要請する体制整備を推進する。
- ・災害時において被災者を支援するボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるよう、災害ボランティア活動に係る環境を整備し、災害ボランティア活動の支援・促進を図る。

Ⅲ 「新しい人財育成」へのチャレンジ

1 次世代を担う人財

【人財育成】

○ 青少年・若者の健やかな成長と自立を支えるための環境整備

- ・「茨城県こども計画」に基づき、青少年が心身ともに健やかに自立した個人として成長し、若者が地域社会の一員としていきいきと活躍できる社会の実現に向けた取組を展開する。

2 日本一、子どもを産み育てやすい県

【結婚・出産・子育て支援】

○ 少子化対策の推進

- ・子ども政策に関する施策や取組を一体的に展開するために策定した「茨城県こども計画」に基づき、「全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」」の実現を目指し、県のこども施策を一体的に推進していく。
- ・結婚・子育てへの意識啓発をはじめ、男女の出会いの場づくりの支援、さらに妊娠・出産・子育てまでの切れ目ない支援に体系的に取り組む。

○ 母子保健の充実

- ・妊娠期から子育て期までの、切れ目のない相談支援体制を構築し、安心・安全な妊娠・出産・子育てと児童虐待の未然防止を図る。
- ・乳幼児期の健康を守るため、新生児に対し先天性代謝異常等検査を実施するとともに、視聴覚障害の早期発見と精密検査・療育体制の整備を図る。
- ・医療を必要とする結核罹患児や未熟児の医療費等に対し、公費負担を行い経済的負担の軽減を図る。
- ・不妊治療に取り組む方に対する経済的な負担の軽減を図るほか、不妊で悩む夫婦に専門的・医学的相談を実施する。

○ 子育て支援と保育サービスの充実

- ・子どもを持ちたい人が安心して子どもを産み、健やかに育てることができるよう、母子保健医療体制の充実や子育て世帯の経済的負担の軽減に努めるとともに、子ども自身が健やかに成長できる環境づくりを進める。
- ・「子ども・子育て支援新制度」に基づき、利用者のニーズに即した幼児教育・保育サービス等の充実を図るとともに、延長保育や病児保育など地域における様々な子育て支援の拡充に取り組むほか、保育施設等に通っていない未就園児への支援の強化を図り、安心して子育てができる環境づくりを推進する。
- ・待機児童ゼロ水準維持に向けて、地域の実情に応じた保育所等の整備や地域型保育事業の促進により保育の受け皿整備を進めるとともに、修学資金貸付や潜在保育士の再就職支援、保育士の処遇改善・業務の負担軽減による就業継続支援など、総合的な保育人材の確保対策を推進する。

【児童虐待対策】

- ・年々増加する児童虐待事案の早期発見、早期対応を図るため、児童相談所の体制強化を図るとともに、市町村による未然防止対策への支援や、里親等の社会的養護の受け皿確保などに取り組む。

【子どもの貧困対策】

- ・生活援助や保育サービスによる子育て・生活支援、児童扶養手当の支給などによる経済支援、資格を取得するための修学期間中に給付金を支給する高等職業訓練促進給付金等事業による就職支援等により、ひとり親家庭・寡婦の自立促進を図る。

3 自分らしく輝ける社会

【人権】

- ・県民一人ひとりの人権が尊重され、互いの人権を尊重し合う社会とするため、総合的な人権施策を推進するとともに、多様性を認め合うダイバーシティ社会の実現に向けて、「人権啓発推進センター」を中心に、人権啓発、人権教育及び人権擁護活動の推進を図る。
- ・部落差別（同和問題）については、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの部落差別解消推進法の基本理念に則り、国及び市町村等との連携を図りながら、課題の解消に努める。

IV 「新しい夢・希望」へのチャレンジ

1 活力を生むインフラと住み続けたいまち

【まちづくり】

- ・ユニバーサルデザインを推進するため、県ホームページでの広報やガイドラインの活用を通じて、理念の普及・啓発に取り組む。
- ・高齢者の自立を促進し、介護者の負担軽減を図るため、利用者ニーズに適合した福祉機器や住宅改修の活用を支援する。
- ・身障者等用駐車場の適正利用及び県民への意識啓発を図るため、「いばらき身障者等用駐車場利用証制度」を推進する。

福祉政策課

◎執行方針

[1] 福祉行政の総合調整等

1 福祉行政の総合調整

部の幹事課として、部の福祉行政に関する進行管理、部の予算の適正執行を通じて、部内各課（室）の事務事業が円滑に執行されるよう総合調整を行う。

2 厚生統計調査

厚生労働省の委託を受けて各種業務報告、実態調査を実施することにより、福祉行政施策の企画立案、実施等のための基礎資料を得る。

[2] 社会福祉行政の推進

1 社会福祉の推進

急速な少子高齢化による人口減少や個人の価値観の多様化、家族や地域社会のつながりの希薄などにより、子どもの貧困やひきこもり、高齢者等の社会的孤立といった、既存の福祉サービスのみでは十分な支援が受けられないような課題が顕在化するなど、福祉を取り巻く環境は大きく変化している。

こうした中で、利用者本位の福祉や地域における福祉を推進するため、社会福祉に関する事項を総合的に調査審議する茨城県社会福祉審議会を運営し、社会福祉事業の適正な実施の確保と健全な発展を図る。

また、本県社会福祉関係者の活動・交流の拠点として、多くの福祉関係団体が入居する茨城県総合福祉会館を運営するとともに、県内の社会福祉の向上に寄与している社会福祉団体等の活動を支援する。

2 地域福祉の推進

地域福祉の総合的な推進役である社会福祉協議会の活動を支援するとともに、茨城県地域福祉支援計画（第4期）に掲げた目標達成状況の把握等、進行管理に努めていく。

また、福祉サービスの質の向上を図るため、福祉サービス第三者評価事業を推進するとともに、利用者からの苦情に対応するため「福祉サービス苦情解決事業」の着実な推進を図る。

地域住民の福祉活動への参画など、地域で互いに助け合い支え合う福祉コミュニティを形成するため、ボランティア活動の振興を図るとともに、地域福祉推進の担い手として地域住民の立場に立って相談、援助を行う民生委員・児童委員及び民生委員児童委員協議会の活動を支援する。

また、「茨城県ケアラー・ヤングケアラーを支援し、共に生きやすい社会を実現するための条例」（令和3年12月施行）に基づき、ケアラー・ヤングケアラーの認知度向上・理解促進や相談支援体制の強化を図り、課題を抱えるケアラーの早期発見・把握、適切な支援につなげる。

さらに、「孤独・孤立対策推進法」（令和6年4月施行）に基づき、社会全体で孤独・孤立問題への理解を深め、孤独・孤立の状態にある当事者が必要な支援につながりやすい環境整備を図る。

加えて、低所得者世帯等に対し、生活困窮者自立支援制度と連携した生活福祉資金の貸付を行うことにより、安定した生活が送れるよう支援する。

[3] 災害時の福祉支援施策の推進

要配慮者が安心して避難所において生活できるよう福祉専門職による福祉ニーズの把握や支援を行う体制整備を推進するため、「茨城県地域防災計画」に基づき、福祉関係団体等による災害福祉支援ネットワークの活動の充実に努める。

また、要配慮者のうち、特に支援を要する避難行動要支援者対策として市町村が取り組む避難行動要支援者名簿の整備や個別避難計画の早期作成、福祉避難所の指定拡大等について、取組の一層の促進を支援していく。

さらに、「茨城県災害ボランティア活動を支援し、促進するための条例」（令和2年12月施行）に基づき、地域の企業や団体等の協力により災害ボランティアの参加拡大を

図るとともに、災害ボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるよう、災害ボランティア活動の環境整備に努める。

[4] 人権施策の推進

総合的に人権施策を推進するとともに、多様性を認め合うダイバーシティ社会の実現に向けて、人権啓発推進センターを中心に人権啓発・人権教育及び人権擁護活動等の充実を図る。

部落差別（同和問題）については、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの部落差別解消推進法の基本理念を踏まえ、必要な教育及び啓発等により課題の解消に努める。

福祉政策課主要施策体系

[1] 福祉行政の総合調整等

1	福祉行政の総合調整	_____	(1)	福祉行政の総合調整
2	厚生統計調査	_____	(1)	社会福祉統計調査

[2] 社会福祉行政の推進

1	社会福祉の推進	_____	(1)	社会福祉審議会の運営
		_____	(2)	総合福祉会館の運営
2	地域福祉の推進	_____	(1)	市町村地域福祉推進の支援
		_____	(2)	社会福祉協議会に対する支援
		_____	(3)	福祉サービスの質の向上
		_____	(4)	ボランティア活動の振興
		_____	(5)	民生委員・児童委員に対する支援・指導
		_____	(6)	生活福祉資金貸付事業に対する支援
		_____	(7)	民間社会福祉施設整備借入金に対する 利子補給
		_____	(8)	重層的支援体制の整備
		_____	(9)	ケアラー・ヤングケアラー支援
		_____	(10)	孤独・孤立対策

[3] 災害時の福祉支援施策の推進

1	茨城県災害福祉支援ネットワークの運営	_____	(1)	茨城県災害福祉支援ネットワークの運営
2	避難行動要支援者対策の推進	_____	(1)	避難行動要支援者対策の推進
3	災害ボランティア活動の支援	_____	(1)	災害ボランティア活動の支援

[4] 人権施策の推進

1	人権施策の推進	_____	(1)	人権啓発等の推進
		_____	(2)	人権啓発推進センターの運営
		_____	(3)	同和問題の連絡調整

◎事業計画概要

事 項 名	事 業 の 概 要	予 算 額 千円
〔1〕福祉行政の総合調整等 1 福祉行政の総合調整	（1）福祉行政の総合調整 庶務、組織、人事、予算、決算等に係る部内外との総合調整を行う。 ・部の組織 本庁 福祉政策課他 6 課 出先 福祉相談センター 福祉事務所 4 所 精神保健福祉センター他 ・職員数 本庁 163 人、出先 286 人 ・部の予算 歳出総額 92,538,447 千円	
2 厚生統計調査	（1）社会福祉統計調査（国委） 厚生労働省の委託を受けて各種業務報告、実態調査を実施する。 ①国民生活基礎調査（所得票・貯蓄票）（7 月） ②社会保障に関する意識調査（7 月） ③家庭の生活実態及び生活意識に関する調査（7 月） ④社会福祉施設等調査（10 月） ⑤介護サービス施設・事業所調査（10 月） ⑥福祉行政報告例（月報、年度報）	6,176
〔2〕社会福祉行政の推進 1 社会福祉の推進	（1）社会福祉審議会の運営（県単） 社会福祉法に基づく社会福祉審議会を開催し、社会福祉に関する事項を調査審議する。 審議会 年 2 回 ①身体障害者福祉専門分科会 年 12 回 ②地域・老人福祉専門分科会 年 1 回 ③民生委員審査専門分科会 年 2 回 ④児童福祉専門分科会 年 14 回	3,289
	（2）総合福祉会館の運営（県単） 民間福祉活動振興の拠点となる総合福祉会館を指定管理者（株式会社茨城興産）により効率的に運営するとともに、施設の計画的な修繕により長寿命化を図り、生きがいのある福祉社会づくりを推進する。	279,229
2 地域福祉の推進	（1）市町村地域福祉推進の支援（県単） ①社会福祉大会の開催 ②町村社協の活動強化指導 ③市町村が行う民生委員の推薦事務の支援	1,583
	（2）社会福祉協議会に対する支援（県単） 県社会福祉協議会の事務局体制、指導体制を強化するため各種助成を行う。地域福祉の総合的な推進役である県社会福祉協議会の円滑な運営を確保するため、当該運営費を助成する。	96,627
	（3）福祉サービスの質の向上 ①福祉サービス苦情解決事業助成費（国補） 福祉サービスに関する利用者からの苦情を適切に解決するとともに福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）の適正な運営を確保するため、公正・中立な第三者機関である運営適正化委員会を設置し、福祉サービスの適正な利	15,000

	用とサービスの質の向上を図る。 ア 実施主体 県社会福祉協議会 イ 事業内容 1) 県社会福祉協議会に「運営適正化委員会」を設置し、同委員会に「苦情解決小委員会」及び「運営監視小委員会」を置く。 ・ 苦情解決小委員会 苦情処理に必要な調査、指導、助言、あつせん、県への通報、情報提供 ・ 運営監視小委員会 福祉サービス利用援助事業全般の監視、実施主体に対する助言、現地調査又は勧告 2) 運営適正化委員会事務局の設置 ・ 福祉サービスに対する利用者からの苦情受付 ・ 委員の指示に伴う調査、助言、あつせん等に係る事務 ・ 運営適正化委員会の開催 ・ 事業者に対する巡回指導(苦情解決体制の整備など) ウ 補助率 10/10 (国 1/2、県 1/2)	
	②福祉サービス第三者評価推進機構運営費 (県単) 福祉サービスの質の向上等を目的とする第三者評価事業を推進するため、福祉サービス第三者評価推進機構を運営し、評価機関の育成や評価基準・評価手法の検証、事業者への普及啓発を行う。 ア 評価機関の認証 イ 評価基準の検証 ウ 制度の普及促進	646
	(4) ボランティア活動の振興 ①県ボランティアセンター活動事業助成費 (国補) 県レベルのボランティア活動を推進するため、広域的課題への対応、開拓的・先駆的課題に対する取組みを通じ、市町村ボランティアセンターへの支援を行うほか、各種事業の実施を通じて、ボランティア活動に参加しやすくなるための体制の整備を行う県社協に対し助成する。 ア 事業内容 1) 福祉教育関係事業 (福祉教育推進セミナー等) 2) 養成・研修事業 (災害ボランティアセンター設置・運営訓練、災害初動期対応チーム員養成研修等) 3) 広報・啓発事業 (広報誌発行、ビデオ貸出等) 4) その他 (災害時に活動するボランティア関係団体間の連携促進) イ 補助率 10/10 (国 1/2、県 1/2)	3,776
	(5) 民生委員・児童委員に対する支援・指導 ①民生委員・児童委員の委嘱解嘱、研修及び民生委員児童委員協議会、民生委員推薦会に対する指導 (県単) ア 新任民生委員・児童委員が相談援助を行うための基礎知識を習得させるための研修を行う。 イ 市町村の民生委員児童委員協議会に対する指導を行う。 ウ 委嘱者への物品の支給、死亡、辞任に伴う解嘱者への感謝状の授与、弔慰金の支給を行う。	2,413

	②民生委員・児童委員の活動に対する支援（県単） ア 民生委員・児童委員に対する費用弁償の交付 1人／年 60,200円 会長加算金1人／年 8,000円 イ 地区民生委員児童委員協議会活動費に対する助成 地区民児協がそれぞれの地域特性に応じた活動を行うために実施する研修等の事業に助成する。 ③市町村民生委員推薦会に対する助成（県単） 市町村民生委員推薦会運営費の一部を助成する。 ④県民生委員児童委員協議会に対する助成（県単） ア 県民児協の運営の円滑化を図り、民児協活動を推進するため運営費の一部を助成する。 イ 民生委員・児童委員の活動に伴い、県民児協が行う互助事業に対し助成し、福利厚生の実施を図る。 ⑤民生委員・児童委員研修会事業委託費（国補） 民生委員・児童委員の資質の向上と活動強化のための各種研修会を行う。（県民児協へ委託） （６）生活福祉資金貸付事業に対する支援 生活福祉資金貸付事務支援費（国補） 低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯及び失業者世帯等を対象に自立更生に必要な資金を貸付け、自立更生の助長と在宅福祉・地域福祉の促進を図ることを目的として、生活福祉資金の貸付事務を実施している県社協及び市町村社協の事務の円滑な推進を図るため、事務費の支援を行う。 補助率 10／10（国 1／2、県 1／2） （７）民間社会福祉施設整備借入金に対する利子補給 民間社会福祉施設整備借入金利子補給費（県単） 民間社会福祉施設の整備のため独立行政法人福祉医療機構から借入した資金の利子の一部を補給し、設置者の負担を軽減する。 補助対象施設 17施設 （８）重層的支援体制の整備 重層的支援体制整備事業費（国補） 介護、障害、子ども・子育て、生活困窮の各分野の相談支援等の事業を一体的、包括的に実施する同事業について、実施主体となる市町村を対象に、先進事例の紹介や市町村間の情報交換等を行う研修会を開催して、同事業への理解促進を図るとともに、事業実施に必要な経費のうち県負担分を補助する。 事業実施市町村 5市村 （９）ケアラー・ヤングケアラー支援 ケアラー・ヤングケアラー支援事業費（国補） ケアラー・ヤングケアラーの認知度向上・理解促進や相談支援体制の強化を図り、課題を抱えるケアラーの早期発見・把握、適切な支援につなげる。 ア 認知度向上・理解促進の取組 ・ホームルーム等を活用した児童・生徒への啓発等 イ 相談支援体制の強化（国補） ・支援機関等職員向け研修の実施	309,164 902 5,183 789 40,421 3,200 382,163 2,137
--	--	--

[3] 災害時の福祉支援施策の推進 1 災害福祉広域支援ネットワークの運営 2 避難行動要支援者対策の推進 3 災害ボランティア活動の支援 [4] 人権施策の推進 1 人権施策の推進	(10) 孤独・孤立対策 庁内関係課で国の方針等を共有して、孤独・孤立対策に位置付けられる施策の整理等を行い、効果的に推進していくための官民連携の仕組みを検討していく。 (1) 災害福祉広域支援ネットワークの運営 災害福祉広域支援ネットワーク事業費（国補） 大規模災害発生時に高齢者や障害者などの要配慮者が安心して避難所等において生活できるよう福祉専門職等による福祉的支援ニーズの把握や支援を行う体制整備を推進するため、福祉関係団体等による災害福祉広域支援ネットワークの運営を行う。 (1) 避難行動要支援者対策の推進 要配慮者のうち、特に支援を要する避難行動要支援者対策として市町村が取り組む避難行動要支援者名簿の精査や個別避難計画の早期作成、福祉避難所の指定拡大等について、取組の一層の促進を支援していく。 (1) 災害ボランティア活動の支援 ①災害ボランティア活動支援事業費（県単） 災害ボランティアによる被災者支援活動の円滑化等に直結する事業に対して助成する。 （助成対象事業） ・災害ボランティアの現地作業に要する用具の購入等 ・災害ボランティアの輸送 ・災害ボランティアセンターの運営支援のためのシステム運用経費 ・民間支援団体等による情報共有会議等に要する経費 (1) 人権啓発等の推進（国委・国補・県単） 人権問題を県民一人ひとりが正しく理解し、自分の問題としてその解決に主体的に取り組むよう、啓発活動を多面的・計画的に推進する。 ①全体啓発 講演会・研修会の開催、ポスター掲出、啓発資料・啓発用物品の作成・配布、人権の花運動、プロスポーツチームと連携協力した啓発活動を実施する。 ②地域啓発 地域住民に対し、より密着した啓発活動を展開するため市町村に啓発活動を委託する。 ③隣保館運営費等の補助 隣保館を設置している市町村、広域隣保活動事業を実施する市町村に対し、運営費等の一部を助成する。 ④地域生活定着支援事業 親族等の受入先がなく、高齢又は障害を有するため福祉的支援を必要とする刑務所等出所予定者の社会復帰を支援し、再犯防止に資する。	2,500 13,013 260,943
---	---	---

福祉人材・指導課

◎執行方針

[1] 福祉人材の確保・育成

福祉サービスを支える人材を安定的に確保し、県内定着を図るため、若者や子育て層、シニア層など幅広い世代を対象に、介護未経験者や有資格者、掃除や洗濯等介護の周辺業務を担う介護助手の活用など、多様な人材の参入を促進し、介護人材の裾野の拡大を図る。

また、キャリアアップ研修への支援等資質向上や、施設経営者等を対象にした勤務環境改善セミナーの実施など、働きやすい環境づくりに取り組む。

さらに、外国人介護人材の確保・育成に取り組むとともに、安心して学習・生活ができるよう受入環境の整備を図る。

[2] 生活保護制度の適正実施と生活困窮者自立支援制度の推進

福祉事務所等への施行事務監査等を通して、適正な保護の実施の確保及び被保護者への指導援助の充実を図るとともに、福祉事務所生活保護担当職員を対象とした研修会等を実施し、職員の資質の向上を図る。

また、生活困窮者自立支援法に基づき、包括的な相談支援体制の構築、住まいを失うおそれのある離職者等に対する家賃相当額の給付、基礎的な就労訓練の実施、家計管理や債務解消などへの支援、子どもの学習や生活への支援事業等を実施し、生活困窮者の早期自立を図る。

[3] 社会福祉法人等の検査

社会福祉法人及び施設等の業務及び財産の状況について実地検査等を行うことにより、社会福祉法人等の適正な運営の確保を図る。

福祉人材・指導課主要施策体系

[1] 福祉人材の確保・育成

- | | |
|--------------------|-------------------------------|
| └─ 1 多様な人材の確保・育成 | ── (1) 多様な人材の参入促進・資質向上・労働環境改善 |
| └─ 2 外国人材の確保・育成・定着 | ── (1) 外国人材の確保・受入環境の整備 |

[2] 生活保護制度の適正実施と生活困窮者自立支援制度の推進

- | | |
|---------------------|--|
| └─ 1 生活保護制度の適正実施 | └─ (1) 生活保護法施行事務の適正実施の推進 |
| | └─ (2) 各種扶助費の適正支給 |
| | └─ (3) 行旅病人・行旅死亡人取扱費の支給 |
| └─ 2 生活困窮者自立支援制度の推進 | ── (1) 生活困窮者の総合相談支援、離職により住居を失うおそれのある者等に対する支援、就労支援、家計改善支援、居住支援、子どもの学習・生活支援等 |

[3] 社会福祉法人等の検査

- | | |
|-----------------------|-------------------------|
| └─ 1 社会福祉法人等の適正な運営の確保 | ── (1) 社会福祉法人・施設等の実地検査等 |
|-----------------------|-------------------------|

◎事業計画概要

[illegible]

2 外国人材の確保・育成・定着	ウ 労働環境・処遇改善のための事業 ・勤務環境改善支援事業 - 勤務環境改善セミナー	
	③介護人材確保育成事業（県単） 就職希望者を介護施設等に派遣し、研修を受講させることにより、直接雇用に繋げる。また、施設等で就業中の無資格者に研修を受講させることによりキャリアアップを図る。	152, 182
	④介護福祉士修学資金貸付費（県単） 介護福祉士資格等の取得を目指す学生等に対する修学資金や、介護福祉士実務者養成施設在籍者の研修費用、潜在介護職員の再就職の準備に必要な費用の貸付け、他業種から介護（障害）分野に就職する者への就職支援金の貸付けを行うことにより、介護人材の確保を図る。 県社会福祉協議会が実施する貸付事業に対し、助言指導を行うとともに、県が貸付けを行った修学生の就業状況の把握や返還金の徴収を行う。	40, 526
	（１）外国人材の確保・受入環境の整備 ①外国人介護人材確保事業（国補・県単） 県内介護施設等が外国人材を受け入れることにより人材不足を補うため、受入れに向けた機運醸成・理解促進を図るとともに、外国人材と事業者とのマッチング支援等を行う。 ア 特定技能インド人材等受入促進事業 インドからの特定技能１号等介護人材確保のため、介護事業者同行ツアーや事業者向けセミナー、PR動画の制作等を実施 イ 外国人介護人材獲得強化事業 県内の介護事業者等に対し、海外の送出機関との関係構築やプロモーションに必要な費用の一部を補助 ウ 介護福祉士養成校外国人留学生受入支援事業 茨城県介護分野留学生受入促進協議会を通して受け入れた留学生の就職先マッチングや定着を支援 エ 外国人留学生奨学金等給付支援事業 介護施設等が介護福祉士の資格取得を目指す留学生の確保を図るため留学生に対して給付等する奨学金等の一部を助成	44, 029
	②外国人介護人材受入環境整備事業（県単） 外国人介護人材の定着を促進するため、介護福祉士国家試験対策等の研修や受入環境整備に向けた職員研修、アドバイザーによる相談体制の強化に取り組む。 ア 外国人介護人材受入環境整備事業 技能実習生及び特定技能１号外国人の日本語や介護分野の専門的な知識など介護技能を向上するための集合研修や、外国人介護人材受入施設等職員を対象にした研修を実施 イ 介護職種技能実習生等国家試験対策支援事業 技能実習生及び特定技能１号外国人に対し介護福祉士国家試験に向けた集中的な集合研修を実施 ウ 外国人介護人材受入れ・定着サポート事業 外国人材支援センター（産業戦略部）に介護専門のアドバイザーを配置し、在留手続き支援や外国人材定着のためのサポートや研修等を実施	22, 150

〔２〕生活保護制度の適正実施と生活困窮者自立支援制度の推進 １ 生活保護制度の適正実施	③外国人介護福祉士候補者支援事業（国補） 経済連携協定（ＥＰＡ）に基づき外国人介護福祉士候補者を受け入れた、社会福祉施設が実施する個々の日本語修得の取組を支援する。 （１）生活保護法施行事務の適正実施の推進 ①生活保護法施行事務監査及び指導（国補・県単） ア 福祉事務所監査 適正な保護の決定実施の確保及び被保護者の指導援助の充実を図るため、次の重点項目を踏まえ指導監査を実施する。 １）要保護者に対する権利侵害の防止について ア）生活保護関係法令及び実施要領等に基づく保護の実施について イ）面接時の適切な対応の徹底について ウ）適切な保護申請の取扱いについて ２）適切な援助方針の策定及び的確な訪問調査活動の実施について ３）適切な収入の把握等について ア）適切な収入の把握について イ）課税調査の徹底について ４）査察指導機能の充実強化及び組織的運営管理の徹底について ５）適切な実施方針及び事業計画の策定について ６）扶養能力調査の徹底について ７）適正な経理事務の取扱いについて ８）医療扶助における医薬品の適正使用の推進について ア）向精神薬の重複処方の適正化について イ）重複・多剤投与者に対する適正受診指導の取組について イ 指定医療機関に対する個別指導 医療扶助受給者に対する適正診療及び適切な指導援助の確保を主眼として実施する。 ウ 指定介護機関に対する指導 介護扶助受給者に対する適正な介護の給付及び適切な指導援助の確保を主眼として実施する。 エ 保護施設の指導 福祉事務所における入所措置等の適正化、保護施設の適正な運営及び入所者処遇の確保を主眼として実施する。 ②医療扶助・介護扶助の運営（県単） ア 医療費の審査・支払及び介護扶助費の審査・支払 ・医療扶助費は、社会保険診療報酬支払基金に診療報酬の審査・支払事務を委託したうえ、扶助費の知事決定を行い適正な給付を図る。 ・介護扶助費は、国民健康保険団体連合会に介護報酬審査・支払事務を委託したうえ、扶助費の知事決定を行い適正な給付を図る。 イ 医療扶助の給付 県福祉事務所に嘱託医を配置し、被保護者への医療の給付の適正化を図る。 ③保護の適正実施（国補） 被保護者に対する適正な指導援助を図るため、福祉事務所職員を対象とする研修会を開催するとともに、県福祉事務所において扶養義務調査等を実施する。	16, 500 1, 491 20, 441 1, 980 16, 344
--	---	--

2 生活困窮者自立支援制度の推進	④被保護者就労支援事業費（国補） 被保護者の就労による自立を促進するため、県福祉事務所に職業相談指導員を配置するほか、ハローワークと連携しながら支援プランを策定し、就労支援を実施する。	15,051
	⑤保護の決定実施（県単） ア 県福祉事務所が行う保護の決定実施にあたっては、定期訪問によるケースの実態把握を基本に、個別需要に即した適正な保護の決定実施を行う。 イ 適正な保護の決定実施を確保するための調査等を行う。	9,492
	⑥生活保護システム推進事業（国補） 生活保護システムを活用して、業務効率化の推進を図る。 また、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき、生活保護システムを標準準拠システムに移行するため、必要な改修を行う。	126,881
	⑦生活保護費返還金回収事業（国補） 県福祉事務所に未収債権専門員を配置し、適正な債権管理を行う。	21,097
	⑧社会福祉施設等整備事業（国補） 救護施設の大規模修繕に係る経費を補助し、身体上又は精神上著しい障害があるため日常生活を営むことが困難な要保護者の安定的な生活の場の確保を図る。	131,175
	（２）各種扶助費の適正支給 扶助費の支給（国補） 社会・経済情勢の変化に伴う保護の動向を的確に把握しながら、対象者の個別需要に対応した適正な保護の決定、実施に努めるとともに、関係諸制度及び福祉施策の活用を図り、最低生活の保障に万全を期する。 （町村分） 国 3／4、県 1／4 （生活保護法第 7 3 条による負担金（中核市分を除く）） 県 10／10（国 3／4、市 1／4 の市分を負担）	4,492,541
	（３）行旅病人・行旅死亡人取扱費の支給 行旅病人及び行旅死亡人取扱費（県単） 「行旅病人・行旅死亡人」等の取扱に関する法令に基づいて市町村長が繰替支弁した費用をその請求により県が支弁する。（中核市分を除く）	2,484
	（１）生活困窮者の自立促進 生活困窮者自立支援事業費（国補） 生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者の早期自立を支援するために以下の事業を実施する。 ①自立相談支援事業（国 3／4、県 1／4） 県福祉事務所に相談支援員、就労支援員を配置し、関係機関と連携しながら、生活困窮者からの相談対応や自立支援を行う。また、住まい相談支援員を配置し、居住支援の強化を図る。 ②住居確保給付金（国 3／4、県 1／4） 住居を失うおそれのある者等に対し有期（最大 9 か月）で家賃相当額を給付して、就労支援を実施する。また、家賃が低廉な住宅への転居費用を支給し、生活困窮	165,796

〔 3 〕 社会福祉法人等の検査 1 社会福祉法人等の適正な運営の確保	者の経済的自立と安定した住まい確保を支援する。 ③就労準備支援事業（国 2／3、県 1／3） 就労に向けた準備が不十分な者に対する日常生活・社会生活等の訓練を委託により実施する。 ④就労体験先の開拓（国 10／10） 就労体験先となる企業等を開拓し、就労準備支援事業の充実及び就労準備支援事業利用者の自立促進を図る。 ⑤家計改善支援事業（国 2／3、県 1／3） 家計に課題を抱える者に対する専門的な助言、債務整理等への支援を委託により実施する。 ⑥居住支援事業（国 2／3、県 1／3） 解雇で社員寮を退去せざるを得なくなった者等に対し、一定期間（最大 6 か月）衣食住を提供し、自立促進を図る。 ⑦子どもの学習・生活支援事業（国 1／2、県 1／2） 生活困窮世帯（保護受給世帯含む。）の子どもを対象とした学習支援及び生活支援等を委託により実施する。 ⑧市等担当者研修会（国 1／2、県 1／2） 県・市における相談支援員等に対し、資質の維持・向上のための研修会を開催する。 （ 1 ） 社会福祉法人・施設等の実地検査等 ①社会福祉法等に基づく実地検査（国補） 社会福祉法人・施設の適正な運営と利用者の処遇向上を図るため、社会福祉法人・施設の業務及び財産の状況について実地検査等を行う。 ②介護保険法に基づく運営指導（県単） 介護給付等対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図るため、介護サービス事業者等に対し、運営指導を行う。 ③障害者総合支援法等に基づく運営指導（県単） 給付等対象サービスの質の確保及び介護給付費等の適正化を図るため、障害福祉サービス事業者等に対し、運営指導を行う。 ④児童福祉法に基づく立入調査（県単） 入所児童の福祉の向上を図るため、認可外保育施設の立入調査を行う。	10, 104
--	--	----------------

長寿福祉課

◎執行方針

[1] 長寿社会対策の推進

本格的な高齢社会において高齢者がいきいきと活躍する健康長寿社会づくり等を進めるため、「第9期いばらき高齢者プラン21」（高齢者福祉計画及び介護保険事業支援計画、計画期間：令和6年度～令和8年度）に基づき、急速に進む高齢化に対応した総合的な施策の推進を図る。

[2] 高齢者の健康づくり・生きがいの推進

1 健康づくり・介護予防対策の推進

「シルバーリハビリ体操」の普及を通じて地域の介護予防を推進するボランティアである「シルバーリハビリ体操指導士」を養成するとともに、指導士による体操教室が、県内市町村の各地域において積極的に開催されるよう支援する。

また、いばらきシニアカード（高齢者優待カード）を配付することにより、高齢者の外出を促進し、健康増進やひきこもり防止につなげる。

2 生きがい対策の推進

高齢者の社会参加を促進するため、茨城県社会福祉協議会（茨城わくわくセンター）や老人クラブ等を支援する。

また、高齢者の知識・経験・技術等を地域貢献活動に活用できるよう支援するため、「元気シニアバンク」の充実を図る。

[3] 利用者本位の介護サービスの充実

1 老人福祉施設等基盤整備の推進

「第9期いばらき高齢者プラン21」に基づき、地域ニーズに対応した特別養護老人ホーム、介護老人保健施設などの老人福祉施設等の計画的な整備を図るとともに、良質な生活環境が確保された質の高いサービスを提供できるよう介護サービス基盤の整備を図る。

また、特別養護老人ホーム等の適正な設置運営に関する指導を実施するとともに、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の指導及び育成を図る。

2 介護保険の円滑な推進

(1) 人材養成・研修体制の整備と支援等

訪問介護員などに対する各種研修を充実・強化し、資質の向上を図る。

また、福祉・介護に必要な人材を確保するため、介護職員の処遇改善に取り組む。

(2) 介護サービス事業者の指導等

介護保険施設や介護サービス事業者の指定等を行うとともに、福祉人材・指導課、保健所等と連携して介護サービス事業者に対する指導・監査を実施する。

(3) 相談・苦情処理体制の確保等

介護サービスの内容や事業者等に関する利用者からの苦情・相談に応じる茨城県国民健康保険団体連合会に対し助成を行う。

(4) 介護職員の処遇改善

介護サービス事業所に対する見守り機器等の導入支援により、介護職員の業務負担を軽減するとともに、介護人材確保・職場環境改善等事業や、介護職員等処遇改善加算の取得支援を行うことにより、介護職員の処遇改善を図る。

(5) 介護サービス施設の事業継続支援

エネルギー価格や食材料費の高騰により、光熱水費等の負担が増大している介護サービス事業者等に対して、負担を軽減するための支援金を支給する。

(6) 介護支援専門員の資質向上

介護支援専門員を対象として、専門研修、主任介護支援専門員研修等のキャリアの段階ごとに適切な研修を実施し、資質の向上を図る。

[4] 安全・安心なまちづくりの推進

年齢や性別、障害の有無等にかかわらず誰もが快適に生活できるよう、身障者等用駐車場の適正利用など人にやさしいまちづくりを推進するとともに、一定規模以上の公共的施設の新築等をす

る際に、茨城県ひとにやさしいまちづくり条例に基づき、ユニバーサルデザインの視点から設計、建築のポイントなどの指導・助言を行う。

また、高齢者が安全かつ安心して暮らせるよう、福祉用具や住宅改修の普及・適正化を図る。

[5] 援護の充実

旧軍人・軍属、戦傷病者、戦没者遺族、中国残留邦人等に対する援護事業の一層の推進を図る。

また、茨城県戦没者追悼式などの戦没者の慰霊事業等を実施するとともに、中国残留邦人の定着自立を促進するため、自立指導員等の派遣や支援・相談員の配置及び支援給付の支給などを行う。

長寿福祉課主要施策体系

[1] 長寿社会対策の推進

(1) 長寿社会総合対策推進費

[2] 高齢者の健康づくり・生きがいづくりの推進

- 1 健康づくり・介護予防
対策の推進
- 2 生きがい対策の推進

- (1) シルバーリハビリ体操指導士の養成等
- (2) 高齢者健康アップ優待制度推進事業費
- (1) 茨城わくわくセンター事業の充実
- (2) 老人クラブ活動等への支援

[3] 利用者本位の介護サービスの充実

- 1 老人福祉施設等基盤整備
の推進
- 2 介護保険の円滑な推進

- (1) 老人福祉施設等の整備促進
- (2) 老人福祉施設運営の充実
- (1) 人材養成・研修体制の整備と支援等
- (2) 介護サービス事業者の指導等
- (3) 相談・苦情処理体制の確保等
- (4) 介護職員の処遇改善
- (5) 介護サービス施設の事業継続支援
- (6) 介護支援専門員の資質向上

[4] 安全・安心なまちづくりの推進

- 1 ユニバーサルデザインの
推進と住みよい住環境の
整備

- (1) 人にやさしいまちづくり推進事業
- (2) 福祉機器等の普及・促進

[5] 援護の充実

- 1 旧軍人・戦傷病者・戦
没者遺族等への支援

- (1) 旧軍人・軍属の援護
- (2) 戦傷病者等の援護
- (3) 戦没者遺族等の援護
- (4) 中国残留邦人等の援護
- (5) 戦没者の慰霊等

事項名

事 項 名	事 業 の 概 要	予 算 額
[1] 長寿社会対策の推進	(1) 長寿社会総合対策推進費（県単） 「第9期いばらき高齢者プラン21（計画期間：令和6年度～令和8年度）」の進行管理等を行い、プランに掲げる目標の着実な推進を図る。 ・いばらき高齢者プラン21 推進委員会の開催	千円 2,024
[2] 高齢者の健康づくり・生きがいづくりの推進 1 健康づくり・介護予防対策の推進	(1) シルバーリハビリ体操指導士の養成 介護予防総合支援事業費（国補10／10） 高齢者が健康で活動的な生活を送ることができ、できる限り要介護状態等にならないよう介護予防事業の実施主体である市町村を総合的に支援する。 ・介護予防の普及啓発 1) シルバーリハビリ体操指導士の養成等（委託） ・シルバーリハビリ体操指導士の養成 （1級・2級指導士養成講習会の実施、市町村による3級指導士養成講習会の支援） ・シルバーリハビリ体操指導士の指導技術向上のための研修（フォローアップ研修、研修委員研修） ・シルバーリハビリ体操指導士や市町村からの相談対応 2) 介護予防普及（シルバーリハビリ体操）パンフレットの作成・配布、新聞広報の実施 (2) 高齢者健康アップ優待制度推進事業費 いばらきシニアカード（高齢者優待カード）を配付することにより、高齢者の積極的な外出を促すひとつのきっかけとし、自身の健康増進やひきこもり防止につなげる。 ・県内の65歳以上の高齢者が協賛店舗においていばらきシニアカードを提示することにより、割引やポイント加算等の優遇の特典を受けることができる。	40,458 1,522
2 生きがい対策の推進	(1) 茨城わくわくセンター事業の充実 高齢者が健康で生きがいをもち、社会のあらゆる分野で活躍できるよう、官民協働により、生きがい、健康づくり、社会参加活動事業を展開する、茨城県社会福祉協議会「茨城わくわくセンター」に対して必要な補助を行う。 ①茨城わくわくセンター運営費（県単） ア 補助率 10／10 イ 補助対象 管理費、事業費 （総合情報誌「わくわくライフ」発行、センター管理費）	40,676

	②高齢者自身の取組み支援事業費（県単） ア 実施主体 県（委託） イ 事業内容 <table><tr><td>高齢者向けニュースポーツ・eスポーツ普及事業</td><td>・ニュースポーツ指導員養成講座等の実施</td></tr><tr><td>全国健康福祉祭への選手等の派遣</td><td>・全国大会（岐阜県）に本県の代表を約 160 名程度派遣</td></tr><tr><td rowspan="3">第 30 回 茨城健康福祉祭</td><td>ねんりんスポーツ大会</td><td>・高齢者スポーツ大会の実施 ・ニュースポーツの普及・促進</td></tr><tr><td>わくわく美術展</td><td>・日本画・洋画・工芸・書・写真の 5 部門（予定）</td></tr><tr><td>ぼく☆わたしのおじいちゃん☆おばあちゃんの絵コンクール</td><td>・県内の小学生を対象に実施</td></tr></table>	高齢者向けニュースポーツ・eスポーツ普及事業	・ニュースポーツ指導員養成講座等の実施	全国健康福祉祭への選手等の派遣	・全国大会（岐阜県）に本県の代表を約 160 名程度派遣	第 30 回 茨城健康福祉祭	ねんりんスポーツ大会	・高齢者スポーツ大会の実施 ・ニュースポーツの普及・促進	わくわく美術展	・日本画・洋画・工芸・書・写真の 5 部門（予定）	ぼく☆わたしのおじいちゃん☆おばあちゃんの絵コンクール	・県内の小学生を対象に実施	14,531
高齢者向けニュースポーツ・eスポーツ普及事業	・ニュースポーツ指導員養成講座等の実施												
全国健康福祉祭への選手等の派遣	・全国大会（岐阜県）に本県の代表を約 160 名程度派遣												
第 30 回 茨城健康福祉祭	ねんりんスポーツ大会	・高齢者スポーツ大会の実施 ・ニュースポーツの普及・促進											
	わくわく美術展	・日本画・洋画・工芸・書・写真の 5 部門（予定）											
	ぼく☆わたしのおじいちゃん☆おばあちゃんの絵コンクール	・県内の小学生を対象に実施											
	③元気シニア地域貢献事業費（県単） 高齢者が培ってきた豊富な知識・経験・技能・ノウハウを様々な地域活動に活かし、高齢者の生きがいづくりと社会参加を促進するため、相談窓口と人材バンクを設置する。 ア 実施主体 県（委託） イ 事業内容 知識・技能等を活かして、ボランティア活動を希望する高齢者や団体等を登録し、地域活動団体等からの依頼に応じて、人材を紹介	3,848											
	（２）老人クラブ活動等への支援 ①老人クラブ活動等事業費 ア 老人クラブ活動等事業費補助 単位老人クラブ及び市町村老人クラブ連合会が行う社会奉仕活動、教養講座の開催、健康増進の事業に対し市町村を通じて補助するとともに、市町村老人クラブ連合会が行う健康づくり事業活動を支援する。 1)実施主体 市町村 2)補助率 国 1／3、県 1／3、市町村 1／3 3)事業内容 ・老人クラブ助成事業 1 単位老人クラブ当たり 24,480 円 ・市町村老人クラブ連合会活動促進事業 1 市町村老人クラブ連合会当たり 153,000 円 - 会員 1 人当たり 48 円 ・市町村老人クラブ連合会が行う健康づくり事業 1 か所当たり 知事が必要と認めた額 イ 老人クラブ活動推進員設置費補助 高齢者の社会参加を促進し市町村老連活動の指導育成のため、推進員を設置する（公財）茨城県老人クラブ連合会に助成する。 <table><tr><th>補助対象</th><th>補助基準額</th><th>補助率</th></tr><tr><td>2 人</td><td>2,510 千円</td><td rowspan="2">国 1／2 県 1／2</td></tr><tr><td>1 人</td><td>1,225 千円</td></tr></table>	補助対象	補助基準額	補助率	2 人	2,510 千円	国 1／2 県 1／2	1 人	1,225 千円	40,908			
補助対象	補助基準額	補助率											
2 人	2,510 千円	国 1／2 県 1／2											
1 人	1,225 千円												

[3] 利用者本位の介護サービスの充実 1 老人福祉施設等基盤整備の推進	ウ 県老連が行う健康づくり・生きがいくつくり支援事業費 1) 実施主体 (公財) 茨城県老人クラブ連合会 2) 補助額 3,994 千円 3) 補助率 国 1 / 2、県 1 / 2 4) 事業内容 健康づくり等に関する調査研究の実施、各種研修会の実施	
	(1) 老人福祉施設等の整備促進 ①老人福祉施設整備費 (国補) ア 老人ホーム等整備 常時介護を必要とし、居宅において適切な介護を受けることが困難な高齢者のための特別養護老人ホーム等を整備する者に補助する。 1) 設置主体 社会福祉法人 2) 施設の種別 広域型特別養護老人ホーム等 3) 整備か所数 特養創設 1 か所 (90 床) 特養大規模修繕 4 か所 養護大規模修繕 2 か所 ショート創設 1 か所 (10 床) 4) 補助額 特養創設 3,300 千円/床 ショート創設 1,480 千円/床 大規模修繕 補助率 1/2 上限 20,000 千円 (総事業費 30,000 千円以上のもの)	431,000
	イ 高齢者施設等の給水設備、非常用自家発電設備整備及び水害対策強化事業 1) 補助先 高齢者施設 2) 整備か所数 特養給水設備 3 か所 特養非常用自家発電設備 6 か所 軽費非常用自家発電設備 1 か所 3) 補助率 3 / 4	131,976
	②地域密着型老人福祉施設整備推進事業費 (県単) ア 小規模施設等整備 認知症高齢者グループホーム等県民のニーズの高い小規模介護基盤施設の整備量の増加を促すため、基金を活用し、整備に対し助成を行う市町村に交付する。 1) 設置か所数 認知症高齢者グループホーム 7 か所 小規模多機能型居宅介護 2 か所 看護小規模多機能型居宅介護 3 か所 宿舎施設整備 1 か所 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 2 か所 介護施設等の合築 2 か所 施設創設を条件に行う大規模修繕 1 か所 看取り環境の整備 1 か所 プライバシー保護の改修 1 か所 2) 補助額 認知症高齢者グループホーム 39,600 千円/施設ほか	625,480
	③老人福祉施設開設準備経費助成事業費 (県単) 円滑な施設開設のため、開設前の職員雇い上げ経費や初度調弁等の経費を助成する。 1) 設置か所数 介護医療院 1 か所	878,544

2 介護保険 の円滑な推 進	認知症高齢者グループホーム 6 か所 小規模多機能型居宅介護 2 か所 看護小規模多機能型居宅介護 3 か所 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 1 か所 介護付きホーム 4 か所 大規模修繕の際にあわせて行う ICT 等の導入 10 か所 2) 補助額 介護医療院 989 千円／床ほか	
	(2) 老人福祉施設運営の充実 ① 軽費老人ホーム事務費（県単） 軽費老人ホームの運営に要する経費のうち、事務費の減免額を補助する。 45 施設 年間延 16,512 人	1,134,593
	(1) 人材養成・研修体制の整備と支援等 ① 訪問介護員人材確保支援事業費（県単） 訪問介護適正実施研修等事業 指定訪問介護事業所のサービス提供責任者に対し、業務に直結した研修を行い、適切な訪問介護サービスの提供を図る。 1) 実施主体 県（委託） 2) 対象者 サービス提供責任者 3) 研修人数 100 名程度（50 名×2 回）	505
	(2) 介護サービス事業者の指導等 ① 介護保険事業者等指導費（国補 1／2） ア 介護サービス事業者の指導・監査 介護サービスを確保するため、事業者指定を引き続き行うとともに、適正なサービス提供や事業運営が行われるよう福祉人材・指導課・保健所等と連携して指導・監査を行う。 イ 介護サービス情報の公表 介護サービスの利用者が事業所を選択する際の情報を提供するため、事業者に対し調査を行うとともに制度の普及啓発を図る。	18,219
	(3) 相談・苦情処理体制の確保等 ① 苦情処理体制整備事業費（県単） 介護サービスに関する利用者からの苦情・相談に応じる茨城県国民健康保険団体連合会に対し、その費用を助成する。	3,000
	② 在宅ケアハラスメント対策推進事業費（県単） 在宅看護及び在宅介護等を行う職員が訪問先の在宅の利用者及び利用者家族等から被ったハラスメント行為について対策を講じ、労働環境の確保及び介護等人材の離職防止を図る。 ア 委託により実施予定 イ 事業内容 1) 相談体制の整備 2) 広報活動	11,820
	(4) 介護職員の処遇改善 ① 介護テクノロジー導入支援事業費（国補） ア 見守り機器等の導入 見守り機器等（要介護者のベッドからの離床を検知し、通報できるセンサー等）の導入補助を行う。	121,100

	1)補助先 介護施設・事業所等 2)補助率 3／4等 (1 機器あたり 300 千円上限) イ ICT機器導入 介護記録が請求まで一貫して対応できる ICT 機器の導入補助を行う。 1)補助先 介護施設・事業所等 2)補助率 3／4等 (1 事業所あたり 2,600 千円上限) ウ パッケージ型導入支援 見守り機器等の導入に伴う wi-fi 環境整備等の補助を行う。 1)補助先 介護施設・事業所等 2)補助率 3／4等 (1 事業所あたり 10,000 千円上限)	
	②介護職員腰痛予防対策推進事業費 (県単) 福祉用具の活用促進と介護職員の腰に負担をかけない介護技術の定着を図ることで、介護職員の腰痛削減と介護職員の確保・定着につなげる。 ア 委託先 (一社) 茨城県福祉サービス振興会 イ 事業内容 1)腰痛予防講演会・取組事例報告会 2)腰痛予防推進研修 (介護職員、学生) 3)腰痛予防指導者育成研修 4)腰痛予防対策モデル福祉施設育成支援	6,062
	③介護施設・事業所内保育施設運営支援事業費 (県単) 子育てをしながら働く介護職員のため、施設・事業所内に保育施設を設置する施設・事業所に対し、運営に係る経費を助成する。 ア 補助先 事業所内保育施設を運営する高齢者介護施設・事業所 イ 補助額 一人あたりの年額 450 千円×現員 (乳幼児) 一人あたりの年額 225 千円×現員 (学童)	27,000
	④介護職員処遇改善加算取得促進支援事業費 (国補) 介護職員の処遇改善を図るため、介護職員等処遇改善加算の取得を促進する。	10,674
	⑤介護人材確保・職場環境改善等事業費 (国補) 介護サービス事業者に対し、賃上げ及び職場環境改善に取り組むことを前提として、処遇改善に必要な経費を補助する。 ア 対象施設 介護職員等処遇改善加算を算定している事業所 約 3,500 事業所 (常勤換算約 28,900 人) イ 補助額 各事業所の 1 か月分の介護報酬に、サービス種別毎の交付率を乗じた額 ウ 補助率 10／10	1,586,712
	(5) 介護サービス施設の事業継続支援 ①介護施設等物価高騰対策支援事業費 介護施設等の健全な運営を図るため、光熱水費等の負担が増大している介護サービス事業者等に対して支援金を支給する。 ア 対象施設 介護施設等 4,172 事業所 ※食材料費は入所系事業所のみ イ 対象経費 事業所の光熱水費及び食材料費の高騰分 ウ 支給額 ・光熱水費…R 5 光熱水費に物価上昇率 (4.1%) と補助	863,695

	率（1/2）を乗じた額 ※訪問系事業所に対しては車両燃料費高騰分（20 千円）を別途支給 ・食材料費…1 人当たり食材料費単価（10 千円）に利用者数を乗じた額 （6）介護支援専門員の資質向上 ①介護支援専門員養成研修事業費（県単） 介護支援専門員の資質の向上を図るため、各種研修を行うとともに、介護支援専門員証の有効期限更新対象者のための更新研修、実務を離れているものが知識・技術を再修得するための研修を行う。 また、地域包括支援センター等に配置される主任介護支援専門員を養成する主任介護支援専門員研修を実施し、介護支援専門員の支援体制の充実を図る。 ア 介護支援専門員実務研修 1)実施主体 指定法人 2)対象者 介護支援専門員実務研修受講試験合格者 イ 介護支援専門員専門研修 1)実施主体 指定法人 2)対象者 ・専門研修Ⅰ 実務従事後 6 ヶ月以上の介護支援専門員 ・専門研修Ⅱ 実務従事後 3 年以上の介護支援専門員 ウ 介護支援専門員更新研修 1)実施主体 指定法人 2)対象者 介護支援専門員証の有効期限満了日 1 年前の介護支援専門員 エ 介護支援専門員再研修 1)実施主体 指定法人 2)対象者 介護支援専門員証の有効期限が満了し、実務に就いていない介護支援専門員 オ 主任介護支援専門員研修 1)実施主体 指定法人 2)対象者 一定の実務経験を有し地域包括支援センター等に配置される介護支援専門員 カ 主任介護支援専門員更新研修 1)実施主体 指定法人 2)対象者 主任介護支援専門員研修修了証の有効期限満了日 2 年前の主任介護支援専門員 キ 介護支援専門員管理システムへの登録 介護支援専門員のシステムへの登録及び更新研修修了者名簿の更新を行う。 ・実施主体 県	6,314
[4] 安全・安心なまちづくりの推進 1 ユニバーサルデザインの推進と住みよい住環境の整備	（1）人にやさしいまちづくり推進事業（県単） 高齢者や障害者をはじめとする全ての県民が、安心して快適に生活することができるよう、整備マニュアル等により人にやさしいまちづくりを推進し、ユニバーサルデザインの普及啓発を図る。 ①茨城県ひとにやさしいまちづくり条例に関する指導・助言 条例に定める特定公共的施設の新築や増改築等を行う際には、あらかじめ工事の内容を知事へ届け出ることとし、その	883

〔５〕 援護の充実 １ 旧軍人・戦傷病者・戦没者遺族等への支援	際に整備基準の適合に関し指導・助言を行う。 ②いばらき身障者等用駐車場利用証制度の普及・啓発 身障者等用駐車場利用証を発行することで、商業施設や公共的施設などに設置されている身障者等用駐車場の適正利用を推進し、障害者等全ての人が等しく社会参加できる環境の整備を図る。 ア 交付窓口 市町村 イ 対象者 障害者、高齢者、難病患者、妊産婦等 （２）福祉機器等の普及・促進 ①介護知識技術・福祉機器等普及促進事業費（県単） 介護実習・普及センターを核として、県民に対し、介護の知識・技術を普及するとともに、個々人の状態に適合した福祉機器や住宅改修の活用を促進する。 ア 実施主体 県（委託） イ 事業内容 介護実習・普及センター運営事業 介護知識・介護技術や介護機器等を県民に普及するとともに、高齢社会を県民全体で支える意識づくりを推進する。 【啓発事業】 ・介護講座の開催案内、啓発パンフレットの作成等 【研修事業】 ・県民各層に対する研修：テーマ別介護講座、実技実習講座等 ・介護専門職員に対する研修事業：介護支援専門員に対する研修、訪問介護員に対する研修等 ・地域介護ヘルパー養成研修のモデル開催 【機器普及事業】 ・機器展示ホール（展示品約 300 点・住宅改造モデルルーム）	11,090
	（１）旧軍人・軍属の援護 ①旧軍関係調査事務費（国委） ア 恩給・遺族年金等の対象者確認のため、旧軍人・軍属等の履歴・身分の確認調査を行う。 イ 旧軍人・軍属としての在職期間を他法年金の在職期間に通算するために軍歴証明書を発行する。 ウ 春秋、高齢者及び死亡叙勲申請時の軍歴照会に対し、軍歴及び前叙の有無を回答する。 エ 戦没者の遺骨及び遺留品の調査・伝達を行う。 オ 旧軍人・軍属に支給される恩給及び遺族に支給される公務扶助料等の履歴の調査・請求指導及び請求書の審査及び進達を行う。 カ 今次の戦争に関する勤務に従事し、これに関連して死没した軍人・軍属に対して叙位叙勲を発令するため調査を行う。 ②旧軍関係システム管理費（県単） 旧陸軍兵籍関係資料の検索、恩給請求等の台帳管理などを行うシステムの維持管理を行う。	1,199 800
	（２）戦傷病者等の援護 ①未帰還者留守家族等援護法施行事務費（国委） ア 未帰還者の消息を究明した結果、生存が判明しない者	215

	については、未帰還者に関する特別措置法により戦時死亡宣告の審判申立てを行う。 戦時死亡宣告を受けた者の遺族に対して弔慰料及び葬祭料を支給する。 イ 戦没者の遺骨の引き渡しにあたり、遺族に葬祭料及び遺骨引取経費を支給する。 ウ 旧軍人、軍属であった者の公務に起因する傷病について、戦傷病者特別援護法により次の援護を行う。 1) 戦傷病者手帳の交付 2) 療養の給付（療養費の支給） 3) 葬祭費の支給 4) 補装具の支給及び修理 5) 戦傷病者 J R 乗車券類引換証の交付	
	（３）戦没者遺族等の援護 ①遺族等援護法施行事務費（国委） ア 遺族年金等の進達 公務上の傷病により死亡した軍人、軍属及び準軍族相談員に対し、活動費を支給するとともに、相談事業が円滑に行われるために研修会を開催する。 戦没者遺族相談員 34 名	1,401
	②特別給付金等支給事務費（国委） ア 特別給付金等の裁定に関する事務を行う。 1) 戦没者等の妻に対する特別給付金の裁定 2) 戦傷病者等の妻に対する特別給付金の裁定 3) 戦没者の父母等に対する特別給付金の裁定 4) 引揚者給付金の裁定（昭. 32 年度） 5) 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の裁定 イ 次の国庫債券の買上償還及び担保貸付に関する事務を行う。 1) 戦没者等の妻に対する特別給付金 2) 戦没者の父母等に対する特別給付金 3) 戦傷病者等の妻に対する特別給付金 4) 引揚者等に対する特別交付金 5) 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金	25,631
	③遺族連合会への補助（県単） 戦没者遺族等に対する援護を積極的に推進するため、一般財団法人茨城県遺族連合会が実施する事業に対する補助を行う。	4,300
	（４）中国残留邦人等の援護 ①引揚者等援護事務費（国委） 引揚者（ほとんどは中国残留邦人の帰国者）等が永住帰国する場合、帰国後の定着自立に必要な助言、指導等を行う支援・相談員の配置や自立指導員・自立支援通訳を派遣する。 また、引揚者等に対し交流会の開催や日本語教室等への参加交通費や教材費の支給等を行う地域支援プログラムを実施する。	2,655
	②引揚者特別交付金支給事務委託費（国委）	10
	③医療費等審査支払費（県単） 中国残留邦人等の医療支援給付の診療報酬（医療費）支払いは社会保険診療報酬支払基金県支部に、介護支援給付の支	44

	払いは県国民健康保険団体連合会に、それぞれ審査委託し、適正給付を図る。 ④中国残留邦人等生活支援給付金（国補） 満額の老齢基礎年金を受給している中国残留邦人等世帯に対し、収入が一定基準を満たさない場合に老齢基礎年金を補完するため、生活保護の例により支援給付を行う。 費用負担 国 3 / 4、地方 1 / 4（県又は市） ⑤中国残留邦人等生活支援給付金負担金（県単） 居住地がないか明らかでない対象者（住所不定である場合等）につき、生活保護の例により、市が支弁した費用の 1 / 4 を県が負担する。	1,945 323
	（５）戦没者の慰霊等 ①戦没者追悼式費（県単） ア 茨城県戦没者追悼式 先の大戦で戦没した軍人、軍属又は外地において非命にたおれ、あるいは、戦災等によって死没した 5 万 8 千余名の戦没者を追悼するため、茨城県戦没者追悼式を開催する。 ・期 日 令和 7 年 8 月 28 日（木） ・場 所 ザ・ヒロサワ・シティ会館 ・参列者 遺族代表、来賓 等 イ 全国戦没者追悼式等 1) 市町村等が行う戦没者追悼式に参列し、追悼の辞を述べる。 2) 全国戦没者追悼式に遺族代表を参列させる。 3) 千鳥ヶ淵戦没者墓苑拝礼式に遺族代表を参列させる。 4) 国が行う海外戦跡慰霊巡拝・現地追悼式に供花を行うとともに、遺骨帰還事業参加者に対し支度金を支給する。 ウ 沖縄関係追悼式 一般財団法人茨城県遺族連合会が、南方全戦域及び沖縄の本県戦没者を慰霊するため、沖縄に建立した「茨城の塔」の慰霊祭にかかる経費を助成する。 ・場 所 沖縄県糸満市摩文仁丘 ・時 期 令和 7 年 11 月 20 日（木） 1) 慰霊祭催行経費の全額補助（上限 206 千円） 2) 遺族旅費補助 定額 4 万円・40 人 ②茨城郷土部隊史料保存会への補助（県単） 郷土部隊についての史料収集・保存展示事業を推進し、援護行政の充実を図るため、茨城郷土部隊史料保存会が実施する事業に対する補助を行う。	5,416 700

障害福祉課

◎執行方針

[1] 障害者福祉の推進

1 障害者自立支援制度の推進

障害者施策の基本的事項を定める「障害者計画」と障害福祉サービス見込量を確保するための方策等を定め、障害者計画の実施計画として位置づけられている「障害福祉計画」、障害児支援の提供体制を計画的に確保するための「障害児福祉計画」を統合した「第3期新しいばらき障害者プラン」に基づき、保健・医療、雇用、生活環境などの各施策の推進と障害福祉サービスの提供体制の整備を総合的に行之、本県における障害者施策の更なる充実を図る。

また、障害者総合支援法等の改正により平成30年4月から新設された自立生活援助、就労定着支援及び障害児通所支援（居宅訪問型児童発達支援）、重度訪問介護の訪問先の拡大や高齢障害者の介護保険サービスの利用者負担の軽減（償還）等のほか、令和6年4月の報酬等の改正により個々の障害の状況等に応じたきめ細やかなサービスの提供が可能となったことなど制度内容の周知及び利用促進に努める。

2 社会参加の促進

「ノーマライゼーション」と「完全参加」の理念の下、障害の種別、程度を問わず、障害のある人が自らその居住する場所を選択し、その必要とする障害福祉サービスその他支援を受けつつ、自立と社会参加の実現を図るため、市町村が実施する事業に対し支援するとともに、広域的な実施が必要な事業の充実に努める。

また、障害者のスポーツ・文化振興に関する事業を推進する「茨城県障害者スポーツ・文化協会」の運営に助成し、障害者が健康で豊かな生活が送れるよう、障害者やその家族、ボランティア、一般県民の参加による県障害者スポーツ大会や文化祭を実施して、障害者の各種活動への参加意欲の向上や自立、社会参加の促進に努める。

3 在宅支援サービスの充実

障害者が地域社会で自立し、様々な分野において社会参加を実現して豊かな生活を送ることができるよう、サービス管理責任者、行動援護従事者や同行援護従事者など福祉マンパワーの養成確保に努めるとともに、居宅介護、短期入所、放課後等デイサービス、日中一時支援事業など個々の障害者（児）のニーズにきめ細かに対応できる在宅支援サービス等の一層の充実を図る。

また、IT（情報通信技術）の活用を図り、障害者の社会参加の機会を広げるため、パソコンボランティアの派遣、IT相談窓口の設置等を行うとともに、障害者のニーズに応じた、コミュニケーション支援を行うなど、情報バリアフリー化を推進する。

4 居住の場の整備

障害者の居住の場の確保を図るため、グループホームを計画的に整備するとともに、社会福祉施設整備国庫補助を活用し、老朽化している障害者支援施設及び障害児入所施設の改築・耐震化を促進する。

5 就労支援の強化

障害者が自立した社会生活を営み、安定した生活が送れるよう障害者就業・生活支援センター事業の実施や就労移行支援事業所等の支援技術の向上を図るとともに、関係機関や市町村、企業等と連携した就労支援を推進する。

また、専任の指導員を配置し、障害者を雇用するなど公的雇用の拡大を図る。

6 福祉的就労の充実

就労継続支援B型事業所で働く障害者が自立した生活を送れるよう、工賃水準の向上を目指す「茨城県工賃向上計画」に基づき、専門的な知識や技術を有するアドバイザーの派遣や障害者優先調達推進法に基づく事業所からの物品等の積極的な調達、共同受発注センターの活動強化等を推進することにより工賃向上を図る。

7 相談支援体制の整備

相談支援従事者研修を強化し、サービス等利用計画を作成する計画相談支援事業所の拡充を図るとともに、市町村を中心とする地域の相談支援体制づくりを支援するため、地域自立支援協議会の活性化を促進する。

高次脳機能障害者については、県内全域をカバーする茨城県高次脳機能障害支援センターを中核として高次脳機能障害地域支援拠点病院を指定し支援体制の充実を図るほか、医療機関をはじめ関係機関との連携を図り、機能の強化に努める。

医療的ケア児については、茨城県医療的ケア児支援センターにおいて相談等に対応すると

もに、多職種連携を図り居住する地域に関わらず適切なサービスを受けられるよう支援していく。

また、発達障害については、発達障害者支援センターを中心として、専門的相談体制の充実を図るほか、市町村職員を対象とした研修を実施し市町村窓口の強化に努める。

さらに、市町村では対応が困難な発達障害や高次脳機能障害など専門性が高い障害の相談支援や精神障害者退院促進など市町村域を超えて広域的に必要な支援体制の整備・充実を図る。

8 人材の確保・育成及び資質の向上

利用者が安心して利用できる良質な障害福祉サービスを提供できるよう、障害者支援施設等における人材確保を図るとともに、管理者及びサービス管理責任者等を対象とした各種研修を充実させる。さらに、事業者に対する実地指導によりサービスの質の向上を図る。

また、コミュニケーション支援に従事する手話通訳者及び要約筆記者、点字奉仕員、朗読奉仕員の養成等人材の育成に努める。

9 県立施設の運営

県立障害児者施設について適切な管理運営を図るとともに、入所者の地域生活移行や民間施設では対応困難な事例に対する専門的な支援に積極的に取り組む。

あすなろの郷の再編整備については、強度行動障害など最重度の障害がある方に対し、質の高いサービスを提供するためのセーフティネット棟の9月の供用開始に向け、県と民間事業者の役割分担と連携強化のもと入所者の円滑な移行を進めていく。

愛正会記念茨城福祉医療センターの運営に対して、県が支援や関与を行うことにより、機能訓練の強化などを進めていく。

10 障害者権利擁護の推進

家庭内における障害者虐待の早期発見や未然防止対策のほか、福祉施設で障害者の人権に配慮した適切で安全な福祉サービスが提供されるよう、職員等の資質の向上を図る。

また、全ての県民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害を理由とする差別の解消を推進する。

[2] 精神保健医療福祉の推進

1 精神保健医療福祉の充実

精神障害者の通院医療を促進するため、自立支援医療（精神通院医療）の給付を行うほか、精神科病院の実地審査・実地指導や精神医療審査会における精神障害者の入院の適否審査等を実施し、適正な医療の提供と精神障害者の人権の確保を図る。

また、ひきこもり対策の総合調整機関である「ひきこもり相談支援センター」（専門コーディネーター配置）において、関係機関と連携した支援を行うとともに、地域拠点（サテライト）である保健所においては、専門相談や家族教室等を実施し、ひきこもり者の自立、回復を促進する。

2 自殺対策の推進

茨城県自殺対策計画に基づき、関係機関が相互に連携、協力して総合的な自殺対策を推進するとともに、地域の自殺対策の拠点となる地域自殺対策推進センターにおいて、県、市町村、民間団体、そして県民一人ひとりが一体となって、地域での自殺防止のための気づき、見守りができるよう啓発するとともに、相談体制の整備、人材養成に努める。

3 精神科救急医療体制の充実

警察官通報について24時間365日の対応を行うとともに、休日や夜間における精神障害者の家族等からの精神科一般救急医療相談や輪番制当番病院等による入院受入れについて、体制の充実を図る。

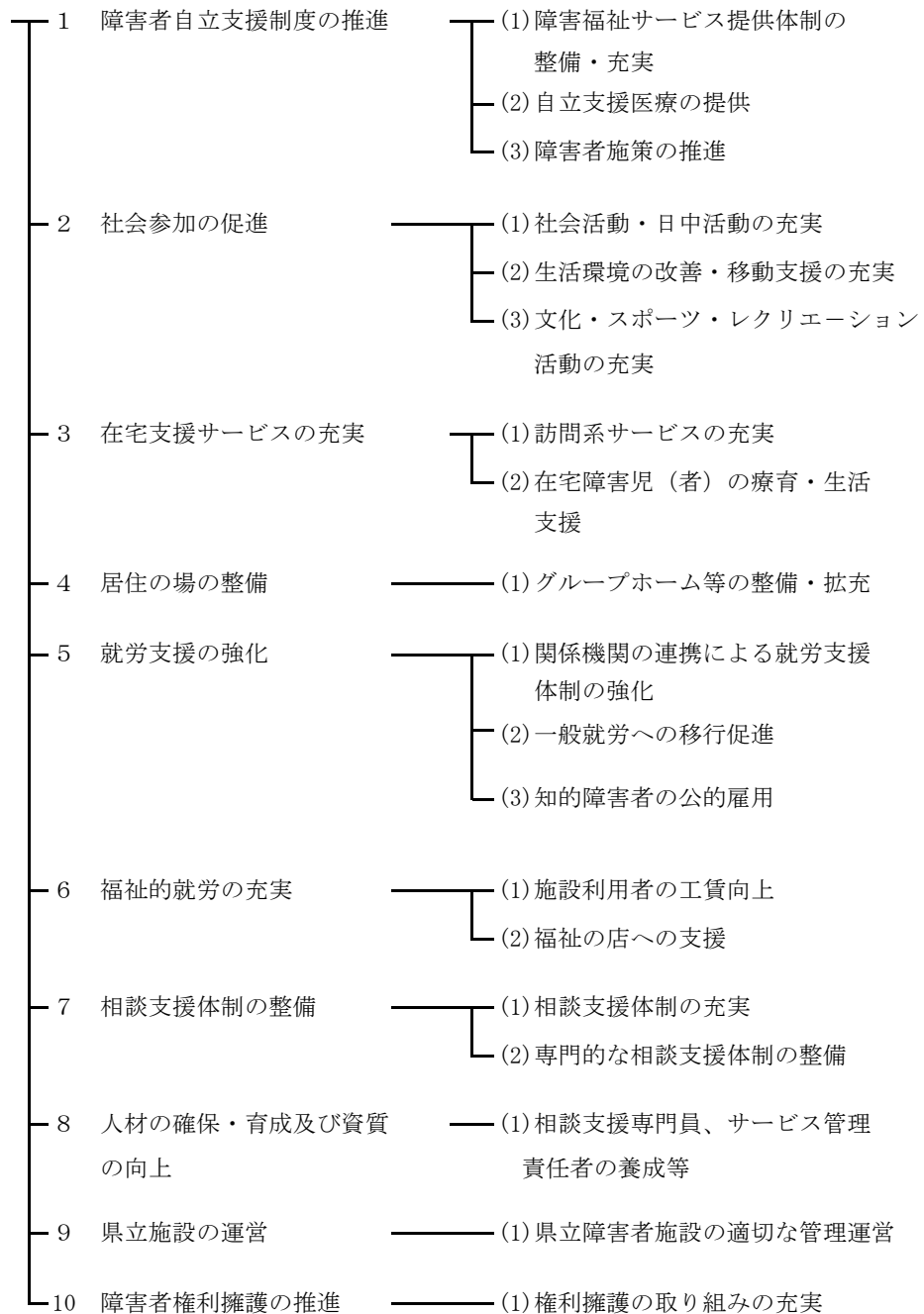
また、災害時には、被災者に対する精神保健医療への需要が拡大することから、被災地域で活動する災害派遣精神医療チーム（DPAT）の体制整備を推進する。

4 精神障害者の地域生活支援体制の充実

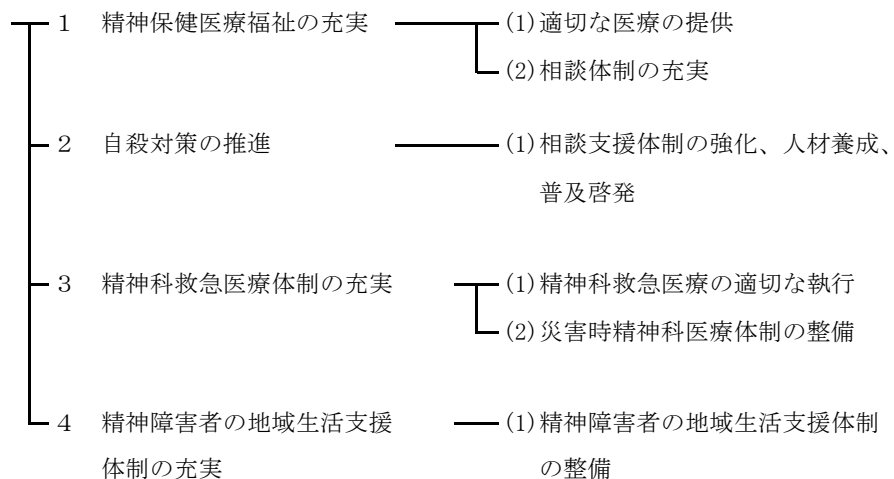
精神障害者が、住み慣れた地域で安心して地域生活や社会生活が送れるよう、関係機関の連携の下、医療、保健、福祉等の支援の充実を図る。

障害福祉課主要施策体系

[1] 障害者福祉の推進



[2] 精神保健医療福祉の推進



◎事業計画概要

事 項 名	事 業 の 概 要	予 算 額
〔1〕障害者福祉の推進		千円
1 障害者自立支援制度の推進	(1) 障害福祉サービス提供体制の整備・充実 ①自立支援制度推進費（県単） 障害者自立支援制度を円滑に実施するため、利用者、住民への福祉サービス提供のための支援、市町村への支援・指導、サービス提供事業者・施設の指定及び指導等を行う。 ②自立支援給付費（国補・直接） 障害者のホームヘルプや生活介護等に対する介護給付費や自立訓練や就労移行支援等訓練等給付費について、市町村が事業者に対して支給した場合に、その一部を負担する。 1) 実施主体：市町村 2) 補助率：国1/2（県1/4）市町村1/4 ③補装具等給付費（国補） ア 市町村が身体障害者等に支給決定した義肢や車椅子などの補装具について、その一部を負担する。 1) 実施主体：市町村 2) 補助率：国1/2（県1/4）市町村1/4 イ 視覚障害者、肢体不自由者及び聴覚障害者に対し、盲導犬等の補助犬を育成・給付する。 1) 実施主体：県 2) 補助率：国1/2、県1/2 ④障害者介護給付等不服審査会費（県単） 市町村が決定する障害支援区分やサービス量等について不服がある障害者等からの審査請求事件を取り扱う。 ⑤障害児福祉施設入所費（国補） 障害児施設に対し、障害児の支援に対する費用を負担する。 ア 入所 1) 実施主体：県 2) 負担割合：国1/2、県1/2 イ 通所 1) 実施主体：市町村 2) 負担割合：国1/2（県1/4）市町村1/4 ⑥障害福祉施設整備事業費（国補） 社会福祉法人等の行う施設整備に対して助成する。 ア 障害福祉サービス事業所等の整備（新設）1カ所 1) 設置主体：社会福祉法人等 2) 補助率：（国1/2、県1/4）設置者1/4 イ グループホームの整備（新設）9カ所 1) 設置主体：社会福祉法人等 2) 補助率：（国1/2、県1/4）設置者1/4 ウ 障害者施設の整備（老朽化建替え）1カ所 1) 設置主体：社会福祉法人 2) 補助率：（国1/2、県1/4）設置者1/4 エ 防犯カメラ等の設置 33カ所 1) 設置主体：社会福祉法人等 2) 補助率：（国1/2、県1/4）設置者1/4 オ 障害福祉サービス事業所ICT・ロボット導入に伴う経費補助 1) 設置主体：社会福祉法人等 79カ所 2) 補助率：国1/2、県1/4、事業者1/4	22,010 16,448,824 154,503 (146,415) (8,088) 123 5,944,020 935,130 (182,600) (422,150) (289,700) (22,868) (17,812)

	⑦県自立支援制度円滑施行基盤整備事業費（国補） 重度障害者の割合が著しく高い等から、訪問系サービスの給付額が国庫負担基準を超えている市町村に対し財政支援を行う。 ア 重度障害者に係る市町村特別支援事業 補助率：（国1／2、県1／2） イ 重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業 補助率：（国1／2、県1／4、市町村1／4） ⑧茨城福祉医療センター運営支援費（県単） 茨城福祉医療センターの運営に対して、支援を行う。 ⑨軽中度難聴児補聴器購入支援事業費（県単） 身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児の補聴器購入に係る補助を行う。 ⑩機能訓練サービス等強化推進事業費（県単） 県内の機能訓練サービスの質の向上を図るために、茨城県機能訓練サービス事業所連絡会の運営を委託し、事業所間の情報共有やスキルアップに必要な研修を実施する。 ⑪医療的ケア児等受入促進事業（県単） 医療的ケア児等を受け入れる児童通所事業所等の開設に伴う設備の購入等に補助を行う。 ⑫障害児通所施設等安全対策支援事業費（国補） 子どもの安全対策として、登園管理システムや見守りタグ（GPS）の導入に係る必要な経費の支援を行う。 補助率：国3／5、県1／5、設置者1／5 (2) 自立支援医療の提供 ①自立支援医療費（国補） ア 育成医療 障害児（18歳未満の身体に障害のある者）の健全な育成を図るため、その生活能力を得るため必要な医療費の助成を行う。 1) 実施主体：市町村 2) 補助率：国1／2、県1／4、市町村1／4 イ 更生医療 身体障害者（18歳以上）の自立と社会経済活動への参加促進を図るため、その更生に必要な医療費の助成を行う。（人工透析、心臓バイパス手術、人工関節置換術、抗HIV療法等） 1) 実施主体：市町村 2) 補助率：国1／2、県1／4、市町村1／4 ウ 精神通院医療 精神障害者の適切な通院医療を普及するため、必要な医療費の助成を行う。 1) 実施主体：県 2) 補助率：国1／2、県1／2 エ 療養介護医療 長期入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする身体・知的障害者に必要な医療費の助成を行う。 1) 実施主体：市町村 2) 補助率：国1／2、県1／4、市町村1／4 (3) 障害者施策の推進 ①障害者施策推進協議会の開催 障害者施策推進協議会費（県単） ア 委員構成：団体役員、学識経験者等 25名 イ 実施内容：障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を監視する。	37,750 210,000 3,239 1,093 3,000 3,600 6,055,423 (1,090) (592,132) (5,391,581) (70,620) 1,528
--	--	--

2 社会参加の促進	②自立支援協議会の開催 県地域生活支援事業費（県単） 相談支援体制整備事業の実施（県自立支援協議会の開催） ア 委員構成：団体役員、学識経験者等 10 名 イ 県内の相談支援体制構築のための方策を検討	536
	(1) 社会活動・日中活動の充実 ①市町村地域生活支援事業費（国補） 障害者の社会参加を促進するため、障害者のニーズに応じて、意思疎通支援、移動支援、生活訓練、相談支援等を実施する事業に対し助成する。 ア 実施主体：市町村（地域の障害者福祉団体等へ委託することができる） イ 補助基準額：事業実績等の指標に応じて設定 ウ 補助率：国 1／2、県 1／4、市町村 1／4 エ 事業内容 地域生活支援事業 1) 理解促進研修・啓発事業 2) 自発的活動支援事業 3) 相談支援事業 4) 成年後見制度利用支援事業 5) 成年後見制度法人後見支援事業 6) 意思疎通支援事業 7) 日常生活用具給付等事業 8) 手話奉仕員養成研修事業 9) 移動支援事業 10) 地域活動支援センター機能強化事業 11) 任意事業（その他の事業） 地域生活支援促進事業 1) 障害者虐待防止対策支援事業 2) 成年後見制度普及啓発事業 等 児童虐待防止対策等総合支援事業費 1) 地域障害児支援体制強化事業	311, 659
	②県地域生活支援事業費（国補） 広域的な対応が必要な事業やサービス・相談支援者・指導者の養成研修事業の実施 ア 実施主体：県 イ 補助基準額：事業実績等の指標に応じて設定 ウ 補助率：国 1／2、県 1／2 エ 事業内容： 1) 研修事業 ・障害支援区分認定調査員等研修 ・相談支援従事者研修 ・サービス管理責任者研修 ・障害者ピアサポート研修 2) 身体・知的障害者相談員活動強化事業 3) オストメイト社会適応訓練事業 4) スポーツ・レクリエーション教室開催事業 5) 盲ろう者向け通訳介助員派遣・養成事業 等	36, 892
	③障害者社会参加促進事業費（国補） ア 身体障害者レクリエーション事業 身体障害者が機能回復訓練を兼ねて、大自然の中で相互の友愛を深めるため実施する。 ・委託先：（一社）茨城県身体障害者福祉協議会 ・事業内容：山の集い、若人の集い イ 身体障害者結婚相談事業 専任の職員を設置するとともに、結婚の機会に恵まれない未婚の身体障害者を対象に、各種の出会いの場を設ける。	6, 724 (441) (2, 773)

	・委託先：（一社）茨城県身体障害者福祉協議会 ・事業内容：相談所設置（相談員1名、週4日勤務） 友愛の集い開催	
	ウ 身体障害者福祉活動推進事業 身体障害者相談員の資質の向上及び活動を促進するため、指導研究等を実施する推進員を設置する経費に対し助成する。 ・実施主体：（一社）茨城県身体障害者福祉団体連合会 ・推進員：1名、週5日勤務	(2, 846)
	エ 心の輪を広げる体験作文募集事業 障害のある人とない人との相互の心のふれあい体験作文及び啓発ポスターを募集し、障害者に対する県民の理解と認識を深める。	(664)
	④障害者扶養共済費（国補） 障害者の保護者が死亡又は重度障害になった場合に、障害者の生活の安定と福祉の増進を図ることを目的とした共済制度を運営する。	472, 778
	⑤精神障害者明るいくらし促進事業費（県単） ア こころの健康づくり地域啓発推進事業 1) 実施主体：保健所 精神障害者、家族、地域関係者が協働して、地域生活に向けた啓発事業を行う。 2) 委託先：茨城県精神保健協会 ・一般住民を対象とした精神保健に関する正しい知識の普及啓発事業 ・講演会、研修会、セミナー等の開催	2, 625 (1, 052)
	イ 精神障害者社会参加支援事業 1) 事業内容 精神障害者の自信や意欲を引き出し、社会参加を促進するため、当事者自身が参画する講演会及び研修会、検討会等の企画と運営 2) 委託先：（一社）茨城県精神保健福祉会連合会	(1, 378)
	ウ 精神保健地域研修会開催事業 （実施主体：精神保健福祉センター） 1) 一次予防として啓発活動により未然防止を図る（研修会、フォーラム等の開催） 2) 二次予防としての当事者・家族教育の活性化 3) 三次予防としてのセルフヘルプグループの支援育成	(195)
	（2）生活環境の改善・移動支援の充実 ①市町村地域生活支援事業費（国補）（再掲） 障害者の社会参加を促進するため、障害者のニーズに応じて、意思疎通支援、移動支援、生活訓練、相談支援等を実施する事業に対し助成する。 ア 実施主体：市町村（地域の障害者福祉団体等へ委託することができる） イ 補助基準額：事業実績等の指標に応じて設定 ウ 補助率：国1／2、県1／4、市町村1／4 エ 事業内容： 1) 理解促進研修・啓発事業 2) 自発的活動支援事業 3) 相談支援事業 4) 成年後見制度利用支援事業 5) 成年後見制度法人後見支援制度 6) 意思疎通支援事業 7) 日常生活用具給付等事業 8) 手話奉仕員養成研修事業 9) 移動支援事業 10) 地域活動支援センター機能強化事業 11) 任意事業（その他の事業）	311, 659

	地域生活支援促進事業 1) 障害者虐待防止対策支援事業 2) 成年後見制度普及啓発事業 等 児童虐待防止対策等総合支援事業費 1) 地域障害児支援体制強化事業	
	②県地域生活支援事業費（国補）（再掲） 広域的な対応が必要な事業やサービス・相談支援者・指導者の養成研修事業の実施 ア 実施主体：県 イ 補助基準額：事業実績等の指標に応じて設定 ウ 補助率：国1／2、県1／2 エ 事業内容 1) 研修事業 ・障害支援区分認定調査員等研修 ・相談支援従事者研修 ・サービス管理責任者研修 ・障害者ピアサポート研修 2) 身体・知的障害者相談員活動強化事業 3) オストメイト社会適応訓練事業 4) スポーツ・レクリエーション教室開催事業 5) 盲ろう者向け通訳介助員派遣・養成事業 等	36, 892
	③補装具等給付費（国補）（再掲） ア 市町村が身体障害者等に支給決定した義肢や車椅子などの補装費について、その一部を負担する。 1) 実施主体：市町村 2) 補助率：国1／2（県1／4）市町村1／4 イ 視覚障害者、肢体不自由者及び聴覚障害者に対し、盲導犬等の補助犬を育成・給付する。 1) 実施主体：県 2) 補助率：国1／2、県1／2	154, 503 (146, 415)
	④視覚障害者福祉センター指定管理業務委託費（国補） 点字図書館及び視覚障害者福祉センターの管理運営を（福）茨城県視覚障害者協会へ委託する。 活動内容 1) 点字図書及び点字刊行物の製作、貸出及び閲覧 2) 録音図書の製作、貸出 3) 点訳奉仕員及び朗読奉仕員の指導等 4) 生活、就労等の相談	(8, 088)
	⑤聴覚障害者福祉センター指定管理業務委託費（国補） 聴覚障害者福祉センターやすらぎの管理運営を（一社）茨城県聴覚障害者協会へ委託する。 活動内容 1) 各種の研修会、講習会の開催 2) 障害者同士の交流、障害者とボランティアとの交流 3) 手話通訳者、要約筆記者の養成、派遣 4) 字幕入りビデオテープ及びDVDの製作・貸出 5) ろうあ者福祉相談事業	46, 703
	⑥障害者福祉バス運営事業費（国補） 家庭に閉じこもりがちな障害児（者）が、各種行事、研修会、スポーツ活動へ参加する便宜を図るため、車椅子で乗れる福祉バスの運行経費に対して助成する。 実施主体：（一社）茨城県身体障害者福祉団体連合会	30, 193
		10, 095

	⑦手話言語普及促進事業費（国補） 手話の普及啓発を促進するため、フォーラムを開催するほか、市町村が養成する手話奉仕員と手話通訳者の技術的な差を埋めるためのスキルアップ講座を開催する。	2,464
	(3) 文化・スポーツ・レクリエーション活動の充実	
	①障害者スポーツ振興費（国補） 県障害者スポーツ大会や各種競技団体が実施する大会への参加促進により、体力の維持・向上並びに県民の障害者に対する理解と認識を深める。	8,026
	ア 茨城県障害者スポーツ大会 1) 委 託 先：茨城県障害者スポーツ・文化協会 2) 実施内容 開催日：令和6年5月（個人競技） 9月（団体競技・レクリエーション競技） 場 所：笠松運動公園 ほか 種 目：個人競技：陸上競技ほか6競技 団体競技：サッカーほか4競技 レクリエーション競技	(6,346)
	イ 各種スポーツ大会選手派遣事業 派遣種目：車いすバスケットボール大会、視覚障害者卓球大会、全国ろうあ者体育大会ほか	(890)
	②全国障害者スポーツ大会選手派遣事業費（県単） 全国障害者スポーツ大会へ選手を派遣する。 ア 委 託 先：茨城県障害者スポーツ・文化協会 イ 実施内容：派遣期間 令和7年10月23日(木)～10月28日(火) 滋賀県大津市ほか ウ 派遣選手団：概ね120人（予定）	34,223
	③障害者週間推進事業費（県単） 絵画や陶芸等の作品展示や音楽活動の発表を通じ、障害児（者）に対する県民の理解を深め、障害者の自立と社会参加を促進する。 ア 委 託 先：茨城県障害者スポーツ・文化協会 イ 実施内容 ナイスハートふれあいフェスティバルの開催 ・開催日：令和6年12月5日(木)～9日(月) ・障害者による音楽の演奏やダンス等の文化活動の発表 ・障害者が作った手芸作品等の販売 ・障害者が作成した絵画や陶芸・工芸等の作品展示	1,978
	④新パラアーティスト発掘・育成事業（国補） パラアーティストを発掘・育成し、作品が認知され、経済的な対価を得るといった生きがいを創出する。 ア 実施内容 1) アーティストの育成 2) 作品展示機会の拡大 3) 企業との連携促進 等	5,000
	⑤新パラアスリートアシスト事業（県単） パラアスリートを支援する団体に対し、スポンサー企業獲得のための営業活動に係る経費を補助する。 ア スポンサー企業に求める役割 1) パラアスリートへの資金提供 2) パラアスリートを援助するサポーターの確保 3) 体験会イベントブースへの出展	3,300

3 在宅支援サービスの充実	(1) 訪問系サービスの充実 ①自立支援給付費（国補・直接）（再掲） 障害者のホームヘルプサービスに対する介護給付費について、市町村が事業者に対して支給した場合にその一部を負担する。 ア 実施主体：市町村 イ 補助率：国1／2（県1／4）市町村1／4 ②県自立支援制度円滑施行基盤整備事業費（国補）（再掲） 重度障害者の割合が著しく高い等から、訪問系サービスの給付額が国庫負担基準を超えている市町村に対し財政支援を行う。 ア 重度障害者に係る市町村特別支援事業 補助率：（国1／2、県1／2） イ 重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業 補助率：（国1／2、県1／4、市町村1／4） (2) 在宅障害児（者）の療育・生活支援 ①発達障害者支援体制整備事業費 ア 自閉症児（者）支援対策（県単） 自閉症児等の早期療育を行い、自閉症児者の社会への適応を促進する。 自閉症児療育キャンプ事業 委託先：茨城県自閉症協会 イ 発達障害者支援センター運営事業（国補） 「発達障害者支援センター」の運営を社会福祉法人に委託し、発達障害児（者）に対する療育支援の充実と関係機関の専門性向上を推進する。 1) 実施主体：県 2) 委託先：（福）梅の里、（福）同仁会 3) 事業内容：相談支援、療育支援、就労支援、研修等の実施、支援方法や連携について関係機関と協議、市町村発達障害支援員の育成 ウ かかりつけ医対応力向上研修（国補） 小児科医等に対し、発達障害への理解を深める研修を行い、発達障害の早期発見に努める。 エ 発達障害者支援地域協議会開催（国補） 関係団体相互の課題共有、連携強化を図り、発達障害者の支援体制整備を図る。 ②在宅障害児福祉手当費（県単） 身体又は知的等の障害のある児童を養育する家庭に対し手当を支給する。 ア 実施主体：市町村 イ 手当月額：3,000円 ウ 補助率：県1／2、市町村1／2 ③特別障害者手当費（国補） 精神又は身体に障害のある在宅の重度障害児（者）で、日常生活において、常時（特別の）介護を必要とする者に対し、手当を支給し在宅福祉の増進を図る。 手当月額 特別障害者手当 29,590円 障害児福祉手当 16,100円 経過的福祉手当 16,100円 ④特別児童扶養手当支給事務費（国補） 国の制度に基づき、精神又は身体に障害のある20歳未満の児童を監護する父母又は養育者に対し、支給する特別児童扶養手当の支給事務に要する経費。（手当自体は国予算）	16,448,824 37,750 75,760 (204) (73,400) (955) (222) 23,268 103,892 12,549
---------------	--	--

	手当月額 1級 56,800 円 2級 37,830 円	
4 居住の場の整備	(1) グループホーム等の整備・拡充 ①障害福祉施設整備事業費（国補）（再掲） 社会福祉法人等の行う施設整備に対して助成する。 ア 障害福祉サービス事業所等の整備（新設）1カ所 1) 設置主体：社会福祉法人等 2) 補助率：（国1／2、県1／4）設置者1／4 イ グループホームの整備（新設）9カ所 1) 設置主体：社会福祉法人等 2) 補助率：（国1／2、県1／4）設置者1／4 ウ 障害者施設の整備（老朽化建替え）1カ所 1) 設置主体：社会福祉法人 2) 補助率：（国1／2、県1／4）設置者1／4 エ 防犯カメラ等の設置 33カ所 1) 設置主体：社会福祉法人等 2) 補助率：（国1／2、県1／4）設置者1／4 オ 障害福祉サービス事業所ICT・ロボット導入に伴う経費補助 1) 設置主体：社会福祉法人等 79カ所 2) 補助率：国1／2、県1／4、事業者1／4	935,130 (182,600) (422,150) (289,700) (22,868) (17,812)
5 就労支援の強化	(1) 関係機関の連携による就労支援体制の強化 ①障害者就業・生活支援センター事業費（国補） 障害者就業・生活支援センターに生活支援担当職員を配置し、障害者からの相談に応じ、就業に伴う日常生活の問題について、必要な指導及び助言を行う。 ア 実施主体：県 イ 委託先：社会福祉法人等（県内9カ所で実施） (2) 一般就労への移行促進 ①障害者就労移行促進事業費（県単） 就労移行支援事業所等における一般就労への移行を促進させるために、支援員等を対象とした支援技術向上のための研修を実施する。 (3) 知的障害者の公的雇用 ①いばらきステップアップオフィス推進事業費（県単） 課内に「いばらきステップアップオフィス」を設置し、知的障害者の公的雇用の拡大を図る。 ア 事業内容 ・職業指導員のもと知的障害者（定員10名）を雇用（会計年度任用職員。週5日30時間勤務。） ・文書発送やパソコン入力、イベントや会議の手伝い等各課からの依頼業務を中心に担当 イ この取り組みを市町村・民間企業にもPRするとともに、知的障害者が県庁での勤務経験を活かし民間企業等への就労を目指す。	42,520 3,000 24,512
6 福祉的就労の充実	(1) 施設利用者の工賃向上 ①障害者工賃向上推進事業費（国補） 就労継続支援B型事業所等の受注販路拡大などを支援するため、共同受発注センターの運営等を推進する。 ア 共同受発注センターの運営促進 イ 製品の展示即売会の実施 ウ 事業所向け研修会の開催	2,741

7 相談支援体制の整備	②障害者総合就労支援推進事業費（国補） ア 障害者就業・生活支援センターへ生活支援員の加配（12名） イ 共同受発注センターの機能強化 1) 活動強化員の配置 2) 受発注専門家（中小企業診断士）及び調査員の配置 3) 工賃向上指導員の配置 ウ 訪問記録等データベースの保守管理 エ 事業所へのアドバイザー派遣 オ 初動工賃補助事業 作業用品補助事業 カ 農福連携関係の事業 1) 農福連携アドバイザー、農福連携推進専門員の配置 2) 農福連携マルシェの開催	83,214
	(2) 福祉の店への支援 ①福祉の店事業等振興費（県単） 障害者の生きがいと社会参加の促進を図るとともに県民に障害者への理解の普及を図り、障害者福祉の向上のため、就労継続支援B型事業所などで製作された製品を販売する常設店の運営経費を助成する。 常設店「ハーネス」の設置 場所：セキショウ・ウェルビーイング福祉会館 （茨城県総合福祉会館）1階	3,883
	(1) 相談支援体制の充実 ①県地域生活支援事業費（国補）（再掲） 相談支援体制整備事業の実施（自立支援協議会の開催） ア 委員構成：団体役員、学識経験者等 10名 イ 県内の相談支援体制構築のための方策を検討	36,892 (536)
	②障害者IT活用支援事業費（国補） IT活用による障害者の自立支援を図るため、障害者のIT利用環境を総合的に支えるサービス拠点づくりを行う。 ア ITに関する利用相談 イ パソコンボランティア派遣事業	5,054
	(2) 専門的な相談支援体制の整備 ①発達障害者支援体制整備事業費（国補）（再掲） ア 発達障害者支援センター運営事業（国補） 「発達障害者支援センター」の運営を社会福祉法人に委託し、発達障害児（者）に対する療育支援の充実と関係機関の専門性向上を推進する。 1) 実施主体：県 2) 委託先：（福）梅の里、（福）同仁会 3) 事業内容：相談支援、療育支援、就労支援、研修等の実施、支援方法や連携について関係機関と協議、市町村発達障害支援員の育成	75,760 (73,400)
	②高次脳機能障害者支援システム整備事業費（国補） 脳損傷や脳梗塞等により記憶・言語・感情等の認知機能が損なわれる高次脳機能障害者の支援ネットワークを構築する。 1) 専用電話による相談支援 2) 嘱託医等による巡回相談及び技術指導 3) 医療・福祉従事者、行政職員を対象とした研修会開催 4) 支援ネットワーク協議会の設置・運営 5) 医療機関への支援コーディネーターの配置	24,510

8 人材の確保・育成及び資質の向上	(1) 相談支援専門員、サービス管理責任者の養成等 ① 県地域生活支援事業費（国補）（再掲） 広域的な対応が必要な事業やサービス・相談支援事業における指導者の養成研修事業の実施 ア 実施主体：県 イ 補助基準額：事業実績等の指標に応じて設定 ウ 補助率：（国1／2、県1／2） エ 事業内容：研修事業 ・障害支援区分認定調査員等研修 (105) ・相談支援従事者研修 (16,779) ・サービス管理責任者研修 (253) ・障害者ピアサポート研修 (1,950) ②介護職員等たん吸引等実施研修事業費（県単） 在宅の重度障害者に対して、たん吸引等を行うヘルパーへの研修の実施。（茨城県介護福祉士会へ委託） 2,580 ③視覚障害者福祉センター指定管理業務委託費（国補）（再掲） 点字図書館及び視覚障害者福祉センターの管理運営を（福）茨城県視覚障害者協会へ委託する。 活動内容 1) 点字図書及び点字刊行物の製作、貸出及び閲覧 2) 録音図書の製作、貸出 3) 点訳奉仕員及び朗読奉仕員の育成、指導 4) 生活、就労等の相談 46,703 ④聴覚障害者福祉センター指定管理業務委託費（国補）（再掲） 聴覚障害者福祉センターやすらぎの管理運営を（一社）茨城県聴覚障害者協会へ委託する。 活動内容 1) 各種の研修会、講習会 2) 障害者同士の交流、障害者とボランティアとの交流 3) 手話通訳者、要約筆記者の養成、派遣 4) 字幕入りビデオテープ及びDVDの製作・貸出 5) ろうあ者福祉相談事業 30,193 ⑤医療的ケア児支援体制整備事業（国補） 喀痰吸引や胃ろうなどの医療的なケアを必要とする医療的ケア児等の支援体制の整備を図る。 ア 協議の場の設置 イ 医療的ケア児支援センターの運営 1) 委託先：国立病院機構茨城東病院 2) 事業内容：医療的ケア児とその家族や障害福祉サービス事業所等からの相談への対応、直接ケアを担う人材や支援の調整を担う人材の育成 17,563	36,892
9 県立施設の運営	(1) 県立障害者施設の適切な管理運営 ①あすなろの郷指定管理業務委託費（県単） 障害者支援施設及び医療型障害児入所施設の運営を（福）茨城県社会福祉事業団へ委託する。 2,714,908 ②視覚障害者福祉センター指定管理業務委託費（国補）（再掲） 点字図書館及び視覚障害者福祉センターの管理運営を（福）茨城県視覚障害者協会に委託する。 46,703 ③聴覚障害者福祉センター指定管理業務委託費（国補）（再掲） 聴覚障害者福祉センターやすらぎの管理運営を（一社）茨城県聴覚障害者協会へ委託する。 30,193	

10 障害者権利擁護の推進	④県立施設整備費（県単） 県立施設の施設及び設備保持に必要な整備を行う。	110,744
	⑤あすなろの郷再編整備関連事業（県単） 強度行動障害など最重度の障害がある方に対し、質の高いサービスを提供していくため、セーフティネット棟の建設工事に着手するとともに、県と民間事業者の役割分担と連携強化のもと入所者の円滑な移行に向けた準備を進めていく。	9,000
	(1) 権利擁護の取り組みの充実 ① 障害者権利擁護対策推進事業費（国補） 障害者に対する虐待を防止するとともに、虐待が発生した際に早期発見、迅速な対応及び適切な支援が行える体制を整備する。 ア 県障害者権利擁護センターの運営 委 託 先：茨城県手をつなぐ育成会 1) 相談員を配置して通報や相談に対応 2) 専門知識が必要な相談には弁護士相談等を実施 3) 県民への啓発活動 イ 対応職員の資質向上研修 委託先：（一社）茨城県心身障害者福祉協会 対 象：福祉施設の職員	7,880
	② 障害者権利条例推進事業費（国補） 「障害のある人もない人も共に歩み幸せに暮らすための茨城県づくり条例」の施行に伴い、相談体制の整備や協議会の設置、普及・啓発などの取り組みにより、差別の解消を図る。 ア 相談窓口（県障害者差別相談室）の設置・運営 委 託 先：茨城県手をつなぐ育成会 相談員3名配置 イ 協議会等の開催 ウ 周知・啓発	12,248
[2] 精神保健医療福祉の推進		
1 精神保健医療福祉の充実	(1) 適切な医療の提供 ① 自立支援医療費（国補）（再掲） 精神障害者通院医療費 精神障害者の適切な通院医療を普及するため、障害者総合支援法の規定に基づき、通院医療費の一部を助成する。 1) 対 象 者：精神疾患のため通院中の者 2) 負担割合：通院医療費の90%（ただし、医療保険給付を優先） 3) 補 助 率：国1/2、県1/2 ② 措置患者医療費（国補） 精神保健福祉法の規定に基づき、措置入院した精神障害者の医療費の全額を助成する。（ただし、医療保険給付を優先） 補助率：国3/4、県1/4 ③ 精神障害者医療保護適正確保対策事業費 ア 精神保健福祉審議会の開催（県単） 知事の諮問に応えるほか、精神保健福祉に関する事項について知事に対し意見を具申する。（2回/年開催） イ 精神医療審査会費（県単） ・措置入院決定報告書、措置入院者定期病状報告、医療保護入院者入院届、医療保護入院期間更新届に関する事項を審査する。 ・退院又は処遇改善請求に係る審査 ウ 精神科病院に対する実地指導等（国補） 1) 実地指導	6,055,423 (5,391,581) 145,242 122,383 (551) (14,205) (1,339)

	入院患者に対する適正な医療及び保護の確保を図るため、入院患者の処遇や法的手続等きについて実地に指導を行う。 (1回/年実施) 2) 実地審査 入院患者(措置及び医療保護入院)の症状について指定医を派遣し、入院の要否について審査を行う。 3) 臨時調査 虐待防止に関する適切な対応ができる体制を整備する。 エ 公費負担医療等管理費(国補) 精神通院医療に係るレセプトの審査点検、データ管理及び入力、支払基金、国保連合会への診療報酬支払手数料の支払いを行う。	(106, 288)
	(2) 相談体制の充実 ①精神保健福祉センター費(職給除く) ア 運営費(県単) 精神保健福祉に関する総合技術センターとして、保健所や関係機関への技術援助、調査研究などを行うほか、複雑困難な事例の相談・診察等を行う。 事業内容 1) 技術援助 保健所、福祉、教育機関等に対する技術援助及び指導 2) 教育研修 保健所、市町村職員及び精神保健福祉業務従事者に対する研修やセミナー等の開催 3) 協力組織の育成 地域精神保健福祉活動の推進に必要な民間組織団体の育成・指導 4) 広報・普及 精神保健福祉に関する正しい知識の普及・啓発 5) 精神保健福祉相談 複雑・困難な事例についての相談、診察 6) 調査・研究 地域精神保健福祉活動の推進に必要な調査・研究、資料収集等 イ 精神保健特定相談事業(国補) 1) 思春期相談 ・専門医(嘱託)による診療(月1回) ・心理判定員による相談(週1回) ・グループ指導員による思春期集団療法 思春期グループ(主に不登校) 週1回 ・家族教室の開催(月1回) ・思春期セミナーの開催(年1回) ウ 依存症対策推進事業(国補) 1) 相談窓口の充実及び人材育成 ・専門相談及び家族教室 ・支援体制検討会議の開催 2) 関係機関との連携の強化 ・依存症対策推進会議の開催 3) 再乱用防止対策の強化 ・再乱用防止プログラム(SMARPP)の実施 ・ギャンブル等依存症回復支援プログラムの実施 4) 民間団体への支援 ・依存症問題の改善に取り組む民間団体への活動経費補助	61, 852 (50, 914) (1, 617) (9, 321)
	②精神保健指導運営費 精神障害者社会復帰等促進対策事業費(県単) 1) 実施主体:各保健所	5, 172

	2) 事業内容 ・ 精神保健相談窓口の設置（各保健所月 1 回～3 回） ・ 保健師による訪問指導（必要時は医師が同行） ・ 精神保健福祉連絡会議の開催 ③ひきこもり対策推進事業費（国補） ひきこもり対策の総合調整機関である「ひきこもり相談支援センター」（専門コーディネーター配置）において、関係機関と連携した支援を行うとともに、地域拠点（サテライト）である保健所においては、専門相談や家族教室等を実施し、ひきこもり者の自立、回復を促進する。 ア ひきこもり相談支援センター（委託） 1) 相談支援 イ 精神保健福祉センター 1) 人材育成 2) 市町村等支援 3) 普及啓発 ウ 保健所 1) 精神科医等による専門相談（月 1 回） 2) 一般相談（随時） 3) 家族教室（月 1 回） 4) ひきこもり者の居場所づくり（月 1 回程度） 5) 地域連携会議（事例検討会）年 2 回程度 エ 障害福祉課 1) ひきこもり相談支援連絡協議会の開催	23, 305
2 自殺対策の推進	(1) 相談支援体制の強化、人材育成、普及啓発 ① 自殺対策緊急強化事業費（国補） ア 自殺ハイリスク者に対する、きめ細かい寄り添い型（伴走型）支援 イ ICT を活用した相談体制強化・相談窓口への誘導 1) SNS を活用した相談 2) Web・アプリ広告 3) チャットボットを活用した相談窓口案内 4) 女性専用オンライン相談 ウ 相談支援体制の強化 いばらきこころのホットラインの運営（土・日） エ 普及啓発 啓発チラシ等の作成 オ 市町村・民間団体への支援等 1) 市町村等が行う自殺対策事業への補助 2) 自殺対策連絡協議会の開催 ②地域自殺対策推進センター運営事業費（国補） 地域の自殺対策の拠点として「地域自殺対策推進センター」を設置し、地域における自殺対策を強化する。 ア 電話相談窓口設置（いばらきこころのホットライン） ・ 月～金曜日（午前 9 時～午後 4 時） ・ 専門相談員による電話によるカウンセリング イ 市町村自殺対策への支援 市町村の自殺対策を支援するための講習会 ウ 人材育成 1) ゲートキーパー指導者養成研修 2) 若年層自殺対策研修会 エ その他 地域自殺対策推進センター事業推進員の配置等	81, 036 (25, 274) (32, 442) (5, 334) (523) (17, 463) 10, 959 (7, 215) (222) (285) (3, 237)

3 精神科救急医療体制の充実	(1) 精神科救急医療の適切な執行 ①精神科救急医療システム運営事業費（国補） ア 精神科救急医療体制 夜間・休日の精神保健福祉法第23条通報（警察官通報）及び本人・家族等からの救急相談に対応するため、救急相談窓口を設け、適切な医療等の提供を行う。 1) 対象者 (三次) ・措置入院：精神症状により自傷他害のおそれがあると認められ、警察官に保護された者 (二次) ・精神科一般救急：本人又は家族等から救急相談のあった者 (一次) ・救急電話相談窓口：本人又は家族の休日・夜間の電話相談窓口を設置（電話番号公開） 2) 受入病院 ・措置入院：県立こころの医療センター ・精神科一般救急：民間精神科病院（輪番制等） 3) 受付窓口 (三次) ・措置入院：精神科救急コールセンター（精神保健福祉センター） (二次) ・精神科一般救急：精神科救急ダイヤル（嘱託相談員及び業務委託） (一次) ・救急電話相談：業務委託 イ 精神障害者の移送 措置入院及び県が行う医療保護入院に係る精神障害者の精神科病院への移送 ウ 精神科救急医療体制連絡調整委員会の開催 エ 〇身体合併症救急医療体制 精神疾患を有しながら、身体合併症を患う患者に対し、救急医療の提供を行う。 身体合併症対応施設である筑波大学附属病院において、救急医療体制の確保を図る。	67,772
	②精神保健診察等事務費（県単） 精神症状のため自傷他害の恐れがあると認められる者について、各保健所及び精神保健福祉センターで精神保健指定医2名の診察を受けさせ、ともに入院が必要との診断がされた場合、措置入院させる。また、各保健所は措置入院等で入院したものに対し、本人の同意のもと退院後支援を実施する。	5,358
	(2) 災害時精神科医療体制の整備 ①災害時精神科医療体制整備事業費（国補） 自然災害や大規模事故等が発生した場合に、被災地等における専門的な精神科医療、精神保健医療体制の支援を行うDPAT（災害派遣精神医療チーム）の体制整備を図る。 ア DPAT運営検討委員会の開催 イ DPAT隊員研修の開催 ウ 厚生労働省研修への派遣、災害医療訓練への参加 エ 〇災害拠点精神科病院への資機材等経費補助	3,424
4 精神障害者の地域生活支援体制の充実	(1) 精神障害者の地域生活支援体制の整備 精神障害者地域移行支援アウトリーチ推進事業費 ①精神障害者地域移行連携推進事業費（国補） ア 自立支援協議会地域移行支援部会の設置 イ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業 1) 地域移行支援連絡協議会の開催 保健所で精神障害者の地域支援の関係機関と困難事例の検討、情報交換や研修などを行い、連携強化及び支援体制を整備する。	5,852

	2) 精神障害者支援者人材育成研修 地域での精神障害者の地域支援・医療連携のための研修の実施 ウ 精神保健連携基盤強化事業 精神症状を有する救急症例への標準的な初期診療にかかる研修 エ 医療従事者うつ病等対応力向上研修事業 身体科医師等に対するうつ病等の精神科疾患に対する理解・対応力向上のための研修 オ 入院者訪問支援事業 本人の希望に応じて、気持ちを丁寧に聞き、相談や情報提供を行う訪問支援員を精神科病院に派遣する。	
--	--	--

少子化対策課

◎執行方針

[1] 少子化対策の推進

1 茨城県こども計画の推進

少子化は、個人の生き方・考え方・職場環境など、社会全般に深く関わっていることから、県内各団体の有識者からなる「少子化対策審議会」を中心として、「茨城県こども計画」に基づく少子化対策を推進する。

また、若者に対し、結婚・子育てに関するポジティブなイメージを積極的に発信していく。

2 結婚支援の推進

少子化の要因である未婚化・晩婚化の流れを変えていくため、結婚を希望する男女に地域・職域を越えた出会いの場を提供する「いばらき出会いサポートセンター」において導入したAIマッチングシステムの利用促進や相談体制の強化に取り組むとともに、非営利で結婚支援に取り組むマリッジサポーター等の活動を支援し、市町村等とも協力しながら、全県的な結婚支援活動を展開していく。

3 母子保健の充実

妊娠期から出産、子育て期にわたる切れ目のない支援体制を構築し、「茨城県こども計画」に掲げた目標を達成し、子どもを安心して産み育てるという希望をかなえる取組を促進する。

妊娠・出産に関する知識の普及や不安の解消のための電話・LINE相談窓口の設置や助産師による産後の出張相談を実施する。

子どもの重度障害の発生予防として、新生児に対する先天性代謝異常等検査のスクリーニング事業や視聴覚障害の早期発見と精密検査・療育体制の整備を図るとともに、市町村の健康診査等で把握された発達障害児等への相談事業を実施する。

また、不妊治療に取り組む方に対する助成を行い経済的な負担軽減を図るほか、不妊に悩む夫婦に対する専門的・医学的相談を実施する。

なお、母子保健対策は、母子保健法により、健康診査や健康相談など住民に身近で基本的な母子保健サービスを市町村が、広域的・専門的な事業は県が行うよう役割分担がなされていることから、研修等を通じ、市町村の母子保健対策の向上を図る。

4 子育て支援の充実

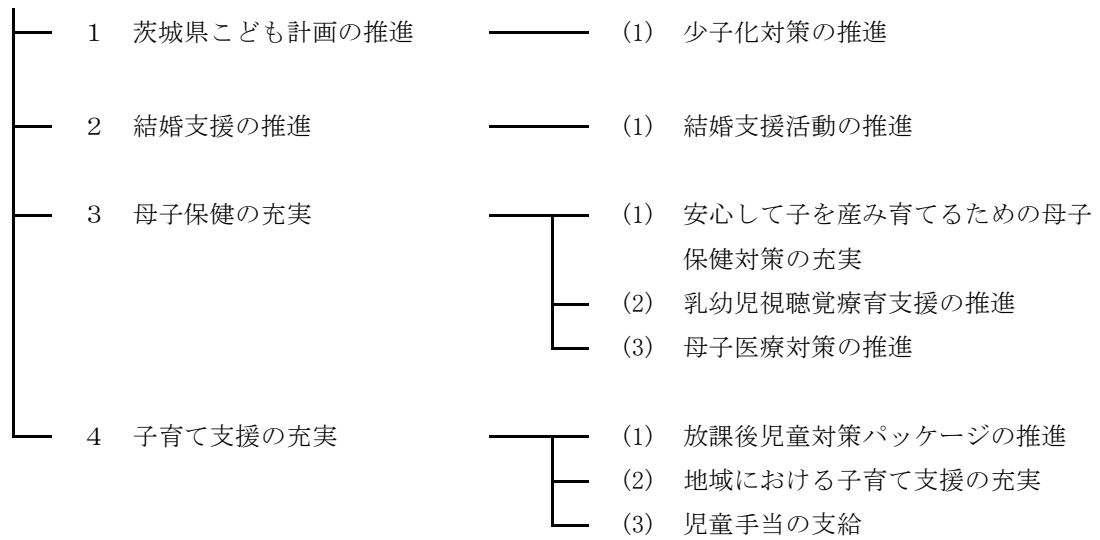
国の「放課後児童対策パッケージ」に基づき、市町村と連携しながら、放課後児童クラブの受け入れ児童数の拡大を図るとともに、放課後児童支援員の確保や質の向上を図ることにより、放課後児童の安心・安全な居場所づくりを推進する。

また、安心して子育てができる環境を整備するため、地域において育児相互援助活動を行うファミリー・サポート・センター事業、子育て支援に関する情報を幅広く提供する利用者支援事業などの地域における様々な子育て支援施策の充実を図る。

さらに、社会全体で結婚や子育てを応援する機運を醸成するため、「いばらき新婚夫婦等優待制度」及び「いばらき子育て家庭優待制度」の拡充を図る。

少子化対策課主要施策体系

[1] 少子化対策の推進



◎事業計画概要

事 項 名	事 業 の 概 要	予 算 額 千円
[1] 少子化対策の推進	(1) 少子化対策県民運動の展開	
1 茨城県こども計画の推進	①少子化対策県民運動推進事業費（県単） 少子化対策を推進するため、県内の各分野の有識者等からなる「少子化対策審議会」を開催するとともに、県政出前講座等を活用し、「茨城県こども計画」を広く県民等に周知する。	8,038
	②地域少子化対策重点推進事業費（国補） 結婚支援の推進や、結婚、妊娠・出産、乳児期を中心とする子育てに温かい社会づくり・気運の醸成を図る。 ア 結婚相談体制強化事業 （ア）出会いサポートセンター市町村連携事業 市町村出張相談・登録会の実施 （イ）出会いサポートセンター体制強化事業 出張センター及びイベント会場等出張登録会の実施 （ウ）出会いサポートセンター利用促進事業 会員向けセミナー・交流会の開催 （エ）出会いサポートセンターPR事業 PR強化 （オ）マッチングシステム高度化事業 システム機能拡充、相談員の資質向上 （カ）結婚支援コンシェルジュ事業 結婚支援コンシェルジュの配置（1名） イ 少子化対策への前向きな気運醸成事業 （ア）ライフデザイン形成支援事業 高校生を対象としたライフデザインセミナーの開催 （イ）いばらき子育て家庭優待制度・いばらき新婚夫婦等優待制度強化事業 いばらきキッズクラブカードの電子化及び iPASS アプリのリニューアルを実施 ウ 市町村補助(地域少子化対策重点推進交付金)	224,103
2 結婚支援の推進	(1) 結婚支援活動の推進	
	①いばらき出会いサポートセンター推進事業費（国補） ア いばらき出会いサポートセンターの運営 （ア）本部（水戸）、県南センター（牛久） 職員11名（事務局長、事務員2、相談員8） （イ）行政、団体（経済、労働、農業）、青少年関係、報道関係者等から構成される理事会等で業務方針等を決定し、全県的な取組を推進 イ 実施事業 （ア）結婚支援事業 ・会員制によるパートナー探しの支援 （登録料11,000円（3年間）） ※女性の入会登録料無料キャンペーン（期間限定） ・婚活パーティーの後援 （イ）「マリッジサポーター」の活動支援 ・地域の世話役として結婚相談、仲介等を行うボランティア ・県内5地区の地域活動協議会の運営及びサポーター全体のスキルアップを支援	26,808

3 母子保健 の充実	(ウ) 「いばらき出会い応援団体」の活動支援 ・非営利で結婚支援に取り組む団体の活動を支援	
	②いばらき結婚支援パワーアップ事業費（国補） ア マリッジサポーター地域活動協議会活動費補助 (5 地区) イ マリッジサポーター連絡協議会主催全県域イベント	2,800
	(1) 安心して子を産み育てるための母子保健対策の充実 ①不妊専門相談センター事業費（国補） ア 不妊専門相談センター ・不妊で悩んでいる夫婦に対し、安心して相談できる機会を設け、不妊治療に関する正しい情報を提供するとともに、心理的援助を必要とする者へのカウンセリングを行う。 ・市民公開講座を行い、治療を行う夫婦のみならず、その家族や一般の者も不妊治療等に関する理解を深められるよう普及啓発を行う。 ・流産・死産等を経験した方の相談に応じる。 委託先：茨城県産婦人科医会 補助率：国 1／2、県 1／2 イ 妊活・不妊等サポート体制強化事業 妊活、不妊・不育、流産・死産等、出産に至る前までの時期に生じる悩みに対する SNS 等のオンライン相談、セミナーの開催 ウ 不妊治療患者向けアプリとの連携 アプリ内に茨城県特設ページを設置し、不妊治療相談窓口の紹介、市町村の助成制度の案内、医療機関の紹介、不妊治療患者向けアンケートの配信等を行う。	12,614
	② 新 不妊治療費助成事業費（国補） 妊娠を望み不妊治療に取り組む方の経済的負担軽減を図るため、高額な医療費がかかる不妊治療のうち、保険適用外となる先進医療に対する費用の一部を助成する市町村に対し補助を行う。	18,000
	③不育症検査費用助成事業費（国補） 不育症検査費用の自己負担を軽減するため、保険対象外の不育症検査について、保険適用検査と併せて実施する場合に費用を助成する。 ア 対象者：妊娠はするものの2回以上の流産・死産を経験した方など イ 上限額（国 1／2、県 1／2） 流死産検体を用いた遺伝子検査費用の7割（ただし、上限6万円） ※補助対象検査は先進医療として告示されたものに限る。	1,080
	④新生児マス・スクリーニング事業費（県単） 先天性代謝異常等検査 ア 事業内容 先天性代謝異常及び内分泌疾患を早期に発見し、早期に治療するため、血液によるマス・スクリーニング検査を検査機関に委託し実施する。 イ 対象新生児（日齢4～6日） ウ 委託機関 ・検査機関：公益財団法人茨城県総合健診協会 ・精度管理：一般社団法人日本マススクリーニング学会	42,585

	⑤新新生児マス・スクリーニング実証事業費（国補） 新生児マス・スクリーニング実証事業 ア 事業内容 重症複合免疫不全症（SCID）脊髄性筋萎縮症（SMA）を早期に発見し、早期に治療するため、血液によるマス・スクリーニング検査を検査機関に委託し、検査結果データを国に報告する。 イ 対象新生児（日齢4～6日） ウ 委託機関 ・検査機関：公益財団法人茨城県総合健診協会 ・精度管理：一般社団法人日本マスキューニング学会 ⑥総合母子保健事業費（国補） ア 総合母子保健事業 母子保健に関する地域の現状把握と課題の抽出、課題解決のための会議及び研修会を開催し、本県における課題解決に向けた検討を行う。 （ア）保健所別母子保健連携会議及び研修会（保健所） （イ）母子保健推進会議（保健所、少子化対策課） イ 母子保健センター相談事業 （ア）委託先：公益社団法人茨城県看護協会 （イ）委託内容：発達相談 ・医師による相談 12 回程度、心理相談 72 回程度、発達障害児指導者研修会、市町村に対する巡回相談 30 回程度 ・5歳児健診・相談事業に係る情報交換会 ウ 普及啓発 （ア）リトルベビーハンドブックの作成 （イ）県助産師会作成の防災ハンドブックの購入・配布 エ 5歳児健診に関する検討会の実施 ⑦妊娠・出産サポート体制整備事業費（国補） ア 妊娠等相談支援事業（茨城県助産師会委託） （ア）妊娠等専門電話・LINE 相談窓口の開設 （イ）特定妊婦や若年妊婦に対する産科婦人科受診等支援（性感染症などの疾病等に関する受診を含む） （ウ）生殖や妊娠・出産に係る正しい知識等に関する講演会の開催 イ 助産師なんでも出張相談事業（茨城県助産師会委託） 産後の母親のニーズに応じた自宅への訪問支援 対象：産科医療機関退院後～産後4か月未満 訪問単価：8,000 円（うち 1,000 円は利用者から徴取） ※県外里帰り者の場合、利用者徴取 2,000 円 ウ 要支援妊産婦支援体制整備事業 （ア）要支援妊産婦支援体制構築のための連携会議等 （イ）妊娠・出産に関する相談支援者研修会の開催 （ウ）検討会の開催及び妊婦の健康管理に係る普及啓発 エ 産後ケア事業の推進 市町村での産後ケアの共同実施を推進するための検討会や連絡調整 オ 母子保健事業等推進体制整備事業 成育医療等の提供に関する施策に係る状況の把握や広域的な調整を行うための協議会の設置・開催 カ 普及啓発 妊娠・出産に向けた健康管理に関する正しい知識の普及啓発（冊子作成・配布） キ 妊婦分娩施設交通費等支援事業	90, 294 13, 415 29, 673
--	---	--

	最寄りの分娩取扱施設等まで概ね 60 分以上かかる場合の交通費等の補助	
	⑧母子保健訪問指導事業費（県単） 市町村から支援要請を受けた病虚弱児等と保護者に対し、保健所保健師による家庭訪問指導を実施する。	250
	⑨妊婦のための支援給付費補助事業費（国補） 子ども・子育て支援法における、妊婦のための支援給付を円滑に実施するため、必要な経費を補助する。 補助率：国 1/2、県 1/4、市町村 1/4 等	42, 480
	（２）乳幼児視聴覚療育支援の推進	19, 089
	①乳幼児視聴覚療育支援事業費（県単） ア 聴覚 難聴の子どもを早期に発見し、適切な療育指導を行うことで、聴覚障害を未然に防ぐ。 (ア) 委託先：一般財団法人茨城県メディカルセンター (イ) 事業内容 聴覚障害と診断された児への療育指導及び家庭への支援、新生児聴覚スクリーニング検査に関する技術的支援 イ 視覚 ・市町村職員対象の研修会 ・市町村への視覚検査機器の貸出し ②新生児聴覚・療育運営委員会 聴覚障害児の早期発見から療育指導までの実施体制の整備を図る。	
	（３）母子医療対策の推進	1, 405
	①結核児童療育費（国補） 結核に罹患している児童に対し、指定療育医療機関における医療の給付を行うとともに、この間の療育生活に必要な日用品、学用品の給付を行う。 ア 実施主体：県 イ 負担率：国 1／2、県 1／2	
	②養育医療費負担金（国補） 市町村が未熟児の養育に必要な医療の給付に際し支弁する費用の一部を負担する。 ア 実施主体：市町村 イ 負担率：国 1／2、県 1／4、市町村 1／4	20, 284
	③母子医療指導費（国補） 県内の母子保健サービスの均衡及び質の向上を図るため、担当者会議やHTLV-1 母子感染対策を推進する。 旧優生保護法補償金等支給法が施行され、優生手術を受けた者に対する補償金支給等に関する事務を行う。 ア 母子保健担当者会議の開催：3 回（県単） イ HTLV-1 母子感染対策事業（国補） (ア) HTLV-1 母子感染対策協議会の開催 (イ) HTLV-1 母子感染防止研修会の開催 (ウ) HTLV-1 母子感染防止普及啓発 ・実施主体：県 ・補助率：国 1／2、県 1／2 ウ 旧優生保護法補償金支給等事務 ・実施主体：県	24, 045

・補助率：国 10／10（旧優生保護）

4 子育て支援の充実

(1) 放課後児童対策パッケージの推進

①放課後子ども教室推進事業費（国補）
すべての児童に放課後等に安全な居場所を設け、地域の方々の参画を得て、スポーツ・文化活動、交流活動、学習活動を実施する放課後子供教室事業に助成する。
ア 実施主体：市町村
イ 補助率：国 1／3、県 1／3、市町村 1／3

②放課後児童支援員認定資格研修事業費（国補）
放課後児童健全育成事業従事者を対象として、放課後児童支援員の資格を認定するための研修を行う。
ア 実施主体：県
イ 補助率：国 1／2、県 1／2

③放課後児童クラブ整備費（国補）
地域における子育てしやすい環境の促進を図るため、市町村等が行う放課後児童クラブ整備に対し補助する。

区 分	創 設
補助基準額	35,423 千円/1 クラブ
補助率	国 1/3 (2/9)、県 1/3 (2/9)、市町村 1/3 (2/9) 設置者 (1/3)

(2) 地域における子育て支援の充実

①子ども・子育て支援事業費（国補）
ファミリー・サポート・センター事業や利用者支援事業等について、実施主体である市町村に対し運営費の補助を行う。
ア 実施主体：市町村
イ 補助率：国 1／3、県 1／3、市町村 1／3 等
ウ 対象事業：利用者支援事業、延長保育事業、実費徴収に係る補足給付を行う事業、多様な事業者の参入促進・能力活用事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業、放課後児童健全育成事業、産後ケア事業 等

②多子世帯保育料軽減事業費（県単）
公立・私立認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所における保育料を軽減する。
ア 事業主体：市町村
イ 対象者：（ア）第 3 子以降で 3 歳未満児
（イ）第 2 子で 3 歳未満児
ウ 助成内容：（ア）第 3 子以降で 3 歳未満児：無償
（イ）第 2 子で 3 歳未満児：半額
エ 所得制限：（ア）第 3 子以降で 3 歳未満児：なし
（イ）第 2 子で 3 歳未満児：国が定める利用者負担上限額基準の第 5 階層まで
オ 補助率：県 1／2、市町村 1／2

③新婚夫婦・子育て家庭優待制度推進事業費（県単）
ア いばらき子育て家庭優待制度
県内企業等による子育て家庭を対象とした料金割引等

138,894

16,471

84,030

4,110,338

572,218

3,514

子ども未来課

◎執行方針

〔1〕 幼児教育・保育、地域の子ども・子育て支援の充実

1 幼児教育・保育の充実

質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供や、地域の子ども・子育て支援の充実等を目指す国の「子ども・子育て支援新制度」に基づき、各市町村の子ども・子育て支援事業計画の着実な推進を図り、利用者のニーズに即した幼児教育・保育サービスの充実に取り組む。

また、私立幼稚園に対して、「子ども・子育て支援新制度」への移行を支援するとともに、特別支援教育（障害児等の受入れ）を実施する園への助成等を行い、教育条件の維持向上や安心して子育てができる環境づくりを推進する。

2 地域における子ども・子育て支援の充実

子どもの育ちに十分配慮しながら、保護者の就労形態の多様化等に対応した延長保育や一時預かり、病児保育、保護者の就労を問わず子どもを預けることができる「こども誰でも通園制度」等の地域における様々な子育て支援施策の充実を図る。

〔2〕 待機児童解消に向けた取組の推進

1 保育所・認定こども園等の施設整備の推進

幼児教育・保育サービスに対する地域のニーズに応じて、就学前教育・保育施設整備交付金等を活用した保育所・認定こども園の整備を進めるとともに、地域型保育事業の促進による低年齢児の受け皿拡大等に取り組み、待機児童ゼロ水準維持を図る。

2 幼児教育・保育人材の確保対策

3歳以上児の職員配置基準の改善が行われたことにより、保育士確保が重要になるため、修学資金貸付等による新規卒業生の就業促進、「いばらき保育人材バンク」による潜在保育士の再就職支援、保育補助者等を活用した業務負担軽減による就業継続支援、保育従事者の実態の見える化と保育業界のイメージアップ、子育て支援事業等に従事する子育て支援員の養成など、総合的な人材確保対策をさらに推進する。

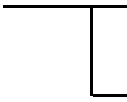
3 幼児教育・保育の質の向上

国において、保育施設の収支状況や職員給与等の経営情報の公表が制度化されたことに伴い、経営者の理解を促し保育士の処遇改善を一層推進する。

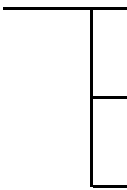
保育士等の資質・専門性の向上のための研修や管理者等を対象とした保育士等の勤務環境改善等に向けた研修の実施、職員配置の改善など、幼児教育・保育の質の向上を図る。

子ども未来課主要施策体系

[1] 幼児教育・保育、地域の子ども
・子育て支援の充実

- 
- (1) 幼児教育・保育の充実
 - (2) 地域における子ども・子育て支援の充実

[2] 待機児童解消に向けた取組の
推進

- 
- (1) 保育所・認定こども園等の施設整備の推進
 - (2) 幼児教育・保育人材の確保対策
 - (3) 幼児教育・保育の質の向上

◎事業計画概要

事 項 名	事 業 の 概 要	予 算 額 千円
[1] 幼児教育・保育、地域の子ども・子育て支援の充実 1 幼児教育・保育の充実	①子ども・子育て支援負担金 ア 施設型給付費負担金（国補） 私立保育所、認定こども園、私学助成を受けない私立幼稚園の運営費に対し負担する。（幼児教育・保育の無償化に係る経費も含む。） ・実施主体：市町村 ・負担割合：国 1／2、県 1／4、市町村 1／4 イ 地域型保育給付費負担金（国補） 市町村の認可を受けた施設（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）の運営費に対し負担する。 ・実施主体：市町村 ・負担割合：国 1／2、県 1／4、市町村 1／4 ②子育て支援施設等利用給付費負担金（国補） 子育て支援施設等の利用者に係る幼児教育・保育無償化に係る経費に対し負担する。 ・実施主体：市町村 ・対象施設：新制度未移行幼稚園、認可外保育施設、子育て支援施設、幼稚園預かり保育 ・負担割合：国 1／2、県 1／4、市町村 1／4 ③学校法人立幼稚園経常費補助事業費（国補） 私立幼稚園の人件費、管理経費等の経常的経費に対し補助を行う。 ・補助率：国定額 ・補助単価：幼児 1 人当たり 205,463 円 ④私立幼稚園等特別支援教育補助事業費（国補） 子ども一人一人の教育的ニーズに応じた支援実施を図り、障害児等の就園を促進するため補助を行う。 ・補助率：国 1／2、県 1／2 ・補助単価：対象幼児 1 人当たり 障害児等 2 人以上在籍及び 在籍園児 80 人未満で障害児等 1 人在籍園 ：784 千円以内 在籍園児 80 人以上で障害児等 1 人在籍園 ：392 千円以内 ⑤認定こども園等教育支援体制整備事業費（国補） 幼児教育のための遊具・教具等の整備、私立認定こども園等に係る研修の実施及び幼児教育の質の向上のための ICT 化に対し補助を行う。 ・補助率：国 10／10 ・補助基準額： 【環境整備（遊具等整備）】経費の 1/3（認定こども園は 1/2） 【研修事業】経費の 1／2	19,148,591 1,325,973 253,789 315,386 412,896 138,192

2 地域における子ども・子育て支援の充実	【ICT化事業】経費の1/2	
[2]待機児童解消に向けた取組の推進 1 保育所・認定こども園等の施設整備の推進	①病児保育施設整備費（国補） 市町村・社会福祉法人等が行う病児保育事業の施設整備費に対する補助 ・補助率：国1/3、県1/3、市町村1/3等 ・対象類型：病児対応型、病後児対応型 ①就学前教育・保育施設整備交付金 保育所、認定こども園、小規模保育事業所に対する施設整備への補助（県予算負担なし） ・実施主体：市町村 ・補助率：国1/2、市町村1/4、事業所1/4等 ②家庭的保育事業促進事業費（国補） ア 家庭的保育事業認可促進事業 研修を実施し、家庭的保育者の養成を図る。 ・家庭的保育者研修の実施 認定研修：無資格者から担い手の確保を図る。 ・実施主体：県 イ コーディネーター配置 市町村等へのコーディネーターの配置による事務処理支援・連携施設確保等の促進を図る。 ・実施主体：市町村 ・補助率：国1/2、県1/4、市町村1/4	71,965 12,348
2 幼児教育・保育人材の確保対策	①子育て人材確保強化推進事業費（国補） 多様な保育や子育て支援に関しての必要な知識や技能等を修得するための研修を実施し、これらの担い手となる子育て支援員の養成を図る。 ②保育士修学資金等貸付費（国補） 保育士資格の取得を目指す学生に対する修学資金や、保育士の補助を行う者の雇上げに必要な費用、さらに、潜在保育士に対する保育料支援や再就職のための準備に必要な費用を貸し付けることにより、保育人材の確保を図る。 （補助率：国9/10） ア 保育士修学資金貸付 イ 保育補助者雇上費貸付 ウ 未就学児をもつ保育士に対する保育料の一部貸付 エ 潜在保育士の再就職準備金貸付 ③保育士修学資金等貸付費（県単） ②と同様、修学資金など必要な費用を貸し付けることにより、保育人材の確保を図る。（補助率：県1/10） ④保育・幼児教育人材復職支援事業費（県単） 潜在保育士及び潜在幼稚園教諭が復職する際、未就学児を保育所等に預けた場合の保育料の助成（保育料の1/2）を行う。	14,862 307,619 34,180 15,983

3 幼児教育・ 保育の質の向上	⑤いばらき保育人材バンク設置運営事業費（国補） 潜在保育士の再就職支援及び多様な人材の保育事業への参入促進、保育従事者等の実態の見える化によるイメージアップ等により、総合的な人材の確保を図る。 ・保育人材の掘り起こし ・潜在保育士の再就職支援 (求人・求職のマッチング、研修の実施等) ・無資格者の保育補助者、支援者としての活用促進 ・保育士希望者の資格取得支援 ・フォローアップ等の実施 ・保育従事者等実態調査の実施 ・保育士・保育現場の魅力発信 ・保育人材バンクポータルサイト SNS の管理・運営	71, 567
	⑥私立幼稚園退職手当助成金補助事業費（県単） (公財) 茨城県私立幼稚園退職基金財団が行う退職手当資金給付事業への補助 ・補助額：標準給与年額×25/1000 ・補助対象：学法立の幼稚園、認定こども園、保育所	149, 229
	①幼児教育等サポートスタッフ配置支援事業（県単） 幼児教育・子育て支援事業に従事する教育補助員等を配置する場合に補助を行う。 ・補助基準額：1園当たり年額1,080千円以内	63, 720
	②保育サービス支援事業費（県単） 民間保育所等において、1歳児を保育する場合に、保育士等の雇用経費等の補助を行う。 ・補助率：県1/2、市町村1/2 ・補助基準額：1歳児1人当たり月額5,000円	224, 718
	③保育士等キャリアアップ研修事業費（国補） 一定の経験年数のある保育士等に対し、追加的な処遇改善を実施する際の要件となるキャリアアップ研修を行う。	50, 652
	④保育所等職員資質向上事業費（国補） 保育所等の人材の確保や資質向上を図るため、保育士に対する研修や、就業継続支援のための保育所の管理者に対する研修を行う。 - ア 保育の質の向上のための研修 - イ 就業継続支援研修	4, 727
	⑤保育対策総合支援事業費（国補） 待機児童の解消を図るとともに、子どもを安心して育てることができる環境整備を行うため、保育人材の確保等に必要な措置を講ずる。 ・実施主体：県、市町村 ・補助率：国1/3、県1/3、市町村1/3等 ・対象事業：保育体制強化事業、 保育補助者雇上強化事業 認可外保育施設の衛生・安全対策事業 保育環境改善等事業 保育所等の事故防止の取組強化事業 保育教諭資格取得等支援事業 認定こども園保育教諭研修事業 医療的ケア児保育支援事業	715, 761

	⑥【再掲】子ども・子育て支援負担金 ア 施設型給付費負担金（国補） 私立保育所、認定こども園、私学助成を受けない私立幼稚園の運営費に対し負担する。（幼児教育・保育の無償化に係る経費も含む。） ・実施主体：市町村 ・負担割合：国 1／2、県 1／4、市町村 1／4 イ 地域型保育給付費負担金（国補） 市町村の認可を受けた施設（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）の運営費に対し負担する。 ・実施主体：市町村 ・負担割合：国 1／2、県 1／4、市町村 1／4	19, 148, 591 1, 325, 973
--	---	--

青少年家庭課

◎執行方針

[1] 青少年健全育成等の推進

1 青少年健全育成の推進

令和7年3月に策定した「茨城県こども計画」に基づき、青少年・若者の健やかな成長を支えるため、地域の教育力の向上と社会環境の健全化に向けた取組の充実を図る。

また、青少年・若者活動の拠点である県立青少年会館の施設管理及び運営を行う。

2 若者の活動支援の推進

積極的に地域に関わる若者を育成するため、若者が主体的に取り組むボランティア活動・地域活動やネットワークづくりを支援する。

3 困難を抱える子ども・若者に対する支援体制の整備

不登校や引きこもりなど社会生活を円滑に営む上での困難を抱える青少年や若者に対し、きめ細かで継続的な支援を実現するため、関係機関等の連携強化及び相談体制の充実を図る。

また、「茨城県こども計画」に基づき、こどもの貧困の解消に向けた対策を推進する。

[2] 児童福祉の推進

1 児童虐待防止等の推進

増加・深刻化する児童虐待事案に迅速かつ効果的に対応するため、児童福祉司等の専門職員の増員や資質向上など、児童相談所における相談援助体制を強化する。

また、関係機関等との連携や地域に密着したネットワークの活用を図るとともに、電話やSNSによる相談・通報窓口の周知を図る。

さらに、市町村における「こども家庭センター」の設置を促進するとともに、子育てに不安を抱える家庭への訪問支援や地域における児童相談体制の充実を図る。

2 社会的養護体制の強化

家庭での養育が困難な児童について、家庭により近い養育環境を提供できるよう、里親のリクルート、トレーニング、マッチング、アフターケアなど一連の業務を包括的に専門的な民間機関に委託し、里親支援に努める。

また、ファミリーホームの設置や専門里親の育成、児童養護施設の小規模化・地域分散化を図り、家庭的な養育環境の整備に努める。

さらに、子どもの権利擁護の強化を図るため、一時保護や、児童養護施設等への措置、里親への委託などの児童の処遇決定の場面や、施設等での日常生活の場面における児童本人の意見・意向を適切に聴き取り、その意見等を勘案して支援に反映する取組（子どもアドボケイト）を推進する。

加えて、施設を退所し、保護者等からの経済的な支援が見込まれない退所児童等に対し、自立支援資金の貸付けを行うとともに、退所後の相談・支援体制の充実を

図る。

〔３〕母子福祉の推進

１ ひとり親家庭等の支援

ひとり親家庭において、一時的に生活援助、保育サービスが必要となった際に、家庭生活支援員を派遣するなどの子育て・生活支援を行う。

また、母子家庭の母又は父子家庭の父が看護師、保育士等の資格取得の際に、高等職業訓練促進給付金等を支給するとともに、入学及び就職準備金を貸付けるなどの就業支援を行う。

さらに、ひとり親家庭の生活の安定と自立促進を図るため、児童扶養手当を支給するとともに、母子・父子・寡婦福祉資金の無利子又は低利貸付を実施するほか、養育費に関する相談に対応するとともに、親子のふれあう機会が少なくなりがちなひとり親家庭のふれあいを支援する。

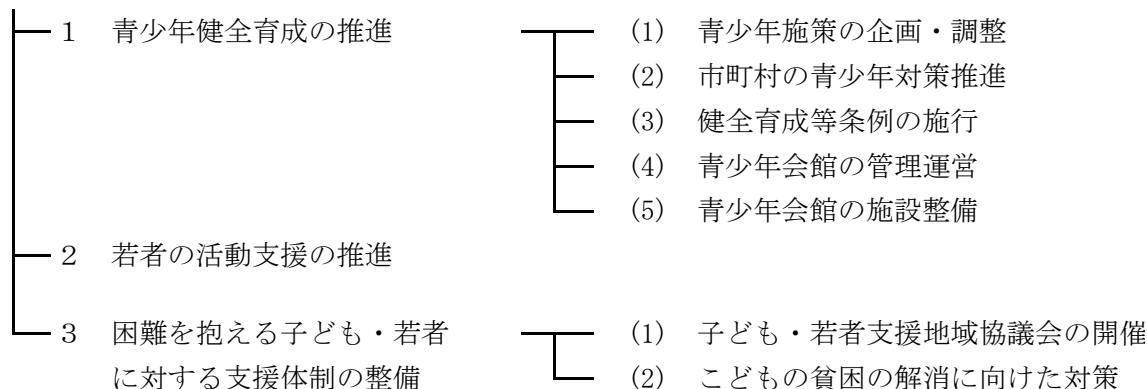
２ 困難な問題を抱える女性への支援とドメスティック・バイオレンス対策の推進

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」及び「茨城県困難な問題を抱える女性支援基本計画」に基づき、困難な問題を抱える女性からの相談に応じ、援助にあたるとともに、必要に応じ一時保護所又は自立支援施設への入所により、自立を支援する。また、支援調整会議を開催し、市町村や民間団体と連携した支援方策を講じる。

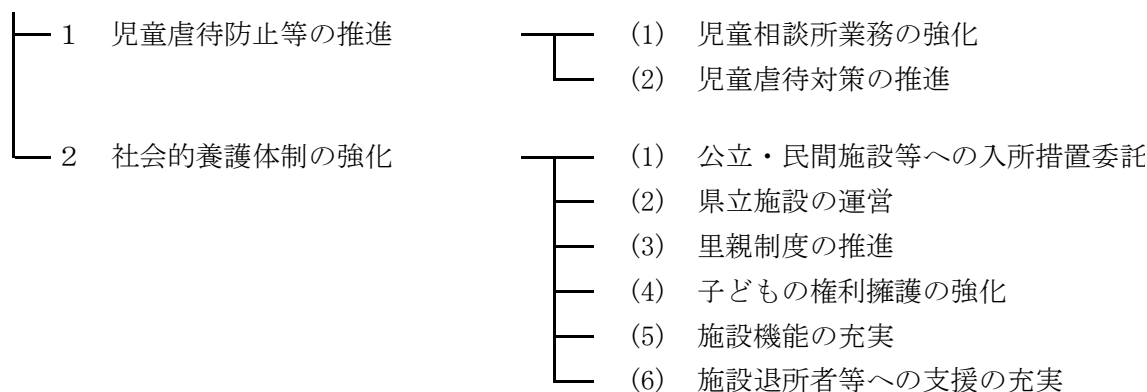
特にDVに関しては、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」及び「第５次茨城県DV対策基本計画」に基づき、休日夜間を問わず緊急対応や心理的ケアに努めるとともに、福祉事務所、警察、児童相談所及び市町村などの関係機関との連携を強化し、配偶者等からの暴力被害者の迅速かつ的確な保護に努める。

青少年家庭課主要施策体系

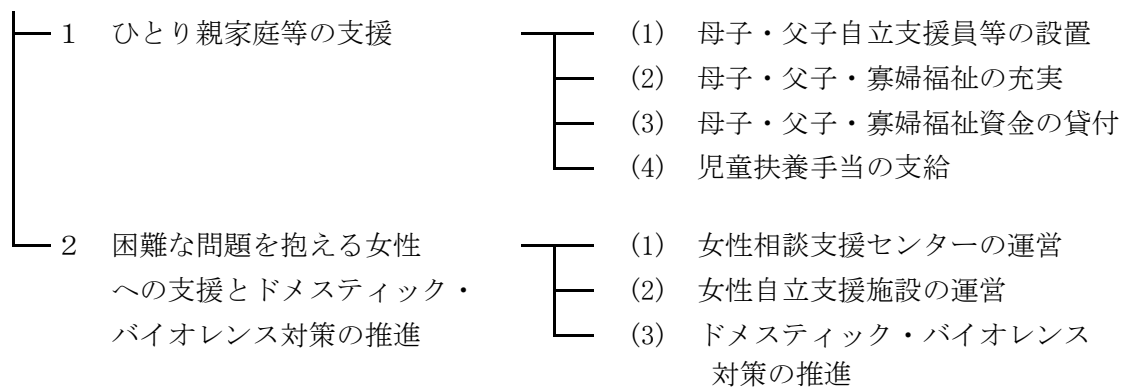
[1] 青少年健全育成等の推進



[2] 児童福祉の推進



[3] 母子福祉の推進



◎事業計画概要

事 項 名	事 業 の 概 要	予 算 額 千円
[1] 青少年健全育成等の推進		
1 青少年健全育成の推進	(1) 青少年施策の企画・調整 企画調整費（県単） ア 連絡調整 ・青少年育成推進本部会議の開催 ・教育庁及び警察本部等との連絡調整 イ 青少年相談員表彰 ウ いじめ再調査委員会の開催 (2) 市町村の青少年対策推進 ①青少年指導員活動費（県単） 各県民センター及び青少年家庭課に青少年指導員を配置し、市町村及び青少年相談員、青少年育成団体等に対し、指導助言を行うほか、事業者に対して、条例の周知指導を実施する。 ・指導員：5人 （県北、県央（本庁）、鹿行、県南、県西 各1人） ②市町村青少年育成指導（県単） 各県民センター管内における市町村、青少年育成に関係する機関及び団体等との連絡調整を図る。 (3) 健全育成等条例の施行 ①健全育成等条例施行費（県単） ア 青少年健全育成審議会の開催 青少年の健全育成に関する重要事項及び総合的施策の樹立について必要な事項を調査審議する。 ・定数：20人以内（現員：12人） ・任期：令和6年7月1日～令和8年6月30日 イ 優良図書等の推奨 青少年の健全育成に特に有益な図書等を推奨する。 ウ 有害図書等の指定 青少年の健全育成を阻害するおそれがある図書等を指定する。 エ 条例の普及啓発 県民、保護者、青少年育成者、事業者に対して、条例の普及啓発を図る。 ②青少年相談員連絡協議会事業費補助（県単） 茨城県青少年相談員連絡協議会（いばらき子ども見守りネットワーク）の事業に対し助成する。 ・補 助 率：10/10 ・補助対象：研修大会開催、ブロック研修会、店舗訪問業務に係る市町村等への補助 ③青少年環境整備推進事業費（県単） ア 「青少年の健全育成に協力する店」の登録等の推進 青少年と関係の深い業種店舗（コンビニ、書店、カラオケボックス、映画館、複合カフェ、ゲームセンター、携帯電話販売店など）を対象として、登録の促進及び条例の普及啓発を行う。	4,229 18,096 3,031 1,519 952

	イ 環境健全化啓発事業 青少年の被害・非行防止全国強調月間等（7月、11月）を中心に、街頭指導等の啓発活動を実施する。 ウ インターネット利用環境の整備 ・茨城県メディア教育指導員の養成・派遣 メディア教育指導員を養成し、依頼に基づき学校等の研修会等に講師として派遣する。 ・メディア教育指導員フォローアップ研修会（年3回） ・フィルタリングの普及啓発 エ 関係機関との連携 ・茨城県青少年安心・安全ネット利用促進連絡会	
	④健全育成等条例事務処理特例交付金(県単) 「茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例」に基づき、自動販売機設置届出等の受理及び立入調査の権限移譲を受けた市町村の事務処理に対し、事務処理特例交付金を交付する。（全市町村に権限移譲済み）	1,449
	（４）青少年会館の管理運営 ①運営費(県単) ②管理委託費(県単) ア 指定管理（令和6年度～令和10年度） ・指定管理者：(公社)茨城県青少年育成協会 ・指定管理業務：施設維持管理 青少年育成事業	1,206 26,526
	（５）青少年会館の施設整備 青少年会館改修事業費（県単） 施設の機能維持のため、必要に応じて修繕等を実施する。	3,773
2 若者の活動支援の推進	国や関係団体と連携した若者活動の支援 国際化や多様化が進展する社会において、リーダーシップを発揮し地域で活躍できる若者を支援するため、国や関係団体と連携して育成する。	
3 困難を抱える子ども・若者に対する支援体制の整備	（１）子ども・若者支援地域協議会の開催 不登校やひきこもり、いじめなど、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を支援するため、関係機関及び団体等の連携の強化を図る。 （２）こどもの貧困の解消に向けた対策 子ども食堂応援事業費（国補） ・総合相談窓口の設置 ・開設準備講座、研修会等の実施 ・子ども食堂のネットワーク強化 ・食材提供体制等の構築	5,077
〔2〕児童福祉の推進		
1 児童虐待防止等の推進	（１）児童相談所業務の強化 ①児童相談所運営費（国補） 児童に関する各般の相談に応じ、児童や家族などへの援助活動を行う。 ②一時保護所費（国補） 定員 30名	197,758 138,690

	③児童相談所運営強化事業費（県単） 児童相談所への児童福祉司（会計年度任用職員）及び児童心理司（会計年度任用職員）の配置による児童虐待対応の強化 （２）児童虐待対策の推進 ①児童虐待対策推進事業費（国補） ア 児童虐待防止対策研修事業 児童相談所職員等の資質向上のための研修会の開催や専門研修の受講 イ 親子再統合（親子関係再構築）支援事業 ・虐待等により傷ついた親子関係の再構築を図るための支援 ・プログラム等資格取得の研修の受講 ・虐待のおそれがある保護者への再発防止と、子どもを含めた家族再統合のための総合的な支援 ・精神科医等による「虐待のおそれがある保護者」へのカウンセリングの実施 ウ 安全確認体制強化事業 児童相談所への 児童虐待防止専門員（会計年度任用職員）配置による児童虐待対応の強化 エ 24 時間 365 日体制強化事業 児童相談所への児童虐待対応専門員（会計年度任用職員）配置による児童虐待対応の強化 オ 法的対応機能強化事業 児童相談所への弁護士（非常勤嘱託）配置による法的対応機能の強化 カ 未成年後見人支援事業 未成年後見に係る報酬を補助 キ 市町村との連携強化事業 市町村職員の技術向上を図るための相談業務に精通した職員の児童相談所への配置 ②児童虐待ホットライン運営費（国補） 児童虐待の緊急事態に対応するため、「いばらき虐待ホットライン（電話）」により、24 時間体制による相談を行うとともに、誰もが気軽に相談できる「親子のための相談 LINE(SNS)」を運営する。 ③要保護児童対策推進事業費（国補） ア 市町村における児童家庭相談の指導・支援 ・児童相談所による専門的・技術的支援 ・ケースワーク指導、心理診断、市町村要保護児童地域協議会への支援など イ 関係機関との連携強化 茨城県要保護児童対策地域協議会によるネットワークの強化情報交換 ウ 児童虐待等対策検討アドバイザーの設置 ・児童相談所における対応困難ケースに対する有識者（弁護士、医師、学識経験者等）からの意見聴取・助言指導 ・児童相談所に対する弁護士の法律アドバイスの実施 エ 児童虐待対応専門員の配置 児童福祉司等と連携して、児童虐待の初期対応を行う児童虐待対応専門員（会計年度任用職員）の配置 オ 職員の資質向上 児童福祉司等の資質向上のための研修の実施	146, 162 67, 741 28, 594 18, 618
--	--	--

2 社会的養護体制の強化	(1) 公立・民間施設等への入所措置委託 ①児童福祉入所施設等委託費（国補） ア 民間施設及び里親等 民間児童入所施設（児童養護施設・乳児院・児童心理治療施設）及び里親等に児童を委託し、措置費を支弁する。 <table border="1"> <tr> <th>施設種別</th><th>施設数</th><th>定員（令和7年4月1日現在）</th></tr> <tr> <td>児童養護施設</td><td>18 か所</td><td>548 人</td></tr> <tr> <td>乳児院</td><td>3 か所</td><td>78 人</td></tr> <tr> <td>児童心理治療施設</td><td>1 か所</td><td>45 人 （入所 35 人、通所 10 人）</td></tr> <tr> <td>里親等</td><td>—</td><td>479 世帯</td></tr> </table> イ 助産施設 助産の実施を行い、それに要した費用を支弁する。 委託費：1,367 千円 対象施設：独立行政法人国立病院機構、県立中央病院 ウ 母子生活支援施設 県立以外の施設への保護を実施した場合にそれに要した費用を支弁する。 委託費：9,615 千円 対象施設：民間施設、市立施設 ②身元保証人確保対策事業費（国補） 入所児童等の就職等に伴う保証人が確保できず、施設長等が保証人となった場合に県が全国社会福祉協議会と損害保険契約を締結する。 <table border="1"> <tr> <th>対象者</th><th>対象者数</th><th>負担金</th></tr> <tr> <td>児童養護施設等に措置されている児童又は措置解除後12ヶ月以内の児童等</td><td>40 人</td><td>32 千円</td></tr> </table> ③児童福祉負担金 ア 助産施設 市が助産の実施をした場合に、費用の一部を負担する。 （国1／2、県1／4、市1／4） <table border="1"> <tr> <th>施設種別</th><th>補助率</th><th>負担金</th></tr> <tr> <td>独立行政法人 国立病院機構</td><td>国1／2 県1／4 市1／4</td><td>276 千円</td></tr> <tr> <td>県立中央病院</td><td>国1／2 県1／2</td><td>551 千円</td></tr> </table> イ 母子生活支援施設 市が母子保護の実施をした場合に、費用の一部を負担する。 <table border="1"> <tr> <th>施設種別</th><th>補助率</th><th>負担金</th></tr> <tr> <td>市立施設 民間施設</td><td>国1／2 県1／4 市1／4</td><td>12,082 千円</td></tr> </table> (2) 県立施設の運営 ①ラーク・ハイツ管理運営委託費（国補） ラーク・ハイツの管理運営について、指定管理者の（社福）茨城県母子寡婦福祉連合会に委託する。 定員 20 世帯	施設種別	施設数	定員（令和7年4月1日現在）	児童養護施設	18 か所	548 人	乳児院	3 か所	78 人	児童心理治療施設	1 か所	45 人 （入所 35 人、通所 10 人）	里親等	—	479 世帯	対象者	対象者数	負担金	児童養護施設等に措置されている児童又は措置解除後12ヶ月以内の児童等	40 人	32 千円	施設種別	補助率	負担金	独立行政法人 国立病院機構	国1／2 県1／4 市1／4	276 千円	県立中央病院	国1／2 県1／2	551 千円	施設種別	補助率	負担金	市立施設 民間施設	国1／2 県1／4 市1／4	12,082 千円	6,589,882 611 12,909 65,152
施設種別	施設数	定員（令和7年4月1日現在）																																				
児童養護施設	18 か所	548 人																																				
乳児院	3 か所	78 人																																				
児童心理治療施設	1 か所	45 人 （入所 35 人、通所 10 人）																																				
里親等	—	479 世帯																																				
対象者	対象者数	負担金																																				
児童養護施設等に措置されている児童又は措置解除後12ヶ月以内の児童等	40 人	32 千円																																				
施設種別	補助率	負担金																																				
独立行政法人 国立病院機構	国1／2 県1／4 市1／4	276 千円																																				
県立中央病院	国1／2 県1／2	551 千円																																				
施設種別	補助率	負担金																																				
市立施設 民間施設	国1／2 県1／4 市1／4	12,082 千円																																				

	②茨城学園費（国補） 定員 44 名 （３）里親制度の推進 ①里親養育包括支援事業費（国補） ア 里親制度等普及促進・リクルート事業 里親制度の普及啓発、里親の確保のため、各種広報活動を行う。 イ 里親研修・トレーニング等事業 里親登録及び登録の更新に必要な基礎研修・登録前研修及び更新研修、子どもが委託されていない里親等にトレーニングを実施する。 ウ 里親委託推進等事業 委託候補の里親の選定及び委託に向けた調整・支援を行う。 エ 里親訪問等支援事業 委託後の里親に、相談援助や生活援助、里親同士の交流の促進など、子どもの養育環境に関する支援を実施する。 オ 養親希望者手数料負担軽減事業 養親希望者が養子縁組民間あっせん機関に対して支払った手数料の助成をする。 （４）子どもの権利擁護の強化 ①こどもの権利擁護環境整備事業費（県単） ア 意見表明等支援事業 意見表明等支援員を養成し、一時保護所や児童養護施設等の入所児童のもとに派遣して意見・意向を聴き取り、当該児童の支援内容に反映する。 (支援先) 施設訪問回数：20 回 面談児童数：51 名（延べ） 意見表明児童数：27 名（延べ） イ こどもの権利擁護のための仕組みに関する周知・啓発 こどもの権利や意見表明の仕組みについて児童や施設等の関係者へ周知するため、「こどもの権利ノート」を配布・活用する。 （５）施設機能の充実 ①措置児童等育成事業費（県単） ア 児童養護施設入所児童等育成助成 1) 3 歳未満児加算 民間児童養護施設の 3 歳未満児を担当する職員を安定して確保し、入所児童に対して充実した処遇を行う。 <table><tr><th>施設種別</th><th>支給額</th></tr><tr><td>民間児童養護施設</td><td>月額 6,000 円×措置人員</td></tr></table> 2) 高等学校等進学助成（昭. 47 年度） <table><tr><th colspan="2">助成対象事業</th><th>項目</th><th>支給額</th></tr><tr><td rowspan="2">児童養護施設又は里親へ措置委託をしている児童</td><td>高等学校に入学者又は在学する児童</td><td>学校納付金</td><td>措置費（特別育成費）を控除した額 1 人当たり 500,000 円を限度</td></tr><tr><td>県立産業技術専門学院又は</td><td>入学支度金</td><td>措置費（教育費）を控除した額</td></tr></table>	施設種別	支給額	民間児童養護施設	月額 6,000 円×措置人員	助成対象事業		項目	支給額	児童養護施設又は里親へ措置委託をしている児童	高等学校に入学者又は在学する児童	学校納付金	措置費（特別育成費）を控除した額 1 人当たり 500,000 円を限度	県立産業技術専門学院又は	入学支度金	措置費（教育費）を控除した額	133, 763 111, 319 10, 163 16, 281
施設種別	支給額																
民間児童養護施設	月額 6,000 円×措置人員																
助成対象事業		項目	支給額														
児童養護施設又は里親へ措置委託をしている児童	高等学校に入学者又は在学する児童	学校納付金	措置費（特別育成費）を控除した額 1 人当たり 500,000 円を限度														
	県立産業技術専門学院又は	入学支度金	措置費（教育費）を控除した額														

	水戸高等特別 支援学校に入 学する児童		1人当たり 50,000 円 を限度	
	3) 園内教育指導推進事業 施設内で教育指導等を行う民間児童養護施設に対して、指導者の雇用経費及び参考書、用具等の購入経費を助成する。 対象事業 ・学習系事業 ・情操系事業 対象施設 ・民間児童養護施設 4) 自動車運転免許取得助成事業 措置児童の自動車学校への納付金の一部を助成する。 1人当たり 60,000 円 イ 里親賠償責任保険料支給事業 委託里親及び一時保護、子育て短期支援事業による支援を行う里親に対し、里親賠償責任保険加入のための保険料を支給する。			
	②児童家庭支援センター委託費（国補） 児童家庭支援センターの運営を、児童養護施設を設置する社会福祉法人に委託する。 社会福祉法人同仁会（2か所） 社会福祉法人茨城県道心園 社会福祉法人照桑福祉会			75,688
	③社会的養護体制整備事業費（国補） 児童養護施設等の職員の資質向上を図る研修を実施する。			390
	④民間児童福祉施設整備費（国補） ア 児童入所状況に対応した施設整備 ・児童養護施設等の小規模化、地域分散化 児童養護施設：2施設（小規模グループケア） ・自立援助ホームの整備			135,276
	⑤児童福祉施設等改修費（県単） ア 中央児童相談所2階執務室改修工事 イ 土浦児童相談所2階相談室改修工事 ウ 女性相談センター窓ガラス取替工事			8,013
	⑥施設等指導費（県単） ア 各種協議会等負担金 イ 県立社会福祉施設賠償責任保険			749
	（6）施設退所者等への支援の充実			
	①児童養護施設退所者等自立支援資金貸付費（国補） ア 就職者に対し家賃相当分の貸付 イ 大学等進学者に対し家賃相当分及び生活費5万円の貸付 ウ 入所者に対し就職に必要な資格取得費用を貸付（上限25万円）			29,700
	②児童養護施設退所者等自立支援事業費（国補） ア 支援コーディネーター等の配置による社会的養護経験者等を対象とした支援計画の策定や相談体制の整備、相互交流の場の提供 イ 自立援助ホームへの心理担当職員の配置			21,502

〔3〕母子福祉の推進		
1 ひとり親家庭等の支援	（１）母子・父子自立支援員等の設置 ①母子・父子自立支援員兼プログラム策定員設置費（国補） ア 母子・父子自立支援員、プログラム策定員の設置 福祉相談センター及び各県民センターに母子・父子自立支援員兼母子・父子自立支援プログラム策定員を配置し、相談・指導を行うとともに、ハローワーク等と連携し就労支援を行う。 会計年度任用職員 11 人 イ ひとり親家庭等自立支援センター事業 養育費の確保の推進や地域での生活支援等を行う。 1) 委託先 （社福）茨城県母子寡婦福祉連合会 2) 実施体制 1 名（母子相談員） （２）母子・父子・寡婦福祉の充実 ①母子・父子福祉センター委託費（国補） 母子・父子福祉センターの管理運営について、指定管理者の（社福）茨城県母子寡婦福祉連合会に委託する。 ア 母子・父子福祉センターの運営 母子家庭等の各種相談、生活指導等を行い、母子家庭等の福祉のための各種事業を実施する。 イ 母子家庭等自立促進対策事業 就労に有利な知識技能を習得するため、講習会を開催するとともに、専門性の高い生活上の問題に関する相談を行う。 1) 自立促進講習会 家庭生活支援員研修等 2) 特別相談 弁護士等による相談を実施する。 ウ ひとり親家庭等日常生活支援事業 一時的に生活援助や保育サービスが必要な場合に、家庭生活支援員を派遣して生活の安定を図る。 エ 母子家庭等指導講座事業 生活に関わる知識を習得する講座を実施する。 ②母子福祉小口融資貸付金（県単） （社福）茨城県母子寡婦福祉連合会が行う、母子寡婦福祉小口融資貸付金事業に対し、貸付に必要な原資を貸し付ける。 ③親子すこやか交流事業費（県単） 親子のふれあいの機会を提供するため、宿泊研修及び日帰り研修（クリスマス会や新春の集い等）などの事業を実施する。 ④母子家庭等ライフアップ対策事業費（国補） ア 母子家庭等自立支援教育訓練給付金 就職に必要な技能や資格を取得するため、指定した教育訓練講座を受講した場合に助成金を支給する。 イ 高等職業訓練促進給付金等事業 生活の安定に資する資格の取得を促進するため、養成訓練の受講期間（上限４年）について、高等職業訓練促進給付金等を支給する。（町村分） ウ 養育費相談員の配置 「養育費相談員」を母子・父子福祉センターに配置する。	30, 161 15, 340 5, 000 3, 679 27, 189

2 困難な問題を抱える女性への支援とドメスティック・バイオレンス対策の推進	⑤ひとり親家庭生活向上事業費（国補） 高校卒業認定試験合格のための講座の受講、高校卒業認定試験の合格の場合の受講費用の一部を支給する。	750
	⑥ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付費（国補） 高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学するひとり親家庭の親に対し、入学準備金・就職準備金及び住宅支援資金を貸付ける。	73,934
	（３）母子・父子・寡婦福祉資金の貸付 ①母子・父子・寡婦福祉貸付費（県単） 修学資金や就学支度資金など 12 種類の資金について、無利子又は低利の貸付を行う。 ア 貸付予定件数・金額 75 件 44,136 千円 イ 貸付対象 1) 母子家庭の母及び父子家庭の父並びに児童 2) 父母のいない児童 3) 母子・父子福祉団体 4) 寡婦 5) 40 歳以上の配偶者のいない女子であって、母子家庭及び寡婦以外の者 ウ 負担割合 国 2／3、県 1／3	235,636
	（４）児童扶養手当の支給 ①児童扶養手当給付費（国補） 児童扶養手当を支給する。 ア 支給対象 18 歳の年度末まで（中度以上の障害がある場合は 20 歳未満まで）の児童を養育している母、児童を監護し、かつ、生計を同じくする父等 ※所得制限有 イ 支給月額 児童 1 人 46,690 円（一部支給：11,010～46,680 円）、 2 人目以上は 1 人につき 11,030 円加算 （一部支給：5,520～11,020 円）。（令和 7 年 4 月改定） ウ 負担割合 国 1／3、県 2／3	829,705
	（１）女性相談支援センターの運営 ①女性相談センター運営費・一時保護所運営費（国補） 困難な問題を抱える女性に関する各般の相談に応じ、他の相談機関・施設の情報提供や心身の回復のための医学的・心理的な援助を行い、自立支援にあたりとともに、緊急に保護を要する女性については一時保護所等に保護をする。	76,056
	（２）女性自立支援施設の運営 ①女性自立支援施設運営費（国補） 生活上困難な問題を抱えた女性及び暴力被害を受けた女性を入所保護し、自立を支援する。	7,481
	（３）ドメスティック・バイオレンス対策の推進 ①ドメスティック・バイオレンス対策推進事業費（国補） DV防止法に基づく配偶者暴力相談支援センターとして、DV被害者等の支援や保護を行う。 ア 配偶者暴力相談支援センターの運営 イ 警察等の関係機関との連携強化 ウ DV 専門研修会の開催	46,941

	エ 一時保護委託の実施 オ 暴力被害者支援事業の実施 カ 女性相談支援員（兼務）の県民センター及び 福祉相談センターへの配置	
--	---	--

福祉部主要プランの概要

	プランの名称	策定	計画期間	庁内推進体制	関係有識者会議	担当課
1	茨城県地域福祉支援計画 (第4期)	H31.3	R1～R7 (2019～ 2025)		茨城県社会福祉審議会	福祉政策課
2	第9期いばらき高齢者プラン21	R6.3	R6～R8 (2024～ 2026)	茨城県高齢化対策 推進本部	いばらき高齢者プラン21 推進委員会	長寿福祉課
3	第3期新しいばらき障害者プラン	R6.3	R6～R11 (2024～ 2029)	茨城県障害者施策 推進本部	茨城県障害者施策推進 協議会	障害福祉課
4	茨城県こども計画	R7.3	R7～R11 (2025～ 2029)		茨城県少子化対策審議 会	少子化対策課
5	第5次茨城県DV対策基本計画	R4.3	R4～R8 (2022～ 2026)	茨城県DV対策協 議会	茨城県DV対策協議会	青少年家庭課
6	第2次茨城県自殺対策計画	R6.3	R6～R11 (2024～ 2029)		茨城県自殺対策連絡協 議会	障害福祉課
7	茨城県再犯防止推進計画	R3.3	R3～R7 (2021～ 2025)		茨城県再犯防止推進協 議会	福祉政策課
8	茨城県ケアラー支援推進計画	R5.3	R5～R7 (2023～ 2025)	茨城県ケアラー 支援に関する 庁内連絡会議	茨城県ケアラー支援 に関する有識者委員会	福祉政策課
9	茨城県困難な問題を抱える女性支 援基本計画	R6.3	R6～R8 (2024～ 2026)	支援調整会議	支援調整会議	青少年家庭課
10	茨城県依存症対策推進計画	R6.3	R6～R11 (2024～ 2029)		茨城県依存症対策推進 会議	障害福祉課

1 茨城県地域福祉支援計画（第4期）

計画策定の趣旨	地域福祉を推進するため、広域自治体である県、住民に最も身近な自治体である市町村、そして、地域住民や福祉団体等が互いに連携し、それぞれの役割を果たせるよう市町村や地域住民などの取り組みを促進するため、県の基本的な方針等について策定する。
計画期間	令和元年度（2019年度）からの7年間 ※計画策定時は令和5年度（2023年度）までの5年間としていたが、次期の県総合計画と始期・期間を合わせ、内容の整合性を図るため、計画期間を2年延長して令和7年度（2025年度）までとする。
計画の特徴	○社会福祉法（昭和26年法律第45号）第108条の規定に基づき策定する法定計画であり、地域共生社会の実現に向けて本県の地域福祉の向上と市町村地域福祉計画の推進を支援するため、広域自治体として県の推進する施策の方向を明らかにするもの。 ○県政運営の基本方針である「茨城県総合計画～「新しい茨城」への挑戦～」の部門別計画としての性格を有するもの。 ○福祉に関する他の分野別計画である「第7期いばらき高齢者プラン21」、「第2期新しいばらき障害者プラン」、「大好きいばらき次世代育成プラン」、「第3次健康いばらき21プラン」などと連携を図りながら、各分野の福祉施策の基盤となる地域福祉を推進するもの。
計画の概要	1 基本目標 「地域に暮らす一人ひとりが地域の担い手として、ともに支え合い助け合い、安心して暮らせる地域社会づくり」 2 基本目標を実現するための3つのチャレンジとその方向性 （1）「支え合いの地域づくり」へのチャレンジ ①支え合いの推進・強化 ②新たな課題等への対応 ③地域福祉を支える意識づくり ④災害に備える福祉の取り組み （2）支え合いを担う「人財づくり」へのチャレンジ ①支え合いの担い手づくり ②福祉人材の確保 （3）福祉を支える「環境・基盤づくり」へのチャレンジ ①利用者の視点に立った環境・基盤の整備 ②安心してサービスを利用できるしくみづくり ③ひとにやさしいまちづくり
計画の推進体制	○計画で設定した数値目標について、PDCAサイクルにより定期的に点検・評価を行う。 ○進捗状況を茨城県社会福祉審議会に報告し、意見を求めて、円滑な計画の推進に努める。

2 第9期いばらき高齢者プラン21

計画策定の趣旨	本格的な超高齢社会に的確に対応していくために本県が目指すべき基本的な政策目標を定め、その実現に向かって取り組むべき施策の方向を明らかにする。
計画期間	令和6年度から令和8年度（3年間）令和6年3月策定
計画の特徴	1 老人福祉法と介護保険法に基づく法定計画 2 市町村計画の円滑な推進を支援する計画 3 「団塊の世代」全てが75歳を迎える2025年や、いわゆる「団塊ジュニア世代」が65歳以上となる2040年を見据え、重点的に取り組むべき施策を本格化させる計画 4 超高齢社会に対応するための総合的な計画
計画の概要	施策（1） 人生百年時代を見据えた健康づくり 【主な取組】 ● 県民総ぐるみの健康づくりを推進するための、健康経営に取り組む企業等への支援、スマートフォンを活用した健康管理 ● 生活習慣病やその重症化を予防するための、県民の減塩意識の醸成などによる食生活の改善や運動習慣の定着 ● 高齢者の介護予防や重度化防止等を図るための、地域リハビリテーションネットワークの構築等の推進と、要介護・要支援状態に応じたサービス提供促進 ● 高齢者が持つ知識や技術の活用を促進し、社会参加活動を通じた生きがいづくりを図るための、人材バンク等による地域高齢者の活躍の支援 ● 要援護者が適切で質の高い医療、介護を受けられるための、茨城型地域包括ケアシステムによる切れ目ない支援や地域で支え合う体制づくりの支援 施策（2） 認知症対策の強化 【主な取組】 ● 認知症、若年性認知症への県民の理解を深めるための、普及啓発・本人発信支援と、市町村における認知症予防の取組促進 ● 認知症の人が役割と生きがいを持って生活ができるよう、社会参加を支援する環境を整備するとともに、相談窓口の運営等により、介護する家族の生活の質の向上を支援 ● 容態に応じて適切な医療・介護・生活支援を受けられるよう、医療・介護従事者等の人材育成や、地域の多様な主体が連携した支援提供体制の構築 施策（3） がん対策 【主な取組】 ● がんの早期発見、早期治療を推進するため、がん検診推進強化月間(10月)における重点的な啓発等を通じた、がん検診受診率の向上 ● 患者・家族への支援の充実を図るための、相談室の運営や、がん診療連携拠点病院のがん相談支援センターなど関係機関と連携した取組 ● 質の高いがん医療を提供するための、医療機関や大学などの関係機関と連携した、がん専門の医療従事者の育成 ※ 上記施策に関連する「目標項目 及び 目標値」(全61項目)を設定 ※ 計画期間 及び 2040年を見据えた「介護サービスの見込み量」を設定 (居宅サービス・地域密着型サービス・施設サービスに係るもの)
計画の推進体制	1 いばらき高齢者プラン21推進委員会：学識経験者や関係団体の代表で構成 2 茨城県高齢化対策推進本部（本部会議、幹事会、専門部会）：庁内組織

3 第3期新しいばらき障害者プラン

計画策定の趣旨	障害者施策の総合的な推進を図るため、取り組むべき施策の基本的方向や目標を明らかにするもの
計画期間	令和6年度（2024年度）から令和11年度（2029年度）（6年間）
計画の特徴	○ 障害のある人も暮らしやすい社会づくりに向けて、障害者施策における取り組むべき施策の基本的方向や目標を明らかにする計画 ○ 障害者の自立と社会参加の促進や就労機会の拡大を図るため、権利擁護の推進、相談支援体制の整備、スポーツ・レクリエーション活動の充実、福祉的就労における工賃の向上などを推進していく計画 ○ 障害者差別解消法の改正など障害者施策の動向等を踏まえ取り組む施策の方向について定める計画
計画の概要	■政策目標 「障害のある人も暮らしやすい社会」（茨城県総合計画に掲げる政策の実現） ■施策の柱と主な取組 施策（１） 障害者の自立と社会参加の促進 【主な取組】 ○障害者の地域生活への移行の促進 ・地域生活支援拠点等の整備による障害者を地域全体で支える体制の構築 ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの充実 ○地域における相談支援体制の充実 ・基幹相談支援センターの設置による総合的・専門的な相談支援体制の確保 ○障害児支援の提供体制の整備 ・難聴児支援のための中核機能を有する体制の整備 ・医療的ケア児とその家族への支援体制の構築 ○権利擁護の推進 ・障害者差別解消法の改正に伴う障害者差別の解消に向けた取組の推進 ・精神科病院における障害者虐待の防止に向けた体制の構築支援 ○障害者文化芸術活動の充実 ・文化芸術活動に関する相談への対応、情報提供、支援する人材の育成 施策（２） 障害者の就労機会の拡大 【主な取組】 ○一般就労の促進 ・障害者雇用の拡大に向けた支援 ・地域における障害者の就労支援における関係機関との連携 ○福祉的就労の促進 ・工賃の高い業務への転換支援 ■成果目標等 ・上記施策に関連する「成果目標」を設定するほか、障害福祉サービス見込量を設定するとともに、近年の法改正等を踏まえた記載等を追加
計画の推進体制	茨城県障害者施策推進協議会

4 茨城県こども計画

計画策定の趣旨	国が策定した「こども大綱」を踏まえ、「こどもまんなか社会の実現」を基本目標とし、子ども政策に関する施策や取組を一体的に展開するための指針として策定するもの																							
計画期間	令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）（5年間）																							
計画の特徴	○ 基本目標や施策体系などについて、県総合計画との整合性を図り、一体的に推進する計画とする。 ○ 7つの関連計画を包含し、県の子ども施策に関する一体的な計画とする。 ※茨城県こども計画に位置付ける計画 ・県次世代育成支援行動計画（次世代育成対策推進法第9条第1項） ・県子ども・子育て支援事業支援計画（子ども・子育て支援法第62条第1項） ・県子どもを虐待から守る基本計画（県子どもを虐待から守る条例第10条第1項） ・県こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画 （こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第1項） ・県ひとり親家庭等自立促進計画（母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条） ・県社会的養育推進計画（こども家庭庁支援局長通知） ・いばらき青少年・若者応援プラン （子ども・若者育成支援推進法第9条第1項、茨城県青少年の健全育成等に関する条例第10条）																							
計画の概要	○ 基本目標「全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる『こどもまんなか社会』の実現」 ○ 「6つの施策」と柱とし「14の目標指標」を設定する。 <table><thead><tr><th>施策</th><th>項目</th><th>目標指標</th></tr></thead><tbody><tr><td>1 こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等</td><td>I こどもの権利の尊重</td><td>・将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合</td></tr><tr><td>2 ライフステージを通じた取組</td><td>I 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり II こどもや若者への切れ目ない保健・医療の提供 III こどもの貧困の解消に向けた対策 IV 児童虐待防止対策と社会的 養護の推進及びヤングケアラーへの支援 V こども若者を犯罪などから守る取組</td><td>・里親委託率 ・高等職業訓練促進給付金の受給者数 ・小規模かつ地域分散化した施設数 ・県内のこども食堂の数 ・こども家庭センターを設置する市町村数</td></tr><tr><td>3 ライフステージ別の取組（こどもの誕生前から幼児期）</td><td>I 妊娠前から幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保 II 幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実</td><td>・妊娠・出産について満足している者の割合 ・待機児童数（4.1現在）</td></tr><tr><td>4 ライフステージ別の取組（学童期・思春期）</td><td>I 質の高い公教育 II 困難な問題を抱えるこどもへの支援</td><td>・課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいる生徒の割合 ・小中義務教育学校における不登校児童生徒が、学校内外の機関等での相談・指導等を受けている割合</td></tr><tr><td>5 ライフステージ別の取組（青年期）</td><td>I 地域力を高める人財育成や高等教育の就学支援 II 就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組 III 結婚を希望する方への支援 IV 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実</td><td>・県の結婚支援事業による成婚数（経年累計）</td></tr><tr><td>6 子育て当事者への支援に関する取組</td><td>I 経済的負担の軽減、地域子育て支援 II 共働き・子育ての推進</td><td>・県内企業の1か月当たり所定外労働時間数 ・6歳未満のこどもを持つ世帯の夫の家事・育児時間（1日当たり） ・放課後児童クラブの実施箇所数</td></tr></tbody></table>			施策	項目	目標指標	1 こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等	I こどもの権利の尊重	・将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合	2 ライフステージを通じた取組	I 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり II こどもや若者への切れ目ない保健・医療の提供 III こどもの貧困の解消に向けた対策 IV 児童虐待防止対策と社会的 養護の推進及びヤングケアラーへの支援 V こども若者を犯罪などから守る取組	・里親委託率 ・高等職業訓練促進給付金の受給者数 ・小規模かつ地域分散化した施設数 ・県内のこども食堂の数 ・こども家庭センターを設置する市町村数	3 ライフステージ別の取組（こどもの誕生前から幼児期）	I 妊娠前から幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保 II 幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実	・妊娠・出産について満足している者の割合 ・待機児童数（4.1現在）	4 ライフステージ別の取組（学童期・思春期）	I 質の高い公教育 II 困難な問題を抱えるこどもへの支援	・課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいる生徒の割合 ・小中義務教育学校における不登校児童生徒が、学校内外の機関等での相談・指導等を受けている割合	5 ライフステージ別の取組（青年期）	I 地域力を高める人財育成や高等教育の就学支援 II 就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組 III 結婚を希望する方への支援 IV 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実	・県の結婚支援事業による成婚数（経年累計）	6 子育て当事者への支援に関する取組	I 経済的負担の軽減、地域子育て支援 II 共働き・子育ての推進	・県内企業の1か月当たり所定外労働時間数 ・6歳未満のこどもを持つ世帯の夫の家事・育児時間（1日当たり） ・放課後児童クラブの実施箇所数
施策	項目	目標指標																						
1 こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等	I こどもの権利の尊重	・将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合																						
2 ライフステージを通じた取組	I 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり II こどもや若者への切れ目ない保健・医療の提供 III こどもの貧困の解消に向けた対策 IV 児童虐待防止対策と社会的 養護の推進及びヤングケアラーへの支援 V こども若者を犯罪などから守る取組	・里親委託率 ・高等職業訓練促進給付金の受給者数 ・小規模かつ地域分散化した施設数 ・県内のこども食堂の数 ・こども家庭センターを設置する市町村数																						
3 ライフステージ別の取組（こどもの誕生前から幼児期）	I 妊娠前から幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保 II 幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実	・妊娠・出産について満足している者の割合 ・待機児童数（4.1現在）																						
4 ライフステージ別の取組（学童期・思春期）	I 質の高い公教育 II 困難な問題を抱えるこどもへの支援	・課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいる生徒の割合 ・小中義務教育学校における不登校児童生徒が、学校内外の機関等での相談・指導等を受けている割合																						
5 ライフステージ別の取組（青年期）	I 地域力を高める人財育成や高等教育の就学支援 II 就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組 III 結婚を希望する方への支援 IV 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実	・県の結婚支援事業による成婚数（経年累計）																						
6 子育て当事者への支援に関する取組	I 経済的負担の軽減、地域子育て支援 II 共働き・子育ての推進	・県内企業の1か月当たり所定外労働時間数 ・6歳未満のこどもを持つ世帯の夫の家事・育児時間（1日当たり） ・放課後児童クラブの実施箇所数																						
計画の推進体制	茨城県少子化対策審議会の意見を踏まえながら計画の推進を図る。																							

5 第5次茨城県DV対策基本計画

計画策定の趣旨	配偶者等からの暴力（以下「DV」という。）の防止及び被害者の保護、自立支援のための施策を、総合的に、かつ、地域の実情を踏まえきめ細かく実施していくため、本県のDV対策の今後の方向性を示すために策定するもの。
計画期間	令和4年度（2022年度）から令和8年度（2026年度）（5年間）
計画の特徴	○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（通称：DV防止法）」に基づく法定計画（国の所管：内閣府）。 ○県総合計画のDV対策に関する部分を、本県の基本計画として位置づけ。 ○基本計画（＝県総合計画）を補完する具体的な施策の実施内容を、関係機関等で構成する「茨城県DV対策ネットワーク会議」において検討し、アクションプランとしてとりまとめた。 ○令和元年度のDV防止法改正で、児童虐待とDV対策の連携強化が図られたことから、基本目標に「子どもの安全確保と健やかな成長への支援」を盛り込んだ。
計画の概要	○6つの基本目標、18の施策の方向性、48本の主な取組を定め、施策の方向性と具体的な取組内容を示す。 【基本目標】 被害者が相談しやすい体制の整備・充実 被害者の安全を確保する体制の充実 被害者の自立に向けた支援の充実・強化 子どもの安全確保と健やかな成長への支援 DVを許さない社会の実現 DV対策の推進体制の充実 【政策の方向性】 (1) 相談窓口等の広報・周知 (2) 相談支援体制の整備・充実及び連携強化 (3) 職務関係者の育成及び脂質向上 (1) 通報体制の運用 (2) 一時保護の実施 (3) 保護命令制度の活用 (1) 関係機関等との連絡調整 (2) 生活への支援 (3) 就労の促進 (4) 住宅の確保等 (1) 子どもの安全確保 (2) 健やかな成長への支援 (1) 県民への啓発等 (2) 若年層への教育啓発 (3) 加害者への対応 (1) 関係機関の連携強化 (2) 市町村の推進体制の充実 (3) 民間団体等との連携・協働 【主な取組】 12項目 8項目 10項目 5項目 7項目 6項目
計画の推進体制	茨城県DV対策協議会を中心として、推進する。

6 第2次茨城県自殺対策計画

計画策定の趣旨	「生きることの包括的な支援」として誰もが自殺対策に関する必要な支援が受けられることを目的とし、「誰も自殺に追い込まれることのない茨城」を実現する。
計画期間	令和6年度（2024年度）から令和11年度（2029年度）まで（6年間）
計画の特徴	○ 自殺対策基本法第13条第1項に基づく法定計画。 ○ 第8次保健医療計画に包含される形式で策定し、「精神疾患」の項目の自殺対策に係る記載を本計画とする。 ○ 具体的な施策・目標の設定や進行管理については、第2次茨城県自殺対策計画アクションプランを策定する。
計画の概要	■基本方針 ・自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、様々な社会的要因があるため、関連施策との連携により、自殺対策を総合的に推進 ・若年層や自殺未遂者等に対する重点的な対策の実施 ■推進方策 （1）自殺対策の普及啓発 ・ホームページや広報紙、リーフレット等の様々な手段による自殺予防やその対策の普及啓発と、各種問題に応じた相談窓口の周知 （2）相談体制の充実強化 ・精神保健福祉センターによる面接相談・電話相談（いばらきこころのホットライン）や各保健所による「こころの健康相談」の実施 ・SNS等を活用した相談窓口を整備 ・精神的危機に直面している人の相談に応じる「いのちの電話」の周知と、社会福祉法人茨城いのちの電話が行う電話相談活動の支援 （3）人材の養成 ・ゲートキーパーの養成と、ゲートキーパー養成の指導的立場の人材の養成 ・かかりつけ医等に対する精神疾患に関する研修会の実施 （4）自殺対策の推進体制 ・精神保健福祉センターに設置した「地域自殺対策推進センター」を中心に、市町村や関係団体等の自殺対策の取組みを支援・推進 ・市町村、支援機関、医療機関及び自殺対策関係団体等の連携・協力体制を確保し、自殺企図のハイリスク者に対する包括的な支援体制の構築・強化や、総合的な自殺対策を推進
計画の推進体制	茨城県自殺対策連絡協議会

7 茨城県再犯防止推進計画

計画策定の趣旨	・本県における令和元年の刑法犯検挙者中に占める再犯者の比率は 46.7%、刑務所への入所受刑者に占める再入者の比率は 56.8%に及ぶなど、再犯者による犯罪割合が高いことから、犯罪をした者等の社会復帰を促進し、再犯防止を図ることが重要 ・このため、再犯防止推進法第 8 条の規定に基づく地方再犯防止推進計画として、「茨城県再犯防止推進計画」を策定し、県民一人ひとりが尊重される社会づくりを進めるほか、県民の犯罪被害を防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図る。
計 画 期 間	令和 3（2021）年度～令和 7（2025）年度（5 年間）
計 画 の 特 徴	・再犯防止推進法第 8 条第 1 項に定める「地方再犯防止推進計画」 ＜基本方針＞ ①「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、国・地方公共団体・民間の緊密な連携協力を確保して再犯防止施策を総合的に推進する。 ②刑事司法手続きのあらゆる段階で切れ目のない指導及び支援を実施する。 ③犯罪被害者等の存在を十分に認識し、犯罪をした者等に犯罪の責任や犯罪被害者の心情等を理解させ、社会復帰のために自ら努力させることの重要性を踏まえて実施する。 ④犯罪等の実態、効果検証・調査研究の成果等を踏まえ社会情勢等に応じた効果的な施策を実施する。 ⑤再犯防止の取組を広報する等により、広く県民の関心と理解を醸成する。
計 画 の 概 要	【数値目標】 茨城県内における刑法犯検挙者中の再犯者数を 3 割以上削減 1,663 人（令和元年）→ 1,164 人以下 【施策の展開】 1 国・市町村・民間団体等との連携強化 2 就労・住居の確保 (1) 就労の確保 (2) 住居の確保 3 犯罪をした者等の特性に応じた保健医療・福祉サービスの利用援助等の支援 (1) 高齢者又は障害者への支援 (2) 薬物依存を有する者への支援 (3) 青少年への支援 (4) 性犯罪をした者への支援 (5) その他 4 民間協力者の活動の促進 5 広報・啓発活動の推進
計画の推進体制	・関係する行政機関や民間団体、有識者等で構成する「茨城県再犯防止推進協議会」を設置し、再犯防止にかかる施策の進捗状況を確認するとともに、施策の実施の推進を図る。

8 茨城県ケアラー支援推進計画

計画策定の趣旨	「茨城県ケアラー・ヤングケアラーを支援し、共に生きやすい社会を実現するための条例」第9条の規定に基づき、ケアラーの支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画を策定する。
計 画 期 間	令和5（2023）年度～令和7（2025）年度 （3年間）
計 画 の 特 徴	ケアラーとその家族を社会全体で支え合うことによりケアラー支援に取り組み、すべてのケアラーとケアを受ける者が誰一人取り残されることがない、すべての県民が生きやすい社会の実現を目指す。 ＜基本理念＞ ケアラーとその家族が安心して自分らしく生きられる支え合いの地域社会づくり
計 画 の 概 要	1. 基本方針及び施策の展開 方針1 認知度向上・理解促進 ・ケアラーにおける自覚と自発的な相談の促進 ・県民全体における認知度向上・理解促進 ・関係機関における啓発活動の推進 方針2 相談・支援体制の整備 ・行政における相談・支援体制の整備 ・地域活動によるケアラー支援の取組推進 ・教育機関等におけるヤングケアラー相談・支援体制の充実 ・多様な関係機関による連携強化 方針3 多様な支援施策の推進 ・ケアの状況に応じた支援の推進 ・交流の機会づくりの推進 ・ケアラーへの生活支援 ・市町村におけるケアラー支援施策の実施促進 方針4 人材の育成 ・ケアラー支援関係機関における人材育成 ・ケアラー支援を担う県民等の育成 2. 最優先の対応事項 ○学校等における認知度向上・理解促進の取組 ○地域におけるケアラー相談支援体制と連携の強化
計画の推進体制	有識者委員会において、計画の進捗管理や更新、新たな課題への対応等を検討するとともに、ケアラー支援施策の推進を図る。

9 茨城県困難な問題を抱える女性支援基本計画

計画策定の趣旨	女性の抱える問題が多様化・深刻化するなか、こうした問題を抱える女性の立場に寄り添い、こまやかな支援を実施するために、本県の基本的な目標と取り組むべき施策の方向性を示すために策定するもの。																																
計画期間	令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）（3年間）																																
計画の特徴	○「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づく法定計画（国の所管：厚生労働省）。 ○「茨城県 DV 対策実施計画」と本計画を一体的に推進する計画に位置づけ。 ○「女性の人権が尊重され、女性が安心して、かつ、自立して暮らせる県」の実現が目標。 ○民間団体との連携した支援を実現するため、県関係課、市町村、民間団体など、様々な関係機関が連携・協力して支援方針や内容を協議する支援調整会議を設置。																																
計画の概要	○6つの基本目標、10の施策の方向性を定め、具体的な取組内容を示す。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>基本目標</th><th>施策の方向性</th><th>主な取組</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">I</td><td rowspan="3">困難な問題を抱える女性が相談しやすい体制づくり</td><td>(1)県における相談体制の強化</td><td>・民間団体との連携・協働の推進 ・多様な相談体制の検討</td></tr> <tr> <td>(2)市町村における相談体制強化の支援</td><td>・市町村の相談体制整備や計画策定に向けた支援</td></tr> <tr> <td>(3)相談窓口の周知・広報</td><td>・相談機関の認知度向上に向けた取組</td></tr> <tr> <td rowspan="4">II</td><td rowspan="4">回復と自立に向けた支援体制の整備</td><td>(1)精神的・心理的ケアを必要とする女性への支援</td><td>・専門機関との連携構築</td></tr> <tr> <td>(2)経済的困難を抱える女性への支援</td><td>・生活困窮者やひとり親家庭への支援</td></tr> <tr> <td>(3)困難な問題を抱える若年女性への支援</td><td>・民間シェルターでの一時保護制度導入</td></tr> <tr> <td>(4)女性の孤独・孤立防止のための支援</td><td>・居場所づくり（ピアサポート等）の支援</td></tr> <tr> <td rowspan="3">III</td><td rowspan="3">計画の総合的な推進</td><td>(1)関係機関の連携体制構築</td><td>・支援調整会議の開催</td></tr> <tr> <td>(2)相談支援に携わる相談員や職員の資質向上</td><td>・相談員や職員向け研修の充実</td></tr> <tr> <td>(3)性暴力被害・加害防止、薬物依存に関する教育の充実</td><td>・性暴力被害・加害防止、薬物依存に関する教育の充実</td></tr> </tbody> </table>				基本目標	施策の方向性	主な取組	I	困難な問題を抱える女性が相談しやすい体制づくり	(1)県における相談体制の強化	・民間団体との連携・協働の推進 ・多様な相談体制の検討	(2)市町村における相談体制強化の支援	・市町村の相談体制整備や計画策定に向けた支援	(3)相談窓口の周知・広報	・相談機関の認知度向上に向けた取組	II	回復と自立に向けた支援体制の整備	(1)精神的・心理的ケアを必要とする女性への支援	・専門機関との連携構築	(2)経済的困難を抱える女性への支援	・生活困窮者やひとり親家庭への支援	(3)困難な問題を抱える若年女性への支援	・民間シェルターでの一時保護制度導入	(4)女性の孤独・孤立防止のための支援	・居場所づくり（ピアサポート等）の支援	III	計画の総合的な推進	(1)関係機関の連携体制構築	・支援調整会議の開催	(2)相談支援に携わる相談員や職員の資質向上	・相談員や職員向け研修の充実	(3)性暴力被害・加害防止、薬物依存に関する教育の充実	・性暴力被害・加害防止、薬物依存に関する教育の充実
	基本目標	施策の方向性	主な取組																														
I	困難な問題を抱える女性が相談しやすい体制づくり	(1)県における相談体制の強化	・民間団体との連携・協働の推進 ・多様な相談体制の検討																														
		(2)市町村における相談体制強化の支援	・市町村の相談体制整備や計画策定に向けた支援																														
		(3)相談窓口の周知・広報	・相談機関の認知度向上に向けた取組																														
II	回復と自立に向けた支援体制の整備	(1)精神的・心理的ケアを必要とする女性への支援	・専門機関との連携構築																														
		(2)経済的困難を抱える女性への支援	・生活困窮者やひとり親家庭への支援																														
		(3)困難な問題を抱える若年女性への支援	・民間シェルターでの一時保護制度導入																														
		(4)女性の孤独・孤立防止のための支援	・居場所づくり（ピアサポート等）の支援																														
III	計画の総合的な推進	(1)関係機関の連携体制構築	・支援調整会議の開催																														
		(2)相談支援に携わる相談員や職員の資質向上	・相談員や職員向け研修の充実																														
		(3)性暴力被害・加害防止、薬物依存に関する教育の充実	・性暴力被害・加害防止、薬物依存に関する教育の充実																														
計画の推進体制	支援調整会議（代表者会議）を中心とし、推進する。																																

10 茨城県依存症対策推進計画

計画策定の趣旨	アルコール、薬物、ギャンブル等に係る依存症対策を総合的に推進するため、取り組むべき課題や推進方策を明らかにするもの
計画期間	令和6年度から令和11年度（6年間）
計画の特徴	○ アルコール健康障害対策基本法第14条第1項、ギャンブル等依存症対策基本法第13条第1項に基づき県が策定する計画。 ○ 第8次保健医療計画に包含される形式で策定し、「精神疾患」の項目の依存症に係る記載を本計画とする。 ○ 具体的な施策・目標の設定や進行管理については、茨城県依存症対策推進計画アクションプランを策定する。
計画の概要	■基本方針 相談から治療、回復支援に至る切れ目のない支援体制の整備 依存症に係る正しい知識の普及啓発 専門的医療機関と地域の一般（身体科）のかかりつけ医等との連携 ■推進方策 （1）普及啓発・相談等 - アルコール、薬物、ギャンブル等依存症に関する正しい知識の普及啓発と相談窓口の周知 - 学校・市町村等の関係機関と連携した予防教育・啓発 - 精神保健福祉センターや保健所において、当事者や家族等に対する専門相談や家族教室を実施 （2）医療の充実 - 国の定める要件を備えた専門医療機関及び治療拠点機関を指定するなどの医療体制の整備 （3）相談等から治療、回復支援に至る切れ目のない支援体制の整備 - 依存症の当事者や家族等からの相談、市町村や職域の健康診断・保健指導によるスクリーニング、医療機関への受診勧奨 - 依存症の専門的治療を行う医療機関とその他医療機関との連携体制の確保 - 家族会や自助グループ、回復支援施設等の回復・社会復帰支援団体に対する支援と連携体制の確保 （4）治療・支援に関わる人材育成の推進 - 医療従事者や、保健所・市町村の保健指導担当者等の介入・対応力の向上 - アルコール依存症、薬物依存症の患者に対する回復プログラム（SMART P P）、ギャンブル等依存症患者に対する回復プログラム（SAT-G）の普及
計画の推進体制	茨城県依存症対策推進会議

茨城県保健医療指標

			平成27年 (2015年)	平成30年 (2018年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	全国順位	
総人口(茨城県常住人口)			2,916,976	2,882,943	2,854,131	2,852,105	2,841,084	2,826,047	-	
出生数・率 (人口千対)	(茨城県)	実数	21,700	19,368	17,389	16,502	15,905	14,898	-	
		率(人口千対)	7.5	6.8	6.2	5.9	5.7	5.4	37	
	(全 国)	実数	1,005,677	918,400	840,835	811,622	770,759	727,288	-	
		率(人口千対)	8.0	7.4	6.8	6.6	6.3	6.0	-	
年齢調整死亡率 (都道府県につ いては5年ごとに 発表)	(茨城県)	男(人口10万対)	510.8	-	1391.1	-	-	-	-	
		女(人口10万対)	273.8	-	767.0	-	-	-	-	
	(全 国)	男(人口10万対)	486.0	464.1	1328.7	-	-	-	-	
		女(人口10万対)	255.0	246.1	722.1	-	-	-	-	
合計特殊出生率	(茨城県)		1.48	1.44	1.34	1.30	1.27	1.22	33	
	(全国)		1.45	1.42	1.33	1.30	1.26	1.20	-	
死 因 別 死 亡 率	悪性新生物	(茨城県)	実数	8,823	8,984	8,934	8,920	9,100	9,120	-
			率(人口10万対)	306.8	317.6	318.9	320.3	328.9	332.4	21
		(全 国)	実数	370,346	373,584	378,385	381,505	385,797	382,504	-
			率(人口10万対)	295.5	300.7	306.6	310.7	316.1	315.6	-
	心疾患	(茨城県)	実数	4,719	4,971	4,868	5,075	5,460	5,361	-
			率(人口10万対)	164.1	175.7	173.8	182.2	197.3	195.4	34
		(全 国)	実数	196,113	208,221	205,596	214,710	232,964	231,148	-
			率(人口10万対)	156.5	167.6	166.6	174.9	190.9	190.7	-
	脳血管疾患	(茨城県)	実数	3,021	2,931	2,942	2,897	3,056	2,858	-
			率(人口10万対)	105.1	103.6	105.0	104.0	110.4	104.2	19
		(全 国)	実数	111,973	108,186	102,978	104,595	107,481	104,533	-
			率(人口10万対)	89.4	87.1	83.5	85.2	88.1	86.3	-
	肺炎	(茨城県)	実数	3,145	2,705	2,276	2,095	1,175	2,161	-
			率(人口10万対)	109.4	95.6	81.2	75.2	63.0	78.8	13
		(全 国)	実数	120,953	94,661	78,450	73,194	74,013	75,753	-
			率(人口10万対)	96.5	76.2	63.6	59.6	60.7	62.5	-
乳児死亡率	(茨城県)	実数	53	51	45	37	43	29	-	
		率(出生千対)	2.4	2.6	2.6	2.2	2.7	1.9	23	
	(全 国)	実数	1,916	1,748	1,512	1,399	1,356	1,326	-	
		率(出生千対)	1.9	1.9	1.8	1.7	1.8	1.8	-	
新生児死亡率	(茨城県)	実数	21	24	14	22	17	14	-	
		率(出生千対)	1.0	1.2	0.8	1.3	1.1	0.9	16	
	(全 国)	実数	902	801	704	658	609	600	-	
		率(出生千対)	0.9	0.9	0.8	0.8	0.8	0.8	-	
死産率	(茨城県)	実数	489	420	340	355	309	331	-	
		率(出産千対)	22.0	21.2	19.2	21.1	19.1	21.7	17	
	(全 国)	実数	22,617	19,614	17,278	16,277	15,179	15,534	-	
		率(出産千対)	22.0	20.9	20.1	19.7	19.3	20.9	-	
周産期死亡率	(茨城県)	実数	91	93	43	76	58	55	-	
		率(出産千対)	4.2	4.8	2.5	4.6	3.6	3.7	11	
	(全 国)	実数	3,728	2,999	2,664	2,741	2,527	2,404	-	
		率(出産千対)	3.7	3.3	3.2	3.4	3.3	3.3	-	
婚姻率	(茨城県)	実数	13,498	12,332	10,622	10,021	10,163	9,338	-	
		率(人口千対)	4.7	4.4	3.8	3.6	3.7	3.4	27	
	(全 国)	実数	635,156	586,481	525,507	501,138	504,930	474,741	-	
		率(人口千対)	5.1	4.7	4.3	4.1	4.1	3.9	-	
離婚率	(茨城県)	実数	5,190	4,751	4,403	4,059	3,900	4,078	-	
		率(人口千対)	1.80	1.68	1.57	1.46	1.41	1.49	23	
	(全 国)	実数	226,215	208,333	193,253	184,384	179,099	183,814	-	
		率(人口千対)	1.81	1.68	1.57	1.50	1.47	1.52	-	
平均寿命 (都道府県につい ては5年ごとに発 表)	(茨城県)	男	80.28	-	80.89	-	-	-	-	
		女	86.33	-	86.94	-	-	-	-	
	(全 国)	男	80.77	81.25	81.64	81.47	81.05	81.09	-	
		女	87.01	87.32	87.74	87.57	87.09	87.14	-	

※年齢調整死亡率:令和5年(2023年)12月公表

※平均寿命:国勢調査年は都道府県生命表(公表時期未定)、国勢調査年以外は簡易生命表(全国のみ)

※その他:人口動態統計

茨城県保健医療指標

				平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	令和1年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	全国順位※		
医療 保険 等	国民健康保険	世帯数		456,802	444,085	431,562	425,665	420,469	410,992	398,024	－		
		被保険者数	人	771,456	735,288	701,079	680,675	664,200	638,414	607,121	－		
			加入率	26.6	25.5	24.4	23.8	23.3	22.5	21.5	－		
	後期高齢者医療制度	被保険者数（人）		390,731	403,019	414,604	420,357	425,097	440,958	466,507	－		
	医療費公費負担対象者数	マル福 妊産婦	14,227	13,350	12,812	12,106	11,808	11,226	10,616	－			
		マル福 小児	336,700	357,155	378,844	370,590	362,849	355,854	345,771	－			
		マル福 母子家庭母子	47,264	46,499	45,131	43,977	43,126	41,737	40,421	－			
		マル福 父子家庭父子	5,189	4,981	4,647	4,445	4,231	3,949	3,764	－			
マル福 重度心身障害者		22,060	21,749	21,732	21,628	21,530	21,476	21,285	－				
マル福 高齢重度心身障害者	31,001	31,091	31,296	31,537	31,512	30,993	30,433	－					
医療 施設 数	病院	実 数		176	173	173	173	172	173	172	－		
		茨城県（人口10万対）		6.1	6.0	6.0	6.0	6.0	6.1	6.1	31		
		全 国（人口10万対）		6.6	6.6	6.6	6.5	6.5	6.5	6.5	－		
	精神科病院	実 数（精神病床を有する病院）		20(33)	20(33)	20(33)	20(34)	20(34)	20（33）	20（33）	－		
		茨城県（人口10万対）		0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	32		
		全 国（人口10万対）		0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.9	－		
	結核療養所	実 数（結核病床を有する病院）		－（4）	－（4）	－（4）	－（4）	－（4）	－（4）	－（4）	－		
		茨城県（人口10万対）		－	－	－	－	－	－	－	－		
		全 国（人口10万対）		－	－	－	－	－	－	－	－		
	一般病院	実 数		156	153	153	153	152	153	152	－		
		茨城県（人口10万対）		5.4	5.3	5.3	5.3	5.3	5.4	5.4	30		
		全 国（人口10万対）		5.8	5.8	5.7	5.7	5.7	5.7	5.7	－		
	療養病床等を有する病院	（再掲） 茨城県	実数		81	79	80	78	76	75	73	－	
			65歳以上人口10万対		9.9	9.5	9.5	9.2	8.8	8.7	8.4	30	
			全 国	実数		3,781	3,736	3,662	3,554	3,515	3,458	3,403	－
				65歳以上人口10万対		10.8	10.5	10.2	9.9	9.7	9.5	9.4	－
		一般診療所	実 数		1,728	1,738	1,749	1,743	1,780	1,775	1,760	－	
	茨城県（人口10万対）		59.8	60.4	61.2	60.8	62.4	62.5	62.3	46			
	全 国（人口10万対）		80.1	80.8	81.3	81.3	83.1	84.2	84.4	－			
	有床診療所		実 数		134	124	122	117	117	115	106	－	
			茨城県（人口10万対）		4.6	4.3	4.3	4.1	4.1	4.0	3.8	33	
			全 国（人口10万対）		5.7	5.5	5.3	5.0	4.9	4.8	4.5	－	
	無床診療所		実 数		1,594	1,614	1,627	1,626	1,663	1,660	1,654	－	
			茨城県（人口10万対）		55.1	56.1	56.9	56.7	58.3	58.5	58.5	47	
			全 国（人口10万対）		74.4	75.3	76.1	76.3	78.2	79.4	79.8	－	
	歯科診療所	実 数		1,400	1,400	1,403	1,375	1,378	1,364	1,345	－		
		茨城県（人口10万対）		48.4	48.7	49.1	48.0	48.3	48.0	47.6	31		
		全 国（人口10万対）		54.1	54.3	54.3	53.8	54.1	54.2	53.7	－		
病床 数	病院	実 数		31,594	30,855	30,854	30,700	30,519	30,530	30,341	－		
		茨城県（人口10万対）		1,092.5	1,072.5	1,078.8	1,070.8	1,070.1	1,075.0	1,074.0	39		
		全 国（人口10万対）		1,227.2	1,223.1	1,212.1	1,195.1	1,195.2	1,194.9	1,191.1	－		
	精神病床	実 数		7,342	7,292	7,243	7,243	7,243	7,243	7,243	－		
		茨城県（人口10万対）		253.9	253.5	253.3	252.6	254.0	255.0	256.4	33		
		全 国（人口10万対）		261.8	260.7	258.9	257.2	257.8	257.6	256.5	－		
	結核病床	実 数		128	80	80	80	80	80	70	－		
		茨城県（人口10万対）		4.4	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8	2.5	29		
		全 国（人口10万対）		4.1	3.8	3.5	3.3	3.1	3.1	3.0	－		
	一般病床	実 数		18,363	17,925	17,913	17,896	17,818	17,838	17,803	－		
		茨城県（人口10万対）		635.0	623.0	626.3	624.2	624.8	628.1	630.2	41		
		全 国（人口10万対）		703.1	704.4	703.7	703.9	706.0	709.6	710.0	－		
	療養病床	茨城県	実数		5,713	5,510	5,570	5,433	5,330	5,321	5,177	－	
			65歳以上人口10万対		697.6	661.5	660.7	638.6	619.8	616.6	598.5	－	
		全 国	実数		325,228	319,506	308,444	289,114	284,662	278,694	273,745	－	
			65歳以上人口10万対		925.2	898.0	859.5	802.5	786.1	769.1	755.6	－	
	一般診療所	実 数		1,791	1,649	1,649	1,604	1,600	1,577	1,445	－		
		茨城県（人口10万対）		61.9	57.3	57.7	55.9	56.1	55.5	51.2	28		
		全 国（人口10万対）		77.6	75.0	72.0	68.2	66.7	64.4	60.9	－		
	歯科診療所	実 数		0	0	0	0	0	0	0	－		
茨城県（人口10万対）		－	－	－	－	－	－	－	－				
全 国（人口10万対）		0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	－				
受療率（人口10万対）		入院	茨城県	884	－	－	842	－	－	802	41		
			全 国	1,036	－	－	960	－	－	945	－		
		外来	茨城県	5,162	－	－	5,170	－	－	5,153	44		
			全 国	5,675	－	－	5,658	－	－	5,850	－		

※医療保険等：すべて年平均

※全国順位：厚生労働省の令和4（2022）年医療施設（動態）調査・病院報告の概況の統計表から算出

※受療率：患者調査（3年ごとに実施）

※その他：医療施設調査

茨城県保健医療指標

		平成24年 (2012年)	平成26年 (2014年)	平成28年 (2016年)	平成30年 (2018年)	令和2年 (2020年)	令和4年 (2022年) (注)	全国 順位
医師	実数	5,172	5,188	5,513	5,682	5,838	6,029	－
	茨城県(人口10万対)	175.7	177.7	189.8	197.5	203.6	212.3	46
	全 国(人口10万対)	237.8	244.9	251.7	258.8	269.2	274.7	－
歯科医師	実数	1,934	1,944	1,934	1,954	1,979	1,918	－
	茨城県(人口10万対)	65.7	66.6	66.6	67.9	69.0	67.5	35
	全 国(人口10万対)	80.4	81.8	82.4	83.0	85.2	84.2	－
薬剤師	実数	6,375	6,385	6,605	6,604	6,704	6,709	－
	茨城県(人口10万対)	216.6	218.7	227.4	229.5	233.8	236.2	20
	全 国(人口10万対)	219.6	226.7	237.4	246.2	255.2	259.1	－
保健師	実数	1,046	1,097	1,123	1,155	1,295	1,357	－
	茨城県(人口10万対)	35.5	37.6	38.7	40.1	45.2	47.8	39
	全 国(人口10万対)	36.9	38.1	40.4	41.9	44.1	48.3	－
助産師	実数	591	642	626	740	757	761	－
	茨城県(人口10万対)	20.1	22.0	21.5	25.7	26.4	26.8	43
	全 国(人口10万対)	25.0	26.7	28.2	29.2	30.1	30.5	－
看護師	実数	18,646	19,675	19,958	22,024	23,523	24,148	－
	茨城県(人口10万対)	633.6	674.0	687.0	765.5	820.5	850.3	44
	全 国(人口10万対)	799.6	855.2	905.5	963.8	1,015.4	1,049.8	－
准看護師	実数	8,390	8,056	7,432	7,096	7,064	6,375	－
	茨城県(人口10万対)	285.1	276.0	255.8	246.6	246.4	224.5	28
	全 国(人口10万対)	277.8	267.7	254.6	240.8	225.6	203.5	－
歯科衛生士	実数	1,986	2,053	2,179	2,403	2,546	2,603	－
	茨城県(人口10万対)	67.5	70.3	75.0	83.5	88.8	91.7	45
	全 国(人口10万対)	84.8	91.5	97.6	104.9	113.2	116.2	－
歯科技工士	実数	679	644	635	624	633	631	－
	茨城県(人口10万対)	23.1	22.1	21.9	21.7	22.1	22.2	40
	全 国(人口10万対)	27.1	27.1	27.3	27.3	27.6	26.4	－
理学療法士	実数(病院従事者)	1,122	1,263	1,391	1,476	1,552	1,662	－
	茨城県 (病院病床100床当たりの 従事者数)	3.5	3.9	4.4	4.7	5.2	5.6	31
	全 国 (病院病床100床あたりの 従事者数)	3.6	4.2	4.8	5.1	5.7	6.2	－
作業療法士	実数(病院従事者)	666	752	799	811	817	889	－
	茨城県 (病院病床100床当たりの 従事者数)	2.1	2.3	2.5	2.6	2.7	3.0	42
	全 国 (病院病床100床あたりの 従事者数)	2.3	2.5	2.8	2.9	3.2	3.5	－

※医師、歯科医師、薬剤師：医師・歯科医師・薬剤師調査(総数)

※保健師、助産師、歯科衛生士等：衛生行政報告例(就業者のみ)

※理学療法士、作業療法士：医療施設静態調査(令和5年(2023年)結果未公表)

茨城県福祉指標

					令和元年度 (2019年)	令和2年度 (2020年)	令和3年度 (2021年)	令和4年度 (2022年)	令和5年度 (2023年)	令和6年度 (2024年)
児童・母子	児童・母子	保育所等								
		施設数	保育所	公立	130	120	118	116	114	109
				民間	318	319	331	327	324	331
				計	448	439	449	443	438	440
		施設数	幼保連携型 認定こども園	公立	15	20	20	21	21	22
				民間	126	138	141	148	151	151
				計	141	158	161	169	172	173
		施設数	保育所型 認定こども園	公立	3	3	3	3	3	2
				民間	10	11	14	17	20	21
				計	13	14	17	20	23	23
		みらい子育てネット（旧母親クラブ）			27	27	26	25	25	25
放課後児童クラブ			684(1,020)	689(1,074)	698(1,105)	694(1,146)	637(1,167)	638(1,207)		
児童館			53	53	51	50	50	49		
児童家庭支援センター			2	3	3	3	4(8/1～)	4		
障害者	障害者	身体障害者数			89,154	88,534	89,623	88,607	88,697	集計中
		内訳	18歳以上	87,395	86,809	87,926	86,948	87,107	集計中	
			18歳未満	1,759	1,725	1,697	1,659	1,590	集計中	
		知的障害者数(療育手帳所持者数)			24,145	24,869	25,619	26,324	27,116	集計中
		内訳	最重度	4,862	4,907	5,083	5,198	5,257	集計中	
			重度	5,720	5,755	5,856	5,935	6,033	集計中	
			中度	6,461	6,676	6,894	7,071	7,284	集計中	
			軽度	7,102	7,531	7,786	8,120	8,542	集計中	
		精神障害者数 (精神障害者保健福祉手帳所持者数)			19,850	20,703	22,531	24,480	26,370	集計中
		内訳	1級	2,011	2,090	2,177	2,257	2,254	集計中	
			2級	11,507	12,003	13,330	14,692	16,010	集計中	
3級	6,332		6,610	7,024	7,531	8,106	集計中			

茨城県福祉指標

			令和元年度 (2019年)	令和2年度 (2020年)	令和3年度 (2021年)	令和4年度 (2022年)	令和5年度 (2023年)	令和6年度 (2024年)
障害者	障害者の雇用（6月1日現在）							
	民間企業	機関数	1,609	1,637	1,701	1,704	1,680	1,842
		障害者数	6,118.5	6,329.5	6,302.0	6,385.5	6,650.0	6,715.0
		雇用率	2.14	2.19	2.17	2.20	2.32	2.33
	県・市町村等	機関数	50	49	48	49	48	52
		障害者数	617.0	655.5	714.0	757.0	764.5	804.00
		雇用率	2.66	2.43	2.60	2.72	2.73	2.83
高齢者	高齢者数 (65歳以上) (県統計課資料 各年4/1現在)	65歳以上の人口	828,602	839,141	844,497	850,297	851,408	853,212
		総人口に占める割合	29.2	29.7	30.1	30.5	30.7	30.9
	高齢者数・高齢化率 茨城県 (県統計各資料 各年10/1現在)	65歳以上の人口	833,494	839,907	848,421	851,922	852,653	853,742
		総人口に占める割合	29.4	29.9	30.3	30.6	30.8	31.0
		老年人口指数 ※	50.2	51.3	52.3	52.8	53.1	53.4
		従属人口指数 ※	70.7	71.6	72.5	72.6	72.5	72.4
	高齢者数・高齢化率 全国 (総務省発表 各年10/1現在)	65歳以上の人口	35,890,000	36,026,632	36,390,000	36,270,000	36,220,000	36,240,000
		総人口に占める割合	28.5	28.6	29.1	29.1	29.1	29.3
		老年人口指数 ※	47.8	48.0	49.2	49.0	49.0	49.2
		従属人口指数 ※	68.1	68.0	69.2	68.6	68.2	67.9
	高齢単身世帯数（総務省国勢調査10/1現在）		－	125,596	－	－	－	－
	老人クラブ	クラブ数	2,114	2,148	2,079	1,980	1,845	5月に確定見込
		会員数	90,307	89,720	84,086	78,523	72,322	5月に確定見込
		老人クラブ加入率	8.9	9.1	8.3	7.7	7.1	5月に確定見込
生活保護	世帯数（年平均）		22,630	22,830	22,976	23,663	24,018	集計中
	被保護者数（年平均）		28,183	28,142	28,545	28,750	29,037	集計中
	保護率 （人口千対）（％）	茨城県	9.8	9.9	10.0	10.1	10.3	集計中
		全 国	16.4	16.3	16.2	16.2	16.2	集計中
各種相談員	民生委員・児童委員		5,291	4,858	4,858	4,876	4,882	4,882
	(内)主任児童委員		326	298	298	306	306	306
	身体障害者相談員		122	114	109	104	99	94
	知的障害者相談員		68	68	68	64	64	62
	母子・父子自立支援員		26	26	26	26	26	26
	女性相談支援員		19	19	20	20	20	23
	母子・父子自立支援プログラム策定員		11	11	15	20	23	23
	登録里親		262	286	325	380	443	479

※ 老年人口指数＝老年人口（65歳以上人口）／生産年齢人口（15歳～64歳），従属人口指数＝〔年少人口（0歳～14歳）＋老年人口〕／生産年齢人口

茨城県福祉指標

			令和元年度 (2019年)	令和2年度 (2020年)	令和3年度 (2021年)	令和4年度 (2022年)	令和5年度 (2023年)	令和6年度 (2024年)	
社会福祉施設等	老人福祉センター		53	53	52	51	51	48	
	デイサービスセンター		1,012	1,022	1,033	1,022	1,023	1,023	
	地域包括支援センター		78	85	88	91	91	91	
	在宅介護支援センター	地域型	77	66	57	56	56	56	
	養護老人ホーム	施設数	14	14	14	14	14	13	
		床	920	920	920	920	920	870	
	軽費老人ホーム	施設数	50	50	50	50	50	50	
		床	1,784	1,784	1,784	1,784	1,784	1,784	
	障害者支援施設(入所)		78	78	78	78	78	78	
	障害児入所施設(福祉型・医療型)		13	12	12	12	12	12	
	通所系サービス(障害者)		655	737	1,254	1,357	1,494	1,553	
	児童発達支援・放課後等デイサービス等		359	417	656	764	884	998	
	グループホーム(老人)		介護294	介護297	介護298	介護296	介護296	介護298	
	グループホーム・ケアホーム(障害者)		212	252	251	290	362	397	
	訪問系サービス(障害者)		270	285	664	702	714	703	
	地域福祉センター		5	5	5	5	5	5	
	隣保館		6	6	6	6	6	6	
救護施設		4	4	5	5	5	5		
在宅福祉サービスセンター		35	35	35	35	35	35		
介護保険	要介護(要支援)認定者数(第1号被保険者)		126,605	129,569	132,207	135,510	138,866	集計中	
	指定居宅サービス事業者数		2,062	2,079	2,130	2,130	2,199	2,202	
	地域密着型サービス事業者数		934	930	943	943	940	937	
	介護保険施設	特別養護老人ホーム(オープンベース)	施設数	252	261	268	268	272	274
			床	16,419	17,136	17,556	17,556	17,915	18,064
		介護老人保健施設(オープンベース)	施設数	128	129	130	130	129	129
			床	11,528	11,618	11,698	11,698	11,678	11,708
		介護医療院	施設数	-	4	5	5	11	15
			床	-	160	208	208	476	593
	介護支援専門員実務研修修了者数(延数)		12,218	12,412	12,636	12,833	13,041	13,359	
	介護員養成研修修了者数(延数)		109,667	111,505	113,109	114,133	116,055	21,202	

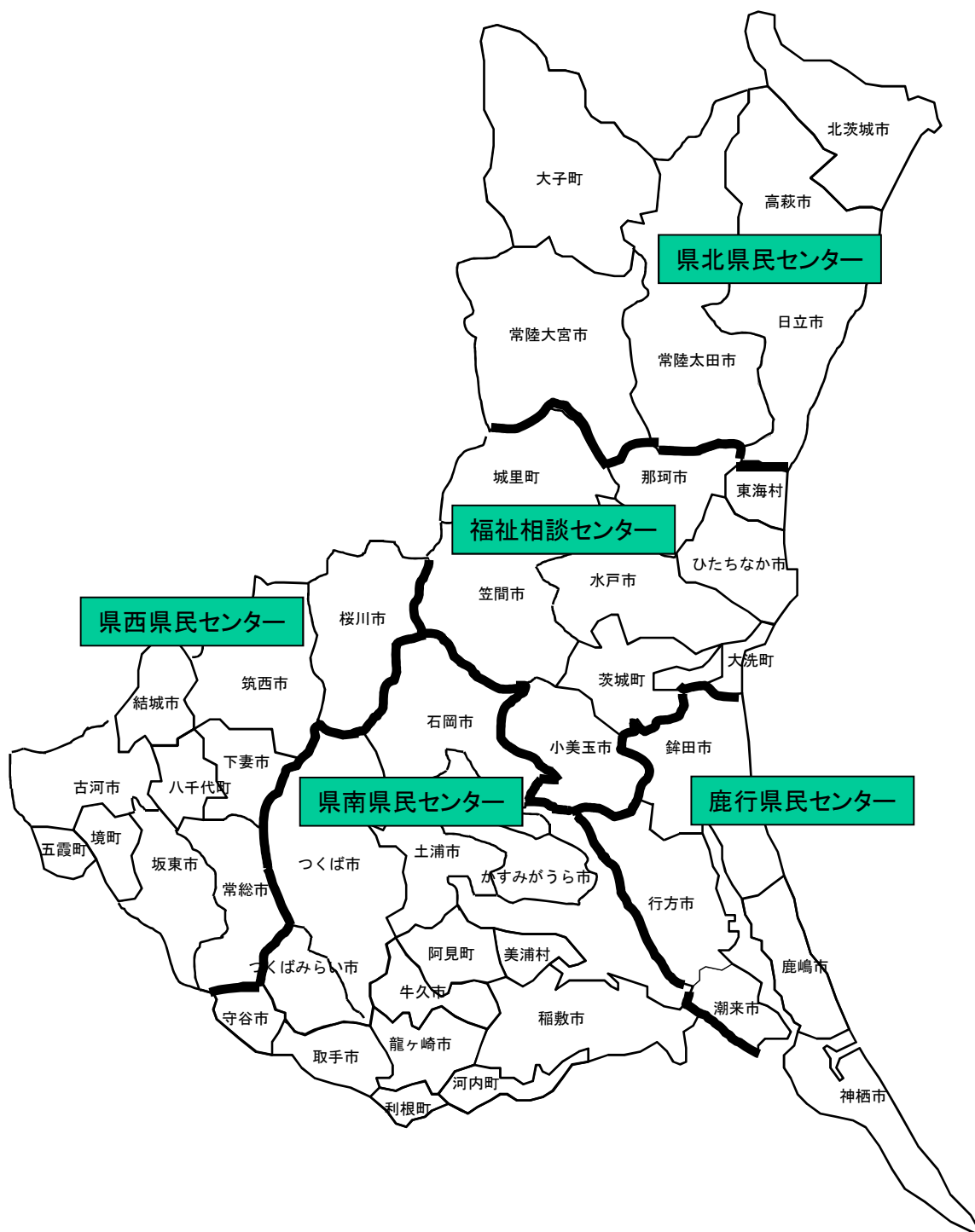
県民センター（県民福祉課／県民福祉課地域福祉室）

福祉相談センター（地域福祉課／生活保護課）

管轄区域

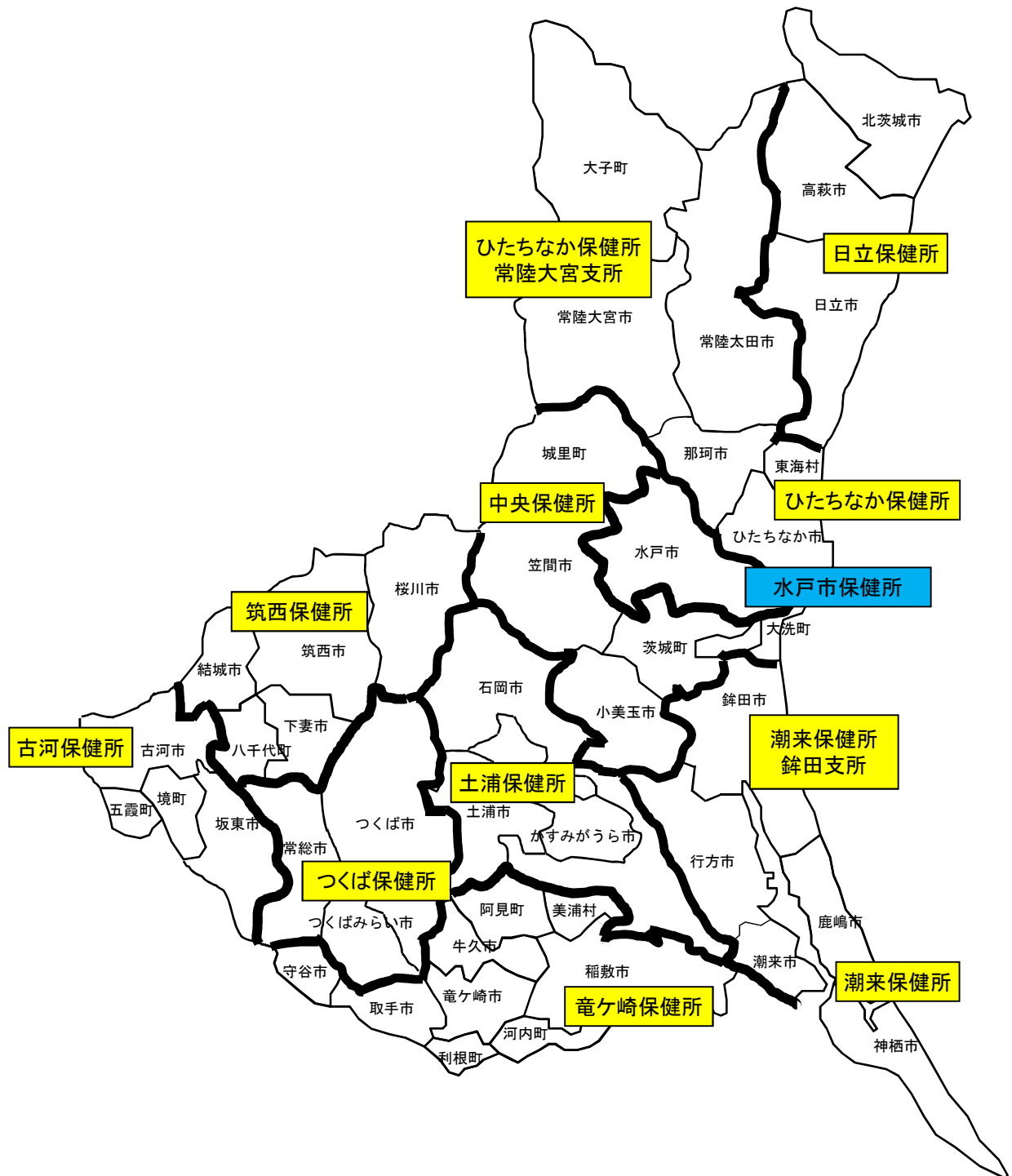
（R7.4.1現在）

—— 県民センター等の管轄区域



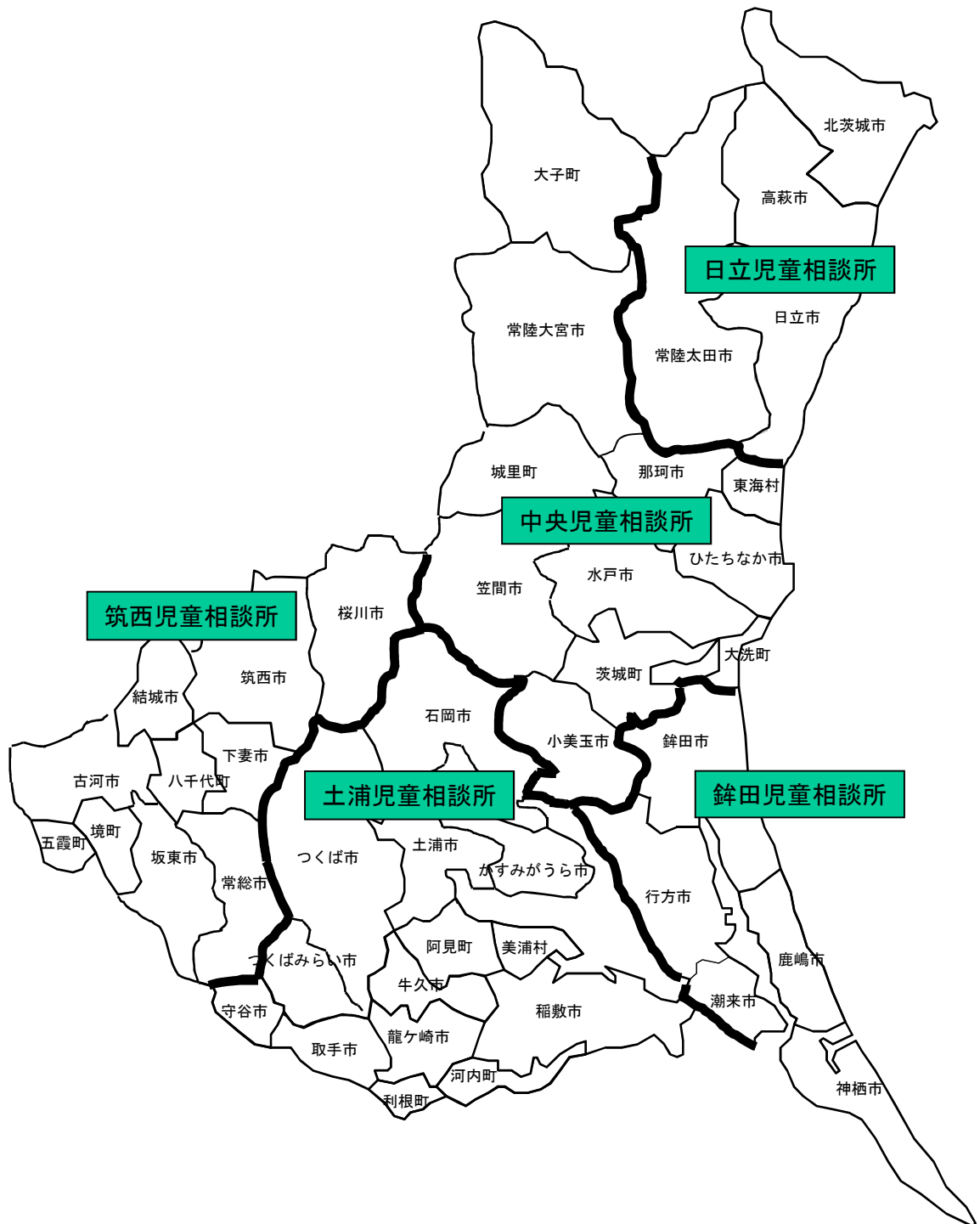
保健所管轄区域（R7.4.1現在）

—— 保健所管轄区域

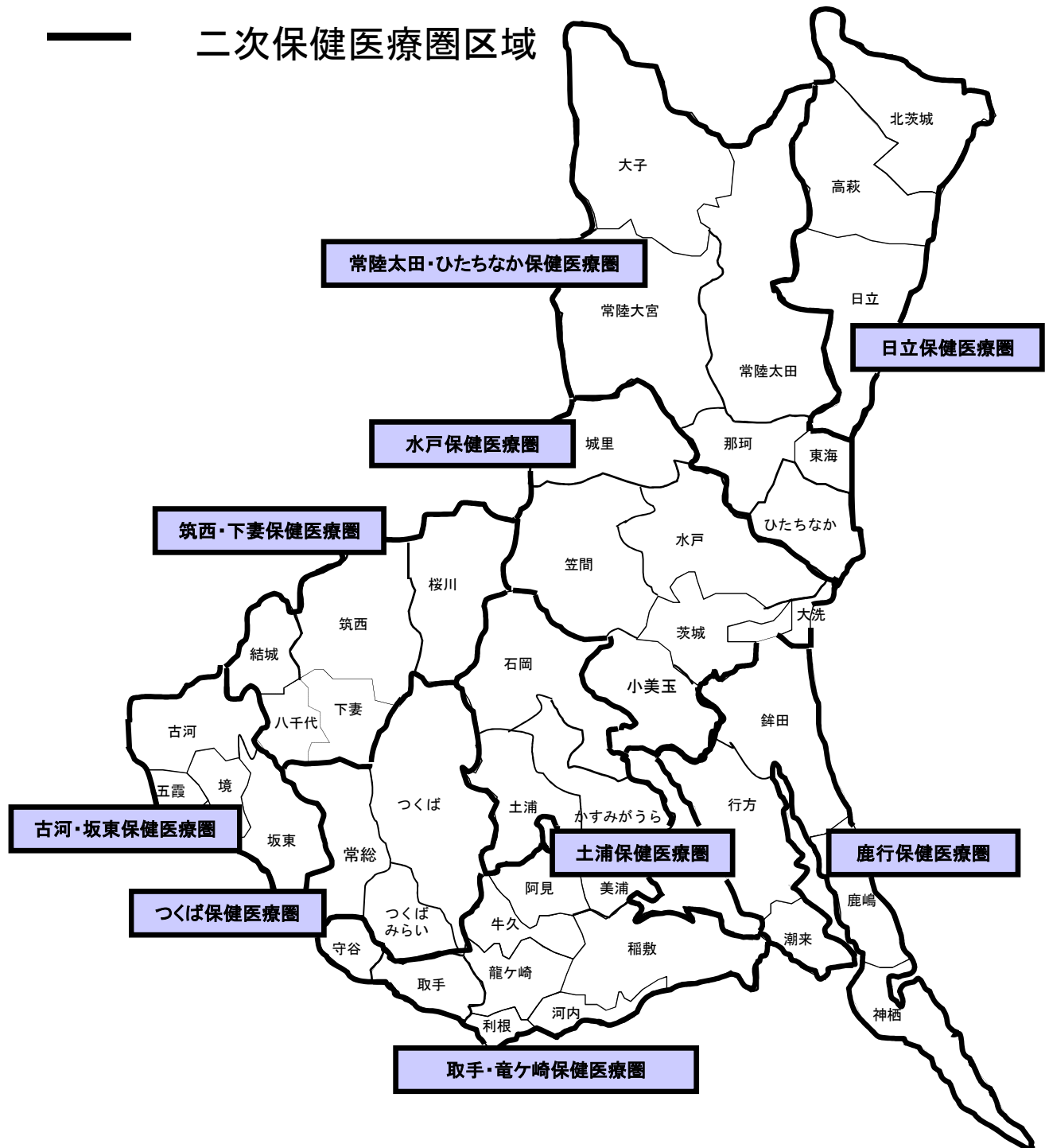


児童相談所管轄区域（R7.4.1現在）

—— 児童相談所管轄区域

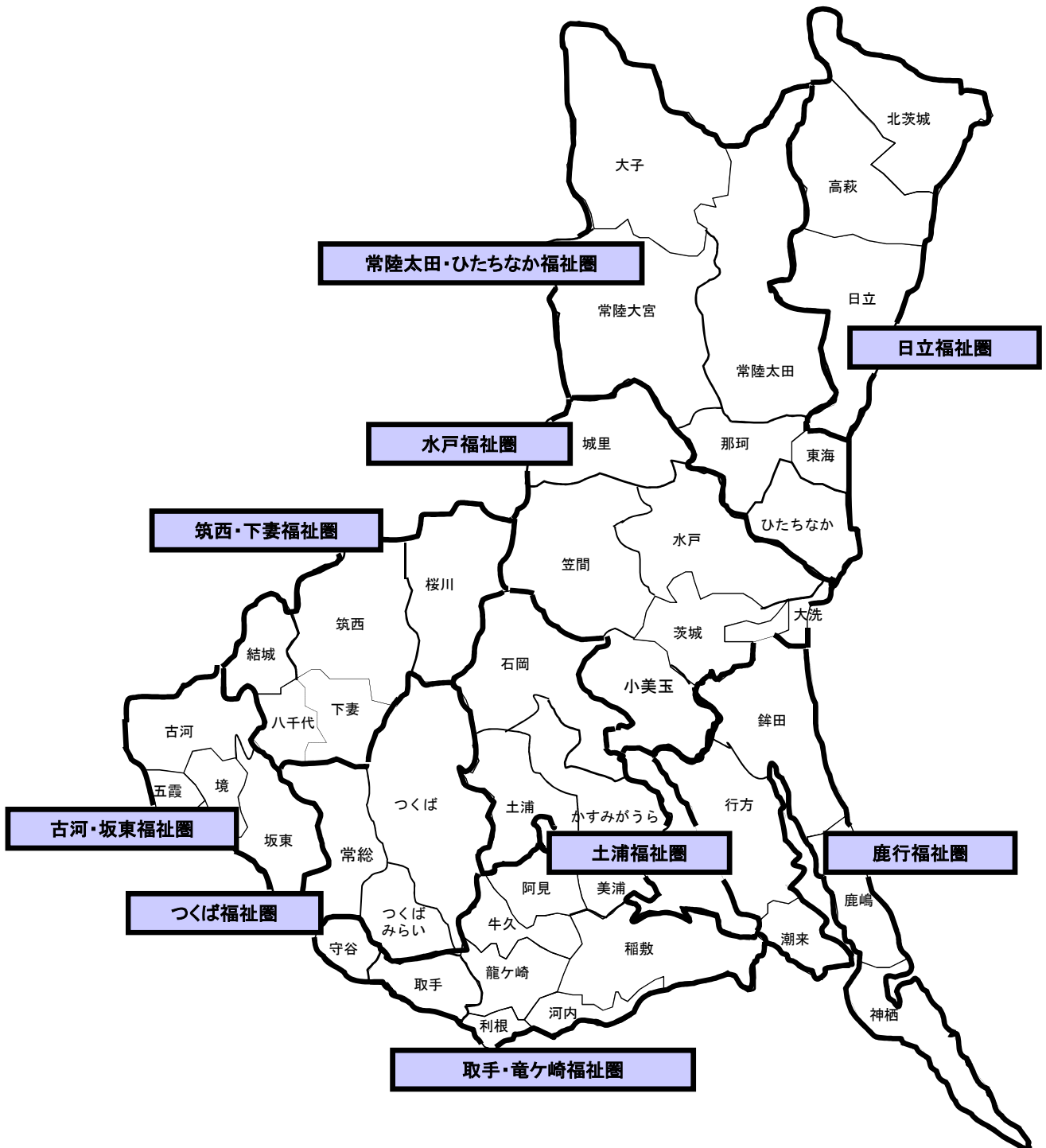


二次保健医療圏（R7.4.1現在）



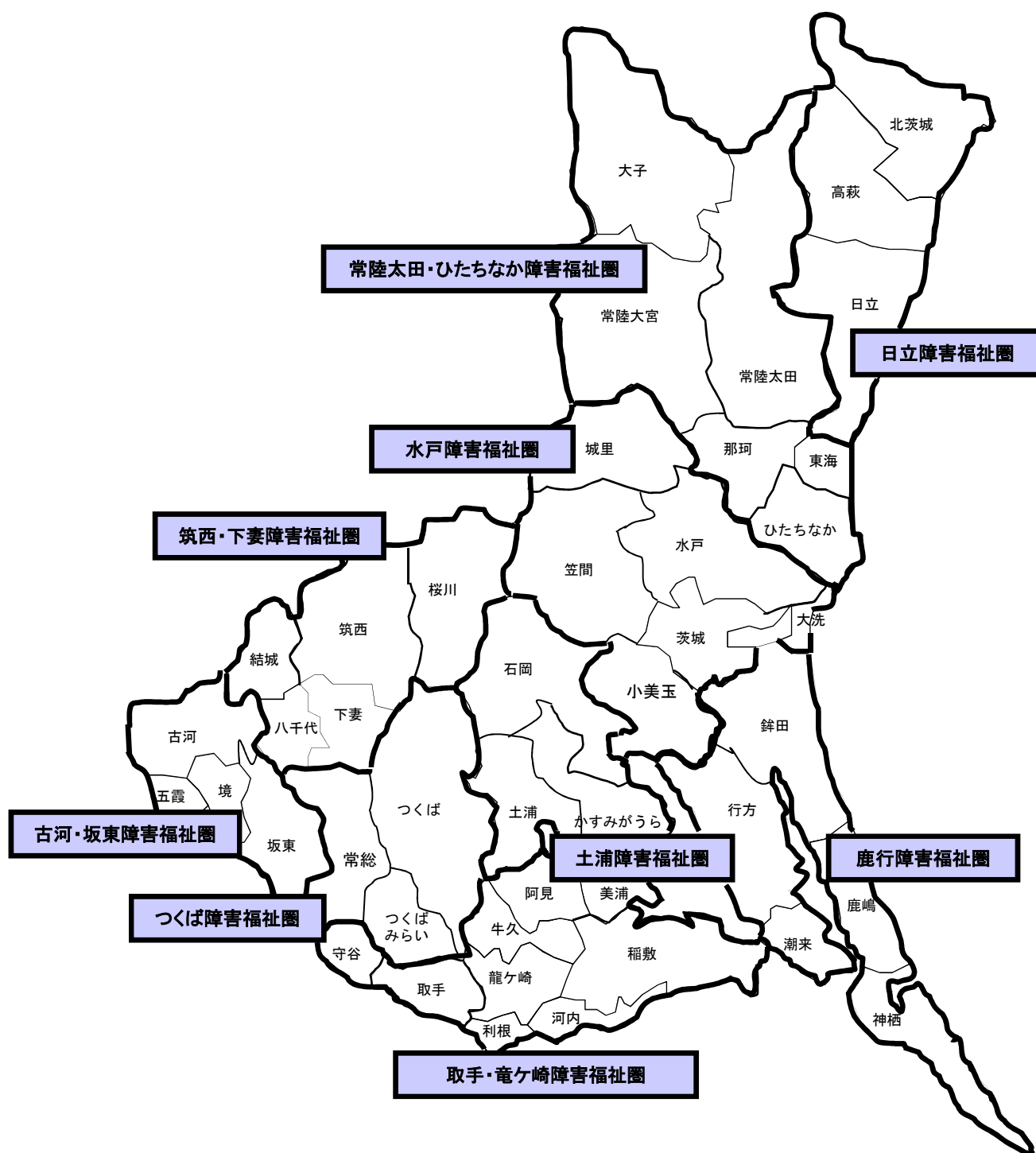
高齢者福祉圏

(R7.4.1現在)



障 害 福 祉 圏

(R7.4.1現在)



障害者支援施設等の設置状況(R7.4.1現在)

(※当位置図には、入所系施設〔障害者支援施設、障害児入所支援(福祉型)、障害児入所支援(医療型)〕を図示)

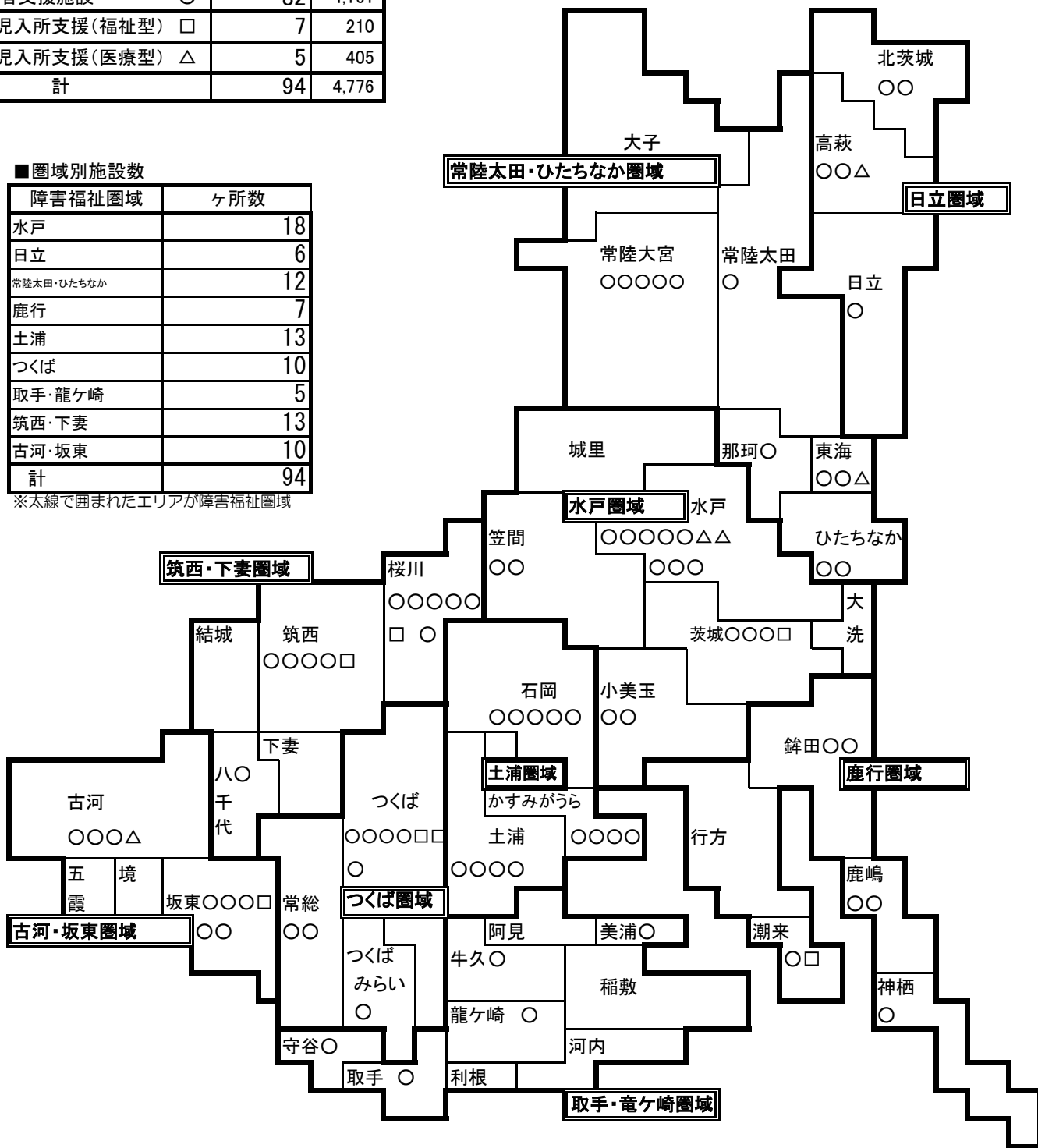
■施設数

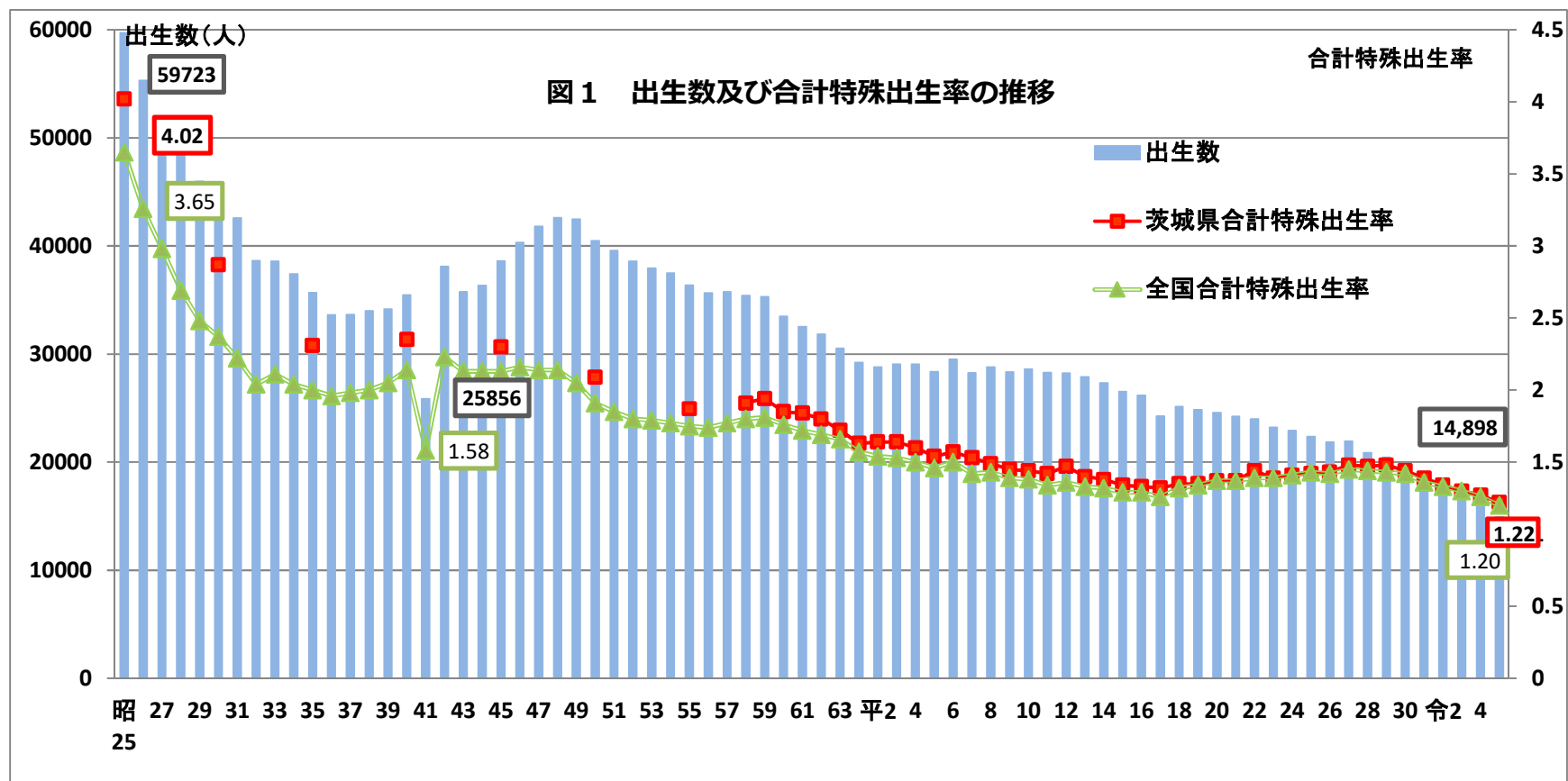
区 分	ヶ所数	定員
障害者支援施設 ○	82	4,161
障害児入所支援(福祉型) □	7	210
障害児入所支援(医療型) △	5	405
計	94	4,776

■圏域別施設数

障害福祉圏域	ヶ所数
水戸	18
日立	6
常陸太田・ひたちなか	12
鹿行	7
土浦	13
つくば	10
取手・龍ヶ崎	5
筑西・下妻	13
古河・坂東	10
計	94

※太線で囲まれたエリアが障害福祉圏域





令和5年	
茨城県出生数	14,898
茨城県合計特殊出生率	1.22
全国合計特殊出生率	1.20

福祉部の付属機関等一覧

	名称	設置目的（根拠法令等）	定数	会長	任期	期間	主管課
1	茨城県社会福祉審議会	社会福祉に関する事項を調査審議する。 （社会福祉法第7条）	28人以内	委員長 竹之内 章代	2年	R6.7.1～R8.6.30 (2024.7.1～2026.6.30)	福祉政策課
2	茨城県障害者施策推進協議会	障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を監視する。 （障害者基本法第36条）	30人以内	会長 森地 徹	2年	R7.4.1～R9.3.31 (2025.4.1～2027.3.31)	障害福祉課
3	茨城県障害者介護給付等不服審査会	市町村の障害福祉サービス等に関する処分に対する審査請求について審理・判定を行う。 （障害者総合支援法第98条第1項及び児童福祉法第56条の5の5第2項）	10人	会長 竹之内 章代	3年	R7.4.1～R10.3.31 (2025.4.1～2028.3.31)	障害福祉課
4	茨城県精神保健福祉審議会	知事の諮問に応じ、精神保健及び精神障害者の福祉に関する事項についての調査審議並びに意見の具申を行う。 （精神保健福祉法第9条）	20人以内	委員長 新井 哲明	3年	R6.12.20～R9.12.19 (2024.12.20～2027.12.19)	障害福祉課
5	茨城県精神医療審査会	措置入院決定報告書、措置入院者定期病状報告、医療保護入院者入院届、医療保護入院期間更新届等に関する事項を審査する。 （精神保健福祉法第12条）	27人	会長 松坂 尚	2年	R6.4.1～R8.3.31 (2024.4.1～2026.3.31)	障害福祉課
6	茨城県少子化対策審議会	県の少子化に対処するための施策に関する重要事項について調査審議する。 （子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第4項）	26人以内	会長 中島 美那子	2年	R6.7.24～R8.7.23 (2024.7.24～2026.7.23)	少子化対策課
7	茨城県青少年健全育成審議会	青少年の健全な育成に関する重要事項及びその総合的施策の樹立について必要な事項を調査、審議する。	20人以内	委員長 水口 進	2年	R6.7.1～R8.6.30 (2024.7.1～2026.6.30)	青少年家庭課
8	茨城県いじめ再調査委員会	県立学校及び私立学校の設置者が実施したいじめの重大事態に係る調査結果について再調査を実施する。 （茨城県いじめ再調査委員会条例）	5人	委員長 遠藤 俊弘	2年	R7.3.11～R9.3.10 (2025.3.11～2027.3.10)	青少年家庭課

福祉部関係各種団体一覧

	団体名	代表者	事務所所在地	電話番号
福祉政策課	社会福祉法人 茨城県社会福祉協議会	会長 竹之内 章代	〒310-8586 水戸市千波町1918 (総合福祉会館内)	029-241-1133
	社会福祉法人 茨城県共同募金会	会長 岩上 堯	〒310-0851 水戸市千波町1918 (総合福祉会館内)	029-241-1037
	日本赤十字社茨城県支部	支部長 寺門 一義	〒310-0914 水戸市小吹町2551	029-241-4516
	一般財団法人 茨城県民生委員児童委員協議会	会長 倉持 嘉男	〒310-0851 水戸市千波町1918 (総合福祉会館内)	029-243-0887
	社会福祉法人 茨城いのちの電話	理事長 幡谷 浩史	〒305-8691 筑波学園郵便局私書箱60号	029-852-8505
	更生保護法人 茨城県更生保護協会	理事長 鈴木 誉志男	〒310-0061 水戸市北見町1-1水戸地方合同庁舎 (水戸保護観察所内)	029-221-3015
	茨城県保護司会連合会	会長 小磯 実	〒310-0061 水戸市北見町1-1水戸地方合同庁舎 (水戸保護観察所内)	029-226-7034
	茨城県更生保護女性連盟	会長 鈴木 みち子	〒310-0061 水戸市北見町1-1水戸地方合同庁舎 (水戸保護観察所内)	029-231-5110
	社会福祉法人 恩賜財団済生会支部 茨城県済生会	会長 大井川 和彦	〒311-4198 水戸市双葉台3-3-10	029-254-5151
	部落解放愛する会 茨城県連合会	執行委員長 坂本 正美	〒304-0001 下妻市平方318番地	0296-30-0700
	茨城県地域人権運動連合会	代表委員 新井 直樹 他2名	〒307-0052 結城市中央町二丁目7番地1	0296-32-9022
	全日本同和会茨城県連合会	会長 石戸 俊也	〒309-1101 筑西市小栗2690番地	0296-45-8818
	部落解放同盟全国連合会 茨城県連合会	執行委員長 山田幸助	〒306-0052 古河市大山521	0280-48-2325
	茨城県人権擁護委員連合会	会長 大竹 喜士郎	〒310-0061 水戸市北見町1-1水戸地方合同庁舎 (水戸地方事務局内)	029-227-9919
福祉人材・指導課	一般社団法人 茨城県社会福祉士会	会長 竹之内 章代	〒310-0851 水戸市千波町1918 (総合福祉会館内)	029-244-9030
	一般社団法人 茨城県介護福祉士会	会長 森 久紀	〒310-0851 水戸市千波町1918 (総合福祉会館内)	029-353-7244
	公益社団法人 日本介護福祉士養成施設協会 関東信越ブロック茨城部会	会長 伊藤 浩一	〒319-0323 水戸市鯉淵町2222-2 (いばらき中央福祉専門学校内)	029-259-9292
長寿福祉課	一般財団法人 茨城県遺族連合会	理事長 加藤 浩一	〒310-0805 水戸市中央2-7-37 (狩野ビル2階)	029-221-4002
	茨城郷土部隊史料保存会	会長 大高 哲男	〒311-4165 水戸市木葉下町140(大高宅)	029-254-3520
	公益財団法人 茨城県老人クラブ連合会	会長 坂本 鉄夫	〒310-0851 水戸市千波町1918 (総合福祉会館内)	029-243-0081
	一般社団法人 茨城県福祉サービス振興会	会長 鈴木 一良	〒310-0851 水戸市千波町1918 (総合福祉会館内)	029-241-6939
	茨城県訪問介護協議会	会長 能本 守康	〒310-0851 水戸市千波町1918 (総合福祉会館内)	029-243-8561
	一般社団法人茨城県老人福祉施設協議会	会長 木村 哲之	〒310-0851 水戸市千波町1918 (総合福祉会館内)	029-241-8529
	一般社団法人 茨城県介護老人保健施設協会	会長 森田 隆	〒310-0851 水戸市千波町1918 (総合福祉会館内)	029-291-5376
	一般社団法人 茨城県介護支援専門員協会	会長 赤荻 榮一	〒310-0851 水戸市千波町1918 (総合福祉会館内)	029-243-6261
	社会福祉法人 茨城県社会福祉事業団	理事長 中島 敏之	〒319-0306 水戸市杉崎町1460 (県立あすなろの郷内)	029-259-9666
	一般社団法人 茨城県身体障害者福祉団体連合会	会長 荻津 和良	〒310-0851 水戸市千波町1918 (総合福祉会館内)	029-241-8295
障害福祉課	一般社団法人 茨城県身体障害者福祉協議会	会長 米川 正典	〒310-0851 水戸市千波町1918 (総合福祉会館内)	029-243-7010
	社会福祉法人 茨城県視覚障害者協会	理事長 軍司 有通	〒310-0055 水戸市袴塚1-4-64 (県立視覚障害者福祉センター内)	029-221-0098
	一般社団法人 茨城県聴覚障害者協会	会長 吉沢 馨	〒310-0844 水戸市住吉町349-1 (県立聴覚障害者福祉センター「やすらぎ」内)	029-248-0882
	一般社団法人茨城県手をつなぐ育成会	会長 永井 立雄	〒310-0851 水戸市千波町1918 (総合福祉会館内)	029-243-3838
	茨城県肢体不自由児(者) 父母の会連合会	会長 御代川 栄子	〒310-0851 水戸市千波町1918 (総合福祉会館内)	029-243-3838
	茨城県肢体不自由児協会	会長 御代川 栄子	〒310-0851 水戸市千波町1918 (総合福祉会館内)	029-243-3838
	茨城県重度心身障害児(者)を守る会	会長 藤枝 利彰	〒319-1417 日立市かみあい町3-6-8	0294-42-8422
	一般社団法人 日本筋ジストロフィー協会 茨城県支部	支部長 有賀 絵里	〒319-1222 日立市久慈町1-15-2	0294-52-1135
	一般社団法人 茨城県心身障害者福祉協会	会長 楢山 太一	〒310-0851 水戸市千波町1918 (総合福祉会館内)	029-244-7461
	茨城県自閉症協会	会長 秋田 晴美	〒311-3157 東茨城郡茨城町小幡北山2766-36 (社会福祉法人梅の里内)	070-2009-7946
	茨城県聴声会	大曾根 正幸	〒313-0111 常陸太田市千寿町843	0294-76-3797
	公益社団法人 日本オースティン協会茨城県支部	支部長 大竹 史朗	〒314-0031 鹿嶋市宮中27-49	0299-83-3611
	茨城県身体障害者相談員連絡協議会	会長 荻津 和良	〒310-0851 水戸市千波町1918 (一般社団法人茨城県身体障害者福祉団体連合会内)	029-241-8295
	茨城県障害者スポーツ・文化協会	会長 大井川 和彦	〒310-8555 水戸市笠原町978-6 (障害福祉課内)	029-301-3375
	茨城県精神保健協会	会長 池田 八郎	〒310-0852 水戸市笠原町993-2 (茨城県精神保健福祉センター内)	029-241-3352
	一般社団法人 茨城県精神科病院協会	会長 高沢 彰	〒311-1115 水戸市大串町715 (汐ヶ崎病院内)	029-269-2226
	一般社団法人 茨城県精神保健福祉会連合会	会長 兼清 紀郎	〒310-0852 水戸市笠原町993-2 (茨城県精神保健福祉センター内)	029-243-6172
	茨城県精神障害者支援事業者協会	会長 松岡 大介	〒311-0117 那珂市豊嶋505 (医療法人社団有朋会 くりの葉内)	029-295-7680
	茨城県児童館連絡協議会	会長 石原 夕起	〒310-8555 水戸市笠原町978-6 (少子化対策課内)	029-301-3261
	茨城県母性衛生学会	会長 佐藤 豊実	〒300-0331 稲敷郡阿見町阿見4669-2 (県立医療大学助産学専攻科)	029-840-2837
	茨城県小児保健協会	会長 古池 雄治	〒310-8512 水戸市文京2-1-1 (茨城大学内)	029-228-8297 (廣原准教授・事務局幹事)
	茨城県地域活動連絡協議会	会長 谷川原 奈都子	〒300-3253 つくば市大曾根447-3	029-864-0181
	茨城県産婦人科医会	会長 青木 雅弘	〒310-0852 水戸市笠原町489 ((社)茨城県メディカルセンター内)	029-241-1130
子ども未来課	一般社団法人 茨城県私立幼稚園・認定こども園連合会	会長 飯塚 拓也	〒310-0911 水戸市見和1-356-2 (県水戸生涯学習センター分館内)	029-226-0538
	公益財団法人 茨城県私立幼稚園退職基金財団	理事長 狩野 良和	〒310-0911 水戸市見和1-356-2 (県水戸生涯学習センター分館内)	029-291-6297
	茨城県保育協議会	会長 工藤 義人	〒310-0851 水戸市千波町1918 (総合福祉会館内)	029-243-4034
	茨城県民間保育協議会	会長 浅野 学志	〒310-0851 水戸市千波町1918 (総合福祉会館内)	029-243-4034
青少年家庭課	公益社団法人茨城県青少年育成協会	会長 山口 恒巳	〒310-0034 水戸市緑町1-1-18 (県立青少年会館内)	029-227-2747
	茨城県青少年相談員連絡協議会 (いばらき子ども見守りネットワーク)	会長 澤幡 敬智	〒310-8555 水戸市笠原町978-6 (県青少年家庭課内)	029-301-2183
	茨城県メディア教育指導員連絡会	会長 長谷川 裕之	〒310-8555 水戸市笠原町978-6 (県青少年家庭課内)	029-301-2183
	県立青少年会館自主管理部門運営委員会	代表 佐川 雄太	〒310-0034 水戸市緑町1-1-18 (県立青少年会館内)	029-301-2183
	社会福祉法人 茨城県母子寡婦福祉連合会	会長 境 洋子	〒310-0065 水戸市八幡町11-52	029-221-7505
	茨城県児童福祉施設協議会	会長 橋 忠彦	〒319-0325 水戸市小林町1186番地84 (児童家庭支援センターあいびー内)	029-291-3770
	茨城県里親連合会	会長 京川 誠	〒313-0003 常陸太田市瑞龍町1425 (児童福祉施設営田養徳園内)	0294-72-3415